

1 資料 編

1. 廃棄物事業年表	資 - 3
2. ごみ減量・リサイクル関係施策フロー	資 - 15
3. 条例・規則・要綱等	
○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	資 - 16
○廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	資 - 35
○廃棄物減量等推進審議会規則	資 - 56
○大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則 ..	資 - 58
○大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する指導要綱 ..	資 - 64
○豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱	資 - 68
○豊中市ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会設置要綱	資 - 70
○豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱	資 - 71
○豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱	資 - 73
○豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱	資 - 76
○豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱	資 - 80
○豊中市ふれあい収集実施要綱	資 - 83
○豊中市臨時ごみリユース推進支援事業実施要綱	資 - 86
○豊中市子ども服リユース推進事業実施要綱	資 - 88
○事業系一般廃棄物減量計画の作成、届出等に関する規則	資 - 90
○一般廃棄物処理業許可事務取扱要領	資 - 92
○一般廃棄物処理業許可基準要綱	資 - 96
○一般廃棄物収集運搬業の許可審査基準要綱	資 - 98
○浄化槽清掃業許可事務取扱要領	資 - 99
○豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱	資 - 102
○豊中市建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱	資 - 104
○豊中市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱	資 - 108
○豊中市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱	資 - 113
○豊中市PCB廃棄物処理推進会議設置要綱	資 - 116
○豊中エコショップ制度実施要領	資 - 119
○豊中エコショップ審査員設置要綱	資 - 125
○豊中エコショップラベリング制度実施要領	資 - 127
○豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例	資 - 129
○豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則	資 - 133
○豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例	資 - 135
○豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例 施行規則	資 - 138
○豊中市まちを美しくする運動推進本部設置要綱	資 - 139
○豊中市まちを美しくする運動連絡会議規約	資 - 143
○違法簡易広告物追放推進団体制度に関する要綱	資 - 146
(豊中市伊丹市クリーンランド)	
○豊中市伊丹市クリーンランド規約	資 - 148
○ごみ処理施設使用に関する条例	資 - 150
○ごみ処理施設使用に関する条例施行規則	資 - 152

1. 廃棄物事業年表

年	ごみ関係	し尿関係	備考
昭和17年 昭和18年 昭和28年	昭和15年まで民営による収集 昭和16年から直営引継ぎ ごみ焼却場(山ノ上)及び埋立 昭和11年荷車	昭和17年し尿くみ取り業者誕生 昭和27年直営と業者による収集 農村還元・貯溜槽 牛馬車(おけ)	昭和11年10月15日 市制施行 7,977世帯 38,770人 18.18k m ²
昭和29年	不定期収集 オート3輪トラック(1t)・手曳車	月2回取り 農村還元(箕面・茨木・伊丹市にも還元)・貯溜槽 オート3輪木槽車・タンク牛馬車	清掃法公布 衛生課員26人 その下に環境衛生係 現業職員名称 運転士(手) 清掃人夫
昭和30年 昭和36年	昭和35年 10日間隔収集 昭和35年 オート3輪 ダンプカー(2t手動式) 昭和36年 押込式収集車採用 船底型ダンプ	昭和31年 オート3輪バキューム車 昭和35年 直営と5業者 昭和35年5月 原田下水処理場完成 (100kℓ/d) 昭和35年タンク牛馬車姿を消す	昭和30年1月1日 庄内町を編入 30,083世帯 132,374人 36.60k m ² 衛生課から分離 清掃課に庶務係・第1作業係・ 第2作業係・第3作業係
昭和37年	昭和37年 週1回収集 豊中市伊丹市清掃施設組合第1清掃工場完成(150t/8H) 計量機による計量開始	昭和37年 木槽車姿を消す	清掃課が部に昇格 庶務課 作業課 第1作業係・第2作業係 第3作業係・第4作業係
昭和38年 昭和39年	昭和38年 週2回収集 8か所のモデルステーション方式採用 昭和38年 山ノ上焼却場閉鎖・市内埋立処分地閉鎖 昭和39年 13か所のモデルステーション方式採用 手曳車姿消す	昭和38年 4輪バキューム車採用(1.8kℓ) 昭和39年 豊中市伊丹市清掃施設組合第2工場完成(300kℓ/d)	昭和39年3月 第1作業課管理棟完成 (走井2-5-5) 昭和39年7月 作業課が第1作業課と第2作業課に分離
昭和40年 昭和42年	昭和40年 回転式収集車採用 昭和42年 全市の50%モデル地区、一般地区5日取り	直営と4業者 原田下水処理場完成 (62,500m ³ /d)	千里ニュータウン豊中市域工事始まる 第2作業課管理棟完成 (島江1-3-25) 昭和41年4月 公共下水道の一部共用開始 昭和41年11月 全市特掃区域となる 昭和42年7月豪雨による災害
昭和43年 昭和45年	昭和43年 全市の60%モデル地区 昭和43年 第1清掃工場増設工場完成 (300t/24H) 昭和45年 全市週2回収集 中高層住宅にコンテナ方式 昭和45年 コンテナ車採用	昭和43年6月1日 浄化槽管理業者許可(5業者) 清掃法規則一部改正 (府条例廃止) 府知事認可→市町村長許可へ 昭和44年 浄化槽清掃業者(7業者) 昭和45年 ミニバキューム採用	昭和43年4月 衛生課と統合し衛生部と改称、 作業課が清掃課となる 環境衛生週間に伴い団体・児童に 感謝状及び賞状贈呈式 昭和44年4月 防疫部門を下水道部に移管 昭和44年11月 猪名川流域下水道原田下水処理 場に名称変更 昭和45年12月25日 廃棄物処理法公布
昭和46年	全市週2回定曜日収集 8月第1清掃工場破砕機新設デ・ ロール<切断機>(50t/5H)	ホースリール取り付け始める	9月24日廃棄物処理法施行

年	ごみ関係	し尿関係	備考
昭和47年	5月全市粗大ごみ月1回収集 (不燃物と可燃物との隔月分別収集) 大掃除廃止 10月第1清掃工場不燃性廃棄物処理プレス装置新設(30t/5H)	2月第2清掃工場ロータリードラムスクリーン2型(300kl/d) ホースリール取り付け終わる	4月1日廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同施行規則施行 4月1日第3清掃課新設
昭和48年	5月粗大ごみ月1回収集 (不燃・可燃物同日分別収集) 1月1日一般廃棄物処理業者許可(11業者) 電気集じん機新設 予備ピット新設(10,000m ³) 圧縮押込式収集車採用	4月庄内下水処理場完成 <1/2> (60,000m ³ /d) 猪名川流域下水道原田終末処理場(114,600m ³ /d)	4月1日衛生部を清掃部に改称 (清掃課が業務課となる) 衛生課は分離し保健衛生部に
昭和49年 ～ 50年	昭和49年6月粗大ごみ月2回収集 (不燃・可燃同日分別収集) 昭和49年8月PCB抜き取りPR 昭和50年4月30日第1清掃工場完成(675t/24H),ピット6,100m ³	昭和50年1月30日 業者補償契約締結 昭和50年猪名川流域下水道原田終末処理場増設(166,900m ³ /d)	昭和49年4月1日庶務課豊中ビルに移転
昭和51年 ～ 52年	昭和51年一般廃棄物処理業者許可(10業者) 昭和52年9月環境衛生週間行事開始 「ごみの中からこんなもの」展示品50点・講演会	昭和52年委託契約・補償契約の処理基準変更	昭和51年5月1日 清掃部を環境事業部に改称 昭和51年8月 第3業務課管理棟完成 (原田南2-5-1)
昭和53年	3月排水処理施設完成 (重金属除去装置) 11月4分別収集実施 日常ごみ 週2回定曜日 大型可燃物・金属・ガラス類・プラスチック等不燃物 月2回定曜日 ポリ袋全市無料配布実施	大口臨時処理(委託分)54年度から直営に返還を決定 祝日収集全面中止	3月収納事務一部電算化開始 廃掃法,規則一部改正 浄化槽清掃業法第9条に法第7条許可必要となる(11月施行)
昭和54年	不燃物処理の強化を決める 市政モニター(清掃問題実施)	大口臨時処理(委託分)直営化 ベルトプレス式脱水装置新設	4月1日収納事務電算化開始(臨時ごみ料金繰越分は除く)
昭和55年	9月ごみ展 入場者約8,200人 展示品 236点 パネル・写真展 おもちゃの病院 修理数823点 不燃物集積場増設 ホイールローダー購入	9月 庄内下水処理場 残1/2完成 120,000m ³ /dとなる	
昭和56年	9月ごみ展 入場者数 3,668人 展示品 228点 パネル・写真展 おもちゃの病院 修理数152点 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 軽ダンプ購入 全収集車両クーラー整備	11月 委託2業者合併し4業者が3業者となる 全収集車両クーラー整備	
昭和57年	4月祝日収集始まる まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 9月まちを美しくする運動連絡会議設置 まちを美しく運動推進本部設置(事務局環境事業部庶務課) カベ新聞コンクール 美化ポスター募集開始 美化パトロール車購入 11月ごみ展 入場者数 3,156人 展示品 254点 パネル・写真展 おもちゃの病院 修理数124点 親子シアター,環境講座開講	猪名川流域下水道原田終末処理場 251,600m ³ /d	8月第2業務課第2作業係が第1業務課第2作業係に統合 庶務課計画係の中に美化担当発足

年	ごみ関係	し尿関係	備考
昭和58年	カベ新聞コンクール 参加校 17 小・中学校 参加人員 1,474 人, 応募作品 257 点 みんなであそぼうお話の会 参加園(所) 13 施設 参加人員 1,088 人 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演開始	集金制廃止・全面的に銀行納入制 ミニバキューム廃車	第 2 業務課建替えのため第 3 業務課に移転 5 月 18 日浄化槽法公布 「クリーンとよなか」発行
昭和59年	カベ新聞コンクール 参加校 12 小・中学校 参加人員 730 人, 応募作品 130 点 みんなであそぼうお話の会 参加園(所) 29 施設 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈	補償契約満了	4 月 9 日 第 2 業務課竣工
昭和60年	7 月日常ごみ午前中収集 カベ新聞コンクール 参加校 17 小・中学校 参加人員 1,193 人, 応募作品 228 点 みんなであそぼうお話の会 参加園(所) 21 施設, 参加人員 1,931 人 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 美化啓発表示板「クリーンガイド」設置 連絡会議実務担当者研修会実施 12 月発泡スチロール減容機設置	委託業者合併し 1 業者になる 9 月原田下水処理場へのし尿投入終了	10 月 1 日浄化槽法施行 10 月 18 日廃棄物の処理及び清掃に関する規則改正施行
昭和61年	カベ新聞コンクール 参加校 11 小・中学校 参加人員 1,246 人, 応募作品 233 点 みんなであそぼうお話の会 参加園(所) 18 施設, 参加人員 1,476 人 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 市制 50 周年「あき缶モザイク」パネル作成		
昭和62年	カベ新聞コンクール 参加校 12 小・中学校 参加人員 849 人, 応募作品 153 点 みんなであそぼうお話の会 参加園(所) 9 施設, 参加人員 760 人 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 屋外不法広告物撤去権限の一部事務委任		「クリーンとよなかⅡ」発行 「地域清掃のてびき」発行
昭和63年	カベ新聞コンクール 参加校 8 小・中学校 参加人員 205 人, 応募作品 41 点 3 月リサイクルプレゼント 出品数 17 品目(30 点), 応募総数 984 通 3 月大阪府宅地建物取引業協会豊中市支部と「屋外不法広告物撤去対策協議会」設置(事務局環境事業部庶務課) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 ごみ入れ容器の設置 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)試験設置		5 月機構改革により不法投棄関係を下水道部から移管
平成元年	カベ新聞コンクール 参加校 11 小・中学校 参加人員 652 人, 応募作品 156 点 リサイクルプレゼント(9 月) 出品数 30 点, 応募総数 1,015 通 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, むいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈, 地域清掃用具の貸出開始		

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 2年	廃プラスチック類減容固化施設完成(1月) カベ新聞コンクール 参加校 10小・中学校 参加人員 623人, 応募作品 102点 リサイクルプレゼント(4月・10月) 出品数 66点, 応募総数 2,887通 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 美化ポスター, 幼児図画募集開始 めいぐるみ人形劇公演, 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ):12か所(10月~11月)	し尿中継施設建設 始まる	豊中市伊丹市清掃施設 組合において「粗大ごみ 処理施設」着工(7月)
平成 3年	ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会設置(5月) 集団回収報奨金制度実施(6月) ごみ減量キャンペーンの実施(7月~1月) リサイクル展, リサイクルシンポジウム(9月) カベ新聞コンクール 参加校 17小・中学校 参加人員 1,261人, 応募作品 254点 リサイクルプレゼント(4月・9月) 出品数 88点, 応募総数 2,570通 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 美化ポスター, 幼児図画募集, めいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈, 犬のふん放置啓発看板作成	し尿中継施設「サ ニテーション」竣 工(6月)	4月リサイクル法公布 5月機構改革により再 資源対策課設置 庁内古紙回収ボックス を市施設に設置(300 基:7月) 10月改正廃棄物処理法 公布 10月リサイクル法施行 「クリーンとよなかⅢ」 発行
平成 4年	トレー回収開始(三者協働事業:2月) 「豊中市ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会」 提言(3月24日) ミニリサイクル展開催(4月) 生ごみ堆肥化容器設置助成制度開始(6月) 図書券プレゼント付きあき缶回収事業開始(くうかん鳥5台:7月) 環境展'92(9月) 第1回「フリーマーケット in 豊中」開催(10月) ペットボトル回収開始(10月) カベ新聞コンクール 参加校 17小・中学校 参加人員 1,094人, 応募作品 183点 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 美化ポスター, 幼児図画募集, めいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)5基増設(合計18基) 不法投棄処理困難物の統一処理		大阪府廃棄物減量化リ サイクル推進会議「ごみ 減量化・リサイクルアク ションプログラム」策定 (5月) 7月4日改正廃棄物処理 法施行 豊中市伊丹市清掃施設 組合において「粗大ごみ 処理施設」稼動(10月)
平成 5年	集団回収推進会議開催(2月) 「ごみ減量計画」策定(3月) 「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例公布・施行 (4月1日条例の全部改正) 5分別収集実施(各定曜日収集) 可燃ごみ:週2回, 不燃ごみ:週1回, 大型ごみ:月1回危 険ごみ:月1回, 資源ごみ:月2回 ＊一部モデル地区にてガラスびんの分別収集を実施 市事業としてペットボトル回収(三者協働事業)開始 第2回ガレージセール in 豊中開催 図書券付きあき缶回収(くうかん鳥5台増設 計10台) 第1業務課地域交流夏祭り開催(8月) 第1期廃棄物減量等推進審議会開催(9月16日) 環境展'93開催(10月) ミニリサイクル展開催(10月) 廃棄物減量等推進員制度発足(10月) 冊子「ごみゼロ社会へ挑む」発行(12月) カベ新聞コンクール 参加校 12小・3中学校 参加人員 1,100人, 応募作品 188点 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 美化ポスター, 幼児図画募集, めいぐるみ人形劇公演 ごみ入れ容器の設置, 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)2基増設(合計20基)		第1業務課建替えのた め仮設事務所に移転(3 月) 豊中市伊丹市清掃施設 組合から豊中市伊丹市 クリーンランドへ名称 変更(4月) 総務課, 再資源対策課第 一庁舎へ移転(7月)

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 6 年	第 3 回ガレージセール in 豊中開催(6 月) 第 1 業務課地域交流祭り開催(8 月) 環境こどもの集い(10 月) ミニリサイクル展開催(10 月) 環境展'94 開催(12 月) カベ新聞コンクール 参加校 9 小・3 中学校 参加人員 806 人, 応募作品 137 点 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, 幼児図画募集, めいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)2 基増設(合計 22 基)		9 月 7 日未明豪雨による災害 9 月機構改革により, 再資源対策課に指導係を設置。また空き地の指導関係を下水道部から移管 10 月 7 日第 1 業務課竣工 リサイクル工房設置(10 月)
平成 7 年	ごみ減量市民講座開講(1 月) →地震のため中止 廃棄物減量等推進審議会「リサイクルセンター基本構想」 「事業系ごみ減量対策」答申(3 月 30 日) ごみ減量セミナー開催(6 月～8 月) 第 1 業務課地域交流夏祭り開催(8 月) 環境こどもの集い(10 月) 第 4 回ガレージセール in 豊中開催(10 月) ミニリサイクル展開催(10 月) 環境展'95 開催 カベ新聞コンクール 参加校 9 小・2 中学校 参加人員 688 人, 応募作品 147 点 12 月 20 日規則の公布(施行期日を定める規則) 事業系一般廃棄物減量計画に関する規則 大規模建築物の廃棄物保管場所等に関する規則 第 2 期廃棄物減量等推進審議会開催(12 月 25 日) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, 幼児図画募集, めいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)5 基増設(合計 27 基)		1 月 17 日阪神・淡路大震災による被害 倒壊家屋等解体処理班設置(2 月) 豊中市伊丹市クリーンランド4 号炉稼動(3 月 31 日) 6 月 16 日容器包装リサイクル法公布 12 月 14 日容器包装リサイクル法政令・省令公布 豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設着工(12 月)
平成 8 年	啓発冊子「めざせ ごみゼロ! リサイクリング都市とよなか」全戸配布 3 月 1 日大規模建築物の廃棄物保管場所等に関する規則施行 4 月 1 日事業系一般廃棄物減量計画に関する規則施行 生ごみ堆肥化容器助成制度の対象をボカシ専用容器, 生ごみ処理機にも拡大(4 月) 第 5 回ガレージセール in 豊中開催(6 月) 9 月 20 日大阪府へ「分別収集計画」提出 環境こどもの集い(9 月) 環境展'96 開催(12 月) ミニリサイクル展開催(11 月) カベ新聞コンクール 参加校 9 小・2 中学校 参加人員 1,100 人 応募作品 181 点 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 美化ポスター, 幼児図画募集 めいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器(愛犬トイレ)3 基増設(合計 30 基) 市内一斉不法屋外広告物合同撤去活動実施(国, 府, 市, 関電他関係機関)以後継続実施 北摂 7 市 3 町環境美化対策会議開催		3 月 25 日 容器包装リサイクル法の基本方針の公表 3 月 倒壊家屋等解体処理班を解散し, 各課で対応 5 月 17 日 再商品化計画の公表 9 月 25 日 財団法人日本容器包装リサイクル協会設立 平成 8 年 10 月 31 日 容器包装リサイクル法に基づく指定法人として「財団法人日本容器包装リサイクル協会」を指定 12 月 16 日 大阪府分別収集促進計画を公表 12 月 27 日 厚生省が平成 9 年度～13 年度の分別収集見込み量の全国量を公表

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 9 年	ごみ減量・リサイクル講座（1～2 月，11 月～12 月） 第 2 期廃棄物減量等推進審議会答申「ごみの分別の基本的なあり方について」（3 月 26 日） 資源ごみ回収品目に紙パックを追加（4 月） ペットボトル回収拠点の拡大と全店常設化（5 月） 第 6 回ガレージセール in 豊中開催（5 月） ガラスびん収集に関する住民説明会各地域，自治会で始める（7 月～9 月） ガラスびん収集開始（1/2 世帯：10 月） 環境こどもの集い（11 月） 環境展'97（12 月） カベ新聞コンクール 参加校 10 小・3 中学校 参加人員 932 人，応募作品 168 点 まちを美しくする運動 PR 行事（6 月・10 月） 美化ポスター，幼児図画募集 ぬいぐるみ人形劇公演，美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器（愛犬トイレ）1 基増設（合計 31 基） ペットボトルリサイクル素材の作業服（冬服）を導入		廃棄物処理法・大気汚染防止法各政令改正，ごみ焼却炉のダイオキシンに法規制（12 月） 地球環境温暖化防止京都会議（12 月）
平成 10 年	ペットボトルリサイクル素材の作業服導入 ガラスびん収集開始（全世帯）に伴う 7 分別（6 分別収集及び拠点回収）の実施（10 月） ごみ減量リサイクル講座（10 月～11 月） 環境こどもの集い（10 月） 環境展'98（12 月） カベ新聞コンクール 参加校 10 小・1 中学校 参加人員 948 人，応募作品 174 点 まちを美しくする運動 PR 行事（6 月・9 月） 美化ポスター，幼児図画募集，ぬいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬のふん入れ容器（愛犬トイレ）3 基増設（合計 34 基）		豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設「クリーンスポーツランド」オープン（2 月） 家電リサイクル法公布（6 月）
平成 11 年	4 月 1 日条例の一部改正の公布「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（10 月 1 日施行） 廃棄物の処理手数料を 30 円から 60 円に改定 4 月 1 日規則の一部改正の公布「豊中市生ごみ堆肥化容器設置助成金交付規則」（6 月 1 日施行） 4 月 12 日規則，要綱の一部改正「廃棄物減量等推進審議会規則」，生ごみ堆肥化容器助成制度の対象を，電動式生ごみ処理機にも拡大（6 月） 公布・施行 機構改革に伴い名称を変更 「豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱」実施（定数を 100 人以内から 130 人以内に改定） 6 月 25 日大阪府へ「分別収集計画」提出 リサイクル工房展開催（6 月） 第 3 期廃棄物減量等推進審議会開催（8 月 25 日） 環境展'99（12 月） カベ新聞コンクール 参加校 15 小・3 中学校 参加人員 1,394 人，応募作品 257 点 まちを美しくする運動 PR 行事（6 月・10 月） 美化ポスター，幼児図画募集，ぬいぐるみ人形劇公演 美化清掃者へ感謝状贈呈 犬ふん防止対策「犬ふん放置禁止看板」自治会名を記入し，地域での取り組み強化を図る	し尿収集運搬業務を全面業者委託（4 月）	3 月 3 日豊中市伊丹市クリーンランドの条例の一部改正「ごみ処理施設使用に関する条例の一部改正「ごみ処理施設使用に関する条例」（10 月 1 日施行） 施設使用料を 30 円から 60 円に改定 4 月 12 日機構改革により ○総務課と再資源対策課を環境事業総務課に ○第 1 業務課，第 2 業務課，第 3 業務課をそれぞれ中部業務課，南部業務課，北部業務課に 7 月 12 日 ダイオキシン類対策特別措置法成立 9 月 28 日 政府が廃棄物減量化目標を決定

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 12 年	リサイクル工房展(2月) 廃棄物減量等推進員自主活動 ごみステーション調査結果展示(2月22日～24日) ガレージセール(3月5日) 「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等が 5,000 円から 10,000 円に、許可証の再交付手数料が 3,000 円から 6,000 円に(3月31日公布, 4月1日施行) 5月1日から、ごみ収集業務の一部外部委託(約10%) 可燃ごみ(対象;新千里東町・西町・南町・北町) ガラスびん(対象:上記地域と上新田地域) とよなか市民環境展(12月) 家庭系ごみ排出実態調査(5月～3月) 事業系ごみ排出実態調査(5月～3月) 「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 家電リサイクル法対象4品目の市収集運搬手数料を冷蔵 庫(250^{リットル}以上)5,000 円, その他 3,500 円に設定(12月20 日公布, 平成13年4月1日施行) まちを美しくする運動PR行事(6月・10月) カベ新聞コンクール 参加校 8小・4中学校 参加人員 775人, 応募作品 161点 美化ポスター 参加校 9小・1中学校, 応募作品 957点 幼児図画募集	廃棄物の減量及び 適正処理等に関す る条例一部改正 し尿, 浄化槽汚 泥, 動物の死体 の処理手数料を それぞれ倍額に 改定 ・3月31日公布 ・6月1日施行	4月1日 容器包装リサイクル 法完全施行 5月31日 グリーン購入法公布 建設資材リサイクル 法公布 6月2日 循環型社会形成基本 法公布 廃棄物処理法改正 浄化槽法改正 6月7日 リサイクル法改正 食品リサイクル法公 布
平成 13 年	リサイクル工房展(2月) 第3期廃棄物減量等推進審議会答申(3月)「ごみ減量をさ らに進めるための方策について」 廃棄物減量等推進員 自主活動 ガレージセール(3月) ごみ収集業務の一部委託化開始(4月) 可燃ごみ(対象:上新田地域) 「豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱」定数改正 130人から150人(4月1日) 市収集事業系ごみのうち, 100kg/月以上排出する事業者に ついては, 許可業者へ移行(4月) ごみ袋無料配布枚数を100枚から50枚に 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例一部改正 事業系ごみ収集運搬手数料を90円から110円に (10月1日施行) 粗大ごみ戸別申込制開始(10月1日収集分から) プラスチック製容器包装のモデル収集開始(10月から) 環境展(12月) まちを美しくする運動PR行事(6月・10月) カベ新聞コンクール 参加校 7小中学校 参加人員 360人, 応募作品 102点 美化ポスター 参加校 7小・5中学校, 応募作品 629点 幼児図画募集 アダプトシステム事業の推進		循環型社会形成推進基 本法施行(3月1日) 家電リサイクル法, 資源 有効利用促進法, グリー ン購入法施行(4月1日) 環境事業総務課が中部 業務課内に移転 環境事業部相談受付開 始(第一庁舎5階)
平成 14 年	リサイクル工房展(2月) 廃棄物減量等推進員 自主活動 ガレージセール(3月) 第2次一般廃棄物処理基本計画策定(6月) ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 161人 大阪府へ「分別収集計画」提出(6月) まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 6小・1中学校 参加人員 528人, 応募作品 97点 美化ポスター 参加校 8小・2中学校, 応募作品 723点 幼児図画募集 参加園 25園, 応募作品 1,142点		建設リサイクル法施行 (5月) 自動車リサイクル法公 布(7月)

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 15 年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 163 人 第2次ごみ減量計画策定(3月) ガレージセール (3月) 200 人参加 まちを美しくする運動 PR 行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 7 小・2 中学校 参加人員 856 人 応募作品 166 点 美化ポスター 参加校 6 小・5 中学校 応募作品 698 点 幼児図画募集 参加園 24 園 応募作品 1,012 点		4月1日機構改革により ○環境事業部と生活環境部が合併し環境部に(旧環境事業部の課を廃棄物対策室として新設しその傘下へ) ○環境事業総務課を減量推進課へ改称 ○中部・南部・北部業務課を各環境センターへ改称
平成 16 年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 180 人 2市2町合同マイバッグキャンペーン(2月)80 人参加 プラスチック製容器包装分別収集モデル地区の拡大(4月)約 10%→約 27% ごみ収集業務委託地区拡大(4月)約 10%→約 20% 家庭系ごみ指定袋制導入(4月) 違法簡易広告物追放推進団体制度(とよなか美はり番)の実施(2月) まちを美しくする運動 PR 行事(6月・9月) 美しいまちづくり推進のための市民懇話会設置(7月) 懇話会提言(11月19日)「美しいまちづくり推進のための提言～捨てない人づくり、捨てない地域づくりに向けて～」 カベ新聞コンクール 参加校 7 小・2 中学校 参加人員 907 人、応募作品 183 点 美化ポスター 参加校 6 校、応募作品 566 点 幼児図画募集 参加園 27 園、応募作品 920 点		
平成 17 年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 164 人 2市2町合同マイバッグキャンペーン(2月)131 人参加 「美しいまちづくりの推進に関する条例」公布・施行(4月1日) リサイクル交流センター開所(4月26日) 事業系指定ごみ袋制実施(10月1日) ごみ処理手数料改定(10月1日 改正条例施行) ※重量制の収集・運搬、処分の区分を廃止 (事業系) 45$\frac{1}{2}$リットル指定袋 1 袋につき 80 円 30$\frac{1}{2}$リットル指定袋 1 袋につき 60 円 10 kg までごとに 190 円 (家庭系臨時) 10 kg までごとに 150 円 まちを美しくする運動 PR 行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 2 小・2 中学校 参加人員 425 人、応募作品 76 点 美化ポスター 参加校 10 校、応募作品 875 点 幼児図画募集 参加園 27 園、応募作品 853 点		自動車リサイクル法本格施行(1月1日)
平成 18 年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 130 人 市民講座開催(1月～2月:連続4回)参加人数 19 人 2市2町合同マイバッグキャンペーン(2月)70 人参加 粗大ごみ有料収集実施(10月施行) 処理手数料は、品目ごとに 300 円、600 円、1,200 円、1,800 円の 4 区分 ごみ処理手数料改定(10月施行) (臨時収集粗大) 1 品目ごとに粗大ごみの 1.5 倍 (家庭系臨時) 10 kg までごとに 170 円 まちを美しくする運動 PR 行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 6 小・2 中学校 参加人員 503 人、応募作品 98 点 美化ポスター 参加校 6 校、応募作品 663 点 幼児図画募集 参加園 35 園、応募作品 1,194 点		改正廃棄物処理法(2月10日公布) 改正容器包装リサイクル法(6月公布)

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 19 年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 121 人 市民講座開催(1月～2月:4回) 参加人数 19 人 2市2町合同マイバッグキャンペーン(2月)44人参加 ごみ収集業務委託地区拡大(4月)約20%→約30% ひと声ふれあい収集実施(7月) ごみ散乱防止ネット貸し出し実施(9月) まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 6小・2中学校 参加人員 697人, 応募作品 139点 美化ポスター 参加校 11校, 応募作品 957点 幼児図画募集 参加園 26園, 応募作品 679点 事業系再生資源集団回収実験事業(12月～2月)		4月1日環境業務課 新設 改正食品リサイク ル法(6月13日施行) 改正廃棄物処理法 政令(9月7日公布)
平成 20 年	ごみ減量フォーラム開催(1月) 参加人数 122 人 市民講座開催(1月～2月:4回) 参加人数 10 人 (4回のうち1回は、積雪により中止) リサイクル交流センター3周年記念イベント(4月) ・リサイクル作品展 ・リサイクルバザー(障害福祉課・ひまわりと協賛) ・スタンプラリー(交流センター, バザー会場, 花とみどりの相談所の3か所) 「今後のごみ分別収集の基本的な考え方について」を第6期廃 棄物減量等推進審議会意見具申を踏まえ策定(8月) まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) カベ新聞コンクール 参加校 4小・3中学校 参加人員 796人, 応募作品 133点 美化ポスター 参加校 7校, 応募作品 847点 幼児図画募集 参加園 23園, 応募作品 738点	豊中市サニテー ション閉鎖(3月 31日) し尿・浄化槽汚泥 の処理を伊丹市 に委託 (4月1日から「伊 丹市し尿公共下 水放流施設」に搬 入)	改正廃棄物処理法 政令施行(4月1日) 改正容器包装リサ イクル法完全施行 (4月1日)
平成 21 年	レジ袋削減協定締結(2月) ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 159 人 市民講座開催(3月) 参加人数 10 人 レジ袋削減キャンペーン実施(6月) まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 市民講座開催(11月～12月:3回)参加人数 76 人 かべ新聞コンクール 参加校 2小学校 参加人員 124人, 応募作品 24点 美化ポスター 参加校 5校, 応募作品 316点 幼児図画募集 参加園 25園, 応募作品 768点		改正家電リサイク ル法施行(4月1日)
平成 22 年	レジ袋削減キャンペーン実施(1月) ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 112 人 まちを美しくする運動PR行事(6月・9月) 市民講座開催(12月) 参加人数 16 人 かべ新聞コンクール 参加校 5小・2中学校 参加人員 852人, 応募作品 167点 美化ポスター 参加校 11校, 応募作品 675点 幼児図画募集 参加園 28園, 応募作品 706点		

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 23 年	ごみ減量フォーラム開催(2 月) 参加人数 89 人 第 3 次一般廃棄物処理基本計画を策定(3 月) 千里中央駅周辺を美化推進重点地区に指定(4 月 1 日) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) 市民講座開催(11 月) 参加人数 延べ 37 人 かべ新聞コンクール 参加校 2 小・2 中学校 参加人員 517 人, 応募作品 87 点 美化ポスター 参加校 9 校, 応募作品 572 点 幼児図画募集 参加園 26 園, 応募作品 844 点 「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 (12 月 21 日公布) 事業系指定ごみ袋制度の廃止(平成 24 年 4 月 1 日施行) ごみ処理手数料改定(平成 24 年 10 月 1 日施行) (事業系) 10kg までごとに 217 円		4 月 1 日廃棄物対策 室を環境センター に改称, 中部環境セ ンター・南部環境セ ンター・北部環境セ ンターをそれぞれ 中部事業所・南部事 業所・北部事業所に 改称
平成 24 年	ごみ減量フォーラム開催(2 月) 参加人数 84 人 第 3 次ごみ減量計画策定(3 月) 「路上喫煙の防止に関する条例」公布(3 月 30 日), 施行(4 月 1 日) 豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定(10 月 1 日) 空き缶収集開始, プラスチック製容器包装の収集開始(全世帯), ペットボトルの分別収集開始に伴う 9 分別の実施(4 月) ごみ収集業務委託地区拡大(4 月) 約 30%→約 40% 産業廃棄物に関する事務移譲(府から豊中市へ: 4 月) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) かべ新聞コンクール 参加校 5 小・1 中学校 参加人員 564 人, 応募作品 147 点 美化ポスター 参加校 7 校, 応募作品 403 点		中核市へ移行(4 月) 直営事業所を 3 事業 所から 2 事業所へ統 廃合(南部事業所を 廃止)(4 月) 豊中市伊丹市クリ ーンランドにおい て「リサイクルプラ ザ」稼働(4 月)
平成 25 年	ごみ減量フォーラム開催(2 月) 参加人数 77 人 リサイクル交流センター閉館(3 月 31 日) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) かべ新聞コンクール 参加校 4 小・2 中学校 参加人員 707 人, 応募作品 133 点 美化ポスター 参加校 9 校, 応募作品 314 点		小型家電リサイク ル法施行(4 月 1 日) 豊中市伊丹市クリ ーンランドの自己 搬入について事前 申込制が開始 (7 月 1 日)
平成 26 年	ごみ減量フォーラム開催(2 月) 参加人数 104 人 ごみ収集業務ごみ種別委託一部実施(4 月)市内約 26% 粗大ごみインターネット受付開始(4 月) まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) かべ新聞コンクール 参加校 4 小・1 中学校 参加人員 488 人, 応募作品 100 点 美化ポスター 参加校 9 校, 応募作品 450 点 千里中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定(3 月 20 日)	し尿, 浄化槽汚泥 の処理手数料を それぞれ 5 割増 に改定	
平成 27 年	ごみ減量フォーラム開催(2 月) 参加人数 114 人 まちを美しくする運動 PR 行事(6 月・9 月) かべ新聞コンクール 参加校 6 小学校 参加人員 397 人, 応募作品 84 点 美化ポスター 参加校 13 校, 応募作品 580 点 「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正 (9 月 29 日公布) 豊中エコレシコンテスト 応募総数 111 件 食品ロス・ゼロフォーラム(12 月) 参加人数 87 人 庄内駅(東側)周辺を路上喫煙禁止区域に指定(10 月 1 日)		4 月 1 日環境センタ ーの名称廃止(部, 課, 係機構へ)

年	ごみ関係	し尿関係	備考
平成 28年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数 105人 レジ袋削減協定締結式(2月) 再生資源の持ち去り禁止(4月1日施行) まちを美しくする運動PR行事(6月) かべ新聞コンクール 参加校 1小学校 参加人員 114人, 応募作品 18点 美化ポスター 参加校 16校, 応募作品 909点		豊中市伊丹市クリーンランドにおいて「新ごみ焼却施設」稼働(3月)
平成 29年	ごみ減量フォーラム開催(2月) 参加人数約 80人 ごみ分別冊子(改訂版・全戸配布)(3月) ごみ収集業務ごみ種別委託市内全域実施 水銀使用廃製品の拠点回収開始 市内4箇所(7月) 子供服リユースイベント参加 3回実施 かべ新聞コンクール 参加校 1小学校 参加人員 106人, 応募作品 25点 美化ポスター 参加校 12校, 応募作品 659点 庄内駅(西側)周辺を路上喫煙禁止区域に指定(12月11日)	し尿, 臨時又は多量に排出するものの処理手数料を5割増に改定	直営事業所を2事業所から1事業所へ統廃合(北部事業所を廃止)(4月)
平成 30年	ごみ減量フォーラム開催(2月)参加人数 118人 北摂レジ袋の無料配布中止協定締結式(2月) 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定(3月) 第4次豊中市ごみ減量計画策定(3月) 豊中市災害廃棄物処理計画策定(3月) 北摂7市3町と9事業者でレジ袋の無料配布中止を実施(6月) 水銀使用廃製品の拠点増設 商業施設1店舗(7月) 子供服リユースイベント参加 4回実施 雑がみ回収袋, 雑がみPRチラシの配布 かべ新聞コンクール 参加校 3小学校 参加人員 153人, 応募作品 36点 美化ポスター 参加校 13校, 応募作品 635点 事業系ごみ処理手数料撤廃(平成31年4月1日施行)		6月18日大阪府北部を震源地とする地震及び台風第21号による被害
平成 31年 令和 元年	(株)ダイエー・豊中市社会福祉協議会フードドライブに関する協定締結(2月) 生活協同組合コープこうべ・豊中市社会福祉協議会フードドライブに関する協定締結(3月) ごみ減量フォーラム開催(3月)参加人数 103人 北摂レジ袋の無料配布中止協定を新たに2事業者と, マイバッグ持参促進を趣旨とする協定を1事業者と締結, 実施(4月) 「とよなか環境TV」による周知啓発動画の配信開始(11月) かべ新聞コンクール 参加校 4小学校 参加人数 165人, 応募作品 31点 美化ポスター 参加校 16校, 応募作品 865点		食品ロス削減推進法(5月31日公布: 10月1日施行)
令和 2年	ごみ減量フォーラム(2月)※新型コロナウイルス感染拡大防止により中止 (株)光洋・豊中市社会福祉協議会フードドライブに関する協定締結(10月) かべ新聞コンクール, 美化ポスター※新型コロナウイルス感染拡大防止により中止		レジ袋有料化(7月1日) 豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例公布(6月) 豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例施行規則公布(6月)

年	ごみ関係	し尿関係	備考
令和 3年	ごみ減量フォーラム WEB 開催(3月)申込者数 132 人 豊中市社会福祉協議会フードドライブに関する覚書(4月) 給水スポットの設置:市有施設 6 か所(6月) 大日本除虫菊(株)と災害救援物資の供給等に関する協定締結(10月) 美化ポスター 参加校 7 校, 応募作品 602 点 市内 8 駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定(4月1日)		豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例施行(4月) 豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例施行規則施行(4月) プラスチック資源循環促進法(6月11日公布)
令和 4年	リネットジャパンリサイクル(株)と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定締結(2月) ごみ減量フォーラム WEB 開催(3月)総視聴回数 402 回 豊中市食品ロス削減推進計画策定(3月) ごみ種別委託の品目に「ビン」を追加(4月) 豊中郵便局・豊中南郵便局の配送用自動車及びバイクに不法投棄防止啓発シール掲出(6月) NATS, (株)ウォータースタンド及び阪急電鉄(株)が駅構内における給水機設置の実証実験を実施(9月~11月) 美化ポスター 参加校 12 校, 応募作品 437 点		
令和 5年	市指定ごみ袋規格にU形袋(大・中・小)を追加(R4.12月) (株)マーケットエンタープライズ及び(株)ジモティーとリユース活動の促進に関する連携協定を締結(1月) 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画改定(3月) 第4次豊中市ごみ減量計画改定(3月) 美化ポスター 参加校 15 校, 応募作品 372 点	臨時又は多量に排出するものの取扱い区分を見直し、処理手数料を改定	
令和 6年	ヤマト運輸株式会社の配送用自動車に不法投棄防止啓発シール掲出		

※令和 6 年(2024 年)6 月 30 日現在

2. ごみ減量・リサイクル関係施策フロー

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度		
関 連 法 等 の 変 遷	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）12月～）							
	容器包装リサイクル法（平成7年（1995年）6月～）							
	家電リサイクル法（平成10年（1998年）6月～）							
	資源有効利用促進法（平成12年（2000年）6月～）							
	食品リサイクル法（平成12年（2000年）6月～）							
	小型家電リサイクル法（平成25年（2013年）3月～）							
	食品ロス削減推進法（令和元年（2019年）5月～）							
			プラスチック資源循環促進法（令和3年（2021年）6月～）					
計 画 等 の 変 遷	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年（1993年）4月～）							
	第4次一般廃棄物処理基本計画（平成30年（2018年）3月策定）							
	第4次一般廃棄物処理基本計画（令和5年（2023年）3月改定）							
	第4次ごみ減量計画（平成30年（2018年）3月策定）							
	第4次ごみ減量計画（令和5年（2023年）3月改定）							
	災害廃棄物処理計画（平成30年（2018年）3月策定）							
	第8期分別収集計画						第9期分別収集計画	第10期分別収集計画
第11期廃棄物減量等推進審議会						第12期廃棄物減量等推進審議会		第13期分別収集計画
施 策 の 実 施 状 況	再生資源集団回収報奨金交付事業（平成3年（1991年）6月～）							
	廃棄物減量等推進員制度（平成5年（1993年）4月～）							
	多量排出事業所への減量指導（平成8年（1996年）3月～）							
	ごみ減量フォーラム（平成13年度（2001年度）～）							
	指定ごみ袋制度実施（平成16年（2004年）10月～）							
	粗大ごみ有料化実施（平成18年（2006年）10月～）							
	9分別収集開始（平成24年（2012年）4月～）							
そ の 他	リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）稼働（平成24年（2012年）4月～）							
	環境交流センター開館（平成25年（2013年）4月～）							
	新ごみ焼却施設稼働（平成28年（2016年）3月～）							
		●家庭系ごみ 排出実態調査	●事業系ごみ 排出実態調査					

○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成5年4月1日

条例第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年豊中市条例第27号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 廃棄物の減量の促進（第8条―第11条）
- 第3章 一般廃棄物の適正処理（第12条―第26条）
- 第4章 産業廃棄物の適正処理（第27条―第39条）
- 第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等（第40条―第64条）
- 第6章 地域の環境美化の推進（第65条―第68条）
- 第7章 雑則（第69条―第71条）
- 第8章 罰則（第72条―第75条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用による廃棄物の減量の促進を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境美化を推進することにより、本市における良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって環境にやさしい資源循環型都市の形成に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市長の実施する施策に協力しなければならない。

3 市民は、地域の環境美化に努めるとともに、地域の環境美化に関し、市長の実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図るとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市長の実施する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、地域の環境美化に努めるとともに、地域の環境美化に関し、市長の実施する施策に協力しなければならない。

（市長の責務）

第5条 市長は、あらゆる施策を通じ、廃棄物の発生の抑制、再生利用を促進する等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、市施設の整備及び作業方法

の改善等その能率的な運営に努めなければならない。

- 3 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民の自主的な活動の促進を図るとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、廃棄物の減量及び適正処理の確保のため、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 5 市長は、地域の環境美化の向上のため、必要な措置を講ずるとともに、市民、事業者及び行政機関その他の関係者に必要な協力の要請を行うものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項について調査、審議するため、法第5条の7の規定に基づき廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員の互選により、審議会に会長を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第7条 一般廃棄物の減量等を推進するため、市長は、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための施策への協力、市民の自主的な活動の推進その他の活動を行う。

第2章 廃棄物の減量の促進

（市民の自主的行動、商品の選択等）

第8条 市民は、商品の長期使用、不用品の活用、交換等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入に際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択し、買物袋を持参する等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 3 市民は、再生品又は再生利用が可能な物を使用し、再生資源の分別を行い、集団回収等による再資源化を促進するための活動に参加し、協力する等により、廃棄物の再生利用に努めなければならない。

（事業活動における廃棄物の減量）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、修理体制の確保等による廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、再生資源の分別の徹底を図る等事業活動に伴う廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を積極的に使用することにより、廃棄物の再生利用に努めなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、製品、容器等の活用又は再生利用が容易となるよう自ら評価し、当該活用又は再生利用の方法等の情報を提供すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

（事業者の包装等の適正化、回収等）

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等によりその適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再度の使用又は再生利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努

めるとともに、市民がその包装、容器等を不要とし、又は返却する場合には、その回収等に努めなければならない。

（市長の廃棄物の減量の促進等）

第11条 市長は、一般廃棄物の収集等の処理に際しては、廃棄物の再生利用に努めなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量を促進するため、一般廃棄物の減量計画を策定しなければならない。

3 市長は、物品の調達に当たっては、再生品又は再生利用が可能な物を使用するとともに、物品等の廃棄に当たっては、再生資源の分別を行う等廃棄物の再生利用に努めなければならない。

4 市長は、廃棄物の減量を促進するため、資源回収等を業とする事業者に対して必要な協力を求め、及び支援に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

（一般廃棄物の処理計画）

第12条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

（一般廃棄物の自己処分等）

第13条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら適正に処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

（土地等の適正管理）

第14条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

（減量計画の作成等の指示）

第15条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、その他必要な事項を指示することができる。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第16条 一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条及び第4条の2に定める基準に従って処理しなければならない。

（一般廃棄物の処理の申出）

第17条 占有者は、臨時に、若しくは継続して一般廃棄物（定日に収集する粗大ごみを除く。）又は定日に粗大ごみの収集を受けようとするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（一般廃棄物の排出禁止）

第18条 占有者は、市の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

（1）有害物質を含むもの

（2）著しく悪臭を発するもの

- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、収集、運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者が、前項各号に掲げる一般廃棄物の処分等をしようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難性の自己評価等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、製品、容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価を行い、適正な処理が困難とならない製品、容器等の開発に努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に、本市においてその適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任で、その適正処理困難物を回収する等必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届出等)

第21条 市規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物及び再生資源の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。

- 2 前項に規定する保管場所等は、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 第1項に規定する建設者は、市規則で定めるところにより、保管場所等の位置、規模その他市規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。
- 4 第1項の規定による場合のほか、建築物を建設する者は、第1項及び第2項の規定の趣旨に準じて、その建築物又は敷地内に保管場所等を設置するよう努めなければならない。
- 5 保管場所等が設置された建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を当該保管場所等に集めなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第21条の2 市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者（紙類、缶類等の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。）以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、缶類その他の再資源化の対象となるものとして市規則で定めるもの及び粗大ごみ（以下この条において「特定再生資源等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して、特定再生資源等を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による警告を受けた者がその警告に従わず、特定再生資源等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。

(指導、勧告及び公表)

第22条 市長は、第13条の規定による一般廃棄物処理計画、第15条若しくは第18条第2項若しくは

第20条第2項の規定による指示に従わず，又は第21条第1項の規定による保管場所等の設置をしない者に対し，必要な指導を行い，期限を定めて，改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は，前項の規定により勧告を受けた者が，当該勧告に従わない場合は，その旨を公表することができる。

（処理の拒否の措置）

第23条 市長は，第15条の規定による指示に従わないことにより，前条第1項の規定により勧告を受け，同条第2項の規定によりその旨を公表された者が，当該公表後においてなお当該勧告に係る措置を講じないときは，その者の事業活動に伴う一般廃棄物の処理の拒否に関し必要な措置を講ずることができる。

（一般廃棄物の処理手数料）

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料は，次のとおりとする。

種別			取扱区分	単位	金額
し尿			一般家庭から排出するもの	4人まで	月 660円
				1人増すごとに1人につき	月 150円
			事業所から排出するもの	100リットルまで	5,620円
				100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに	1,120円
			仮設トイレから排出するもの及び臨時の処理に係るもの	100リットルまで	14,450円
				100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに	5,100円
浄化槽汚泥				1キロリットルまでごとに	1,500円
動物の死体				1死体	1,200円
特定家庭用機器一般廃棄物	ユニット形エアコンディショナー		収集運搬	1台	3,500円
	テレビジョン受信機				3,500円
	電気冷蔵庫	内容積が250リットル未満のもの			3,500円
		内容積が250リットル以上のもの			5,000円
	電気洗濯機及び衣類乾燥機				3,500円
粗大ごみ			定日に排出するものの収	1点	2,700円以内で品目

	集、運搬及び処分		ごとに市規則で定める額
	臨時に排出するものの収集、運搬及び処分		4,050円以内で品目ごとに市規則で定める額
上記以外の一般廃棄物	臨時に一般家庭から排出するものの収集、運搬及び処分	10キログラムまでごとに	250円

備考

- 1 し尿処理手数料の一般家庭から排出するもののうち、特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5割を加算する。
 - 2 仮設トイレとは、工事、催物等のために一時的に設置された便所をいう。
 - 3 浄化槽汚泥には、建築物に設置された排水槽等（し尿を含むものに限る。）の汚泥を含むものとする。
 - 4 容量の認定が困難な浄化槽汚泥については、重量により認定することができる。この場合においては、重量1,000キログラムにつき容量1キロリットルの割合で計算した料金額とする。
 - 5 重量割で料金が定まっているもので、重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合においては、容量3立方メートルにつき重量1,000キログラムの割合で計算した料金額とする。
 - 6 特定家庭用機器一般廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
 - 7 ユニット形エアコンディショナー（セパレート形エアコンディショナーに限る。）については、一式として使用する室内ユニット及び室外ユニットを同時に排出する場合にあっては、1台として取り扱う。
- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量及び人員は、市長が認定する。
 - 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

（手数料の減免）

第25条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

（許可等申請手数料）

第26条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第8条の2の2第1項（法第9条の2の3第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた者とみなして適用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第9条第5項若しくは第9条の2の3第2項の規定による一般廃棄物処理施設の廃止の確認を受けようとする者、法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定を受けようとする者、同条第2項の規定による一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新を受けようとする者、法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者、法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可証若しくは認定証の再交付を受けようとする者は、当該申請の際、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円

- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
 - (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
 - (5) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
 - イ アに規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
 - (6) 一般廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件につき 33,000円
 - (7) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
 - イ アに規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円
 - (8) 一般廃棄物処理施設の廃止の確認申請手数料 1件につき 40,000円
 - (9) 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件につき 33,000円
 - (10) 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
 - (11) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件につき 94,000円
 - (12) 一般廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割認可申請手数料 1件につき 94,000円
 - (13) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 10,000円
 - (14) 第1号から第5号まで、第7号若しくは前号の許可証又は第9号の認定証の再交付申請手数料
1件につき 6,000円
- 2 既納の手数料は、還付しない。

第4章 産業廃棄物の適正処理

(産業廃棄物管理責任者の設置等)

第27条 建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業又は水道業を営む事業者であつて、産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者に対し、産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者が行う業務の実施の方法その他産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理のため必要な事項について、助言又は指導を行うものとする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第28条 事業者は、その産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の14日前までに、市規則で定める書類を添えて、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画
- (5) 第31条第1項の帳簿の備付け場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 非常災害のために必要な応急措置として前項に規定する保管をした事業者は、当該保管を開始した日から起算して14日以内に、市規則で定める書類を添えて、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前項各号(第4号及び第6号を除く。)に掲げる事項
- (2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

(1) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項に規定する保管

(2) 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

(3) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(5) 敷地等の面積が300平方メートル未満の事業場において行われる保管

（変更等の届出）

第29条 前条第1項の規定による届出書の提出をした者は、当該届出書に係る同項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。保管を廃止したときも、同様とする。

2 前条第2項の規定による届出書の提出をした者は、当該届出書に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。保管を廃止したときも、同様とする。

（計画変更の勧告）

第30条 市長は、第28条第1項の規定による届出書の提出又は前条第1項前段の規定による届出（以下「変更の届出」という。）があった場合において、第28条第1項第4号に規定する計画が産業廃棄物処理基準等（法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3に規定する指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（同条第2号に掲げる方法によるものを除く。）に係る同条第1号に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は変更の届出のあった日から14日以内に限り、当該届出書の提出又は当該変更の届出をした者に対し、当該計画を変更するよう勧告することができる。

（産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備付け等）

第31条 第28条第1項又は第2項の規定による届出書の提出をした者（以下「保管の届出者」という。）は、帳簿を備え、その産業廃棄物の保管その他の処理について市規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、市規則で定めるところにより、保存しなければならない。

（産業廃棄物の保管の場所における表示）

第32条 保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第28条第1項又は第2項の規定による届出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。

（勧告）

第33条 市長は、保管の届出者が、第31条第1項の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載又は前条の規定による表示をしていないときは、当該保管の届出者に対し、これらの行為を行うよう勧告することができる。

（搬入の停止の命令）

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保す

るため必要があると認めるときは、産業廃棄物の保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又はその疑いのある物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 第28条第1項の規定による届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (2) 第29条第1項前段の規定による届出をしないで第28条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (3) 第30条の規定による勧告を受けた場合であって、当該勧告に係る計画の変更についての届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (4) 産業廃棄物の疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとするならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合
- 2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、特別の理由があるとき、同項の期間を当該期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。
- 3 市長は、第1項の期間（前項の規定により延長された期間を含む。）内であっても、第1項の規定による命令に係る産業廃棄物の保管が適正であると認めるとき又は当該命令に係る産業廃棄物の疑いのある物が産業廃棄物でないと認めるときは、直ちに当該命令を取り消さなければならない。

（土地所有者等の責務）

- 第35条 土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地（以下「所有地等」という。）における産業廃棄物の不適正な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせることのないよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有地等において、他の者によって不適正に処理された産業廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかにその旨を市長に通報するとともに、その産業廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

（所有地等を賃借人等に使用させる土地所有者等の責務）

- 第36条 土地所有者等は、その所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該所有地等において当該他の者（以下「賃借人等」という。）が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、当該賃借人等への警告その他の産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（土地の利用者等の説明義務）

- 第37条 産業廃棄物の処理のために土地所有者等の所有地等を使用し、又は管理しようとする者は、あらかじめ、当該土地所有者等に対し、その旨を説明しなければならない。

（勧告等）

- 第38条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、市規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、第35条第2項の規定による措置又は第36条第2項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。
- 2 市長は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。

（措置命令）

- 第39条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環

境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等（法第19条の5第1項に規定する処分者等及び法第19条の6第1項に規定する排出事業者等（以下これらを「法対象者」という。）を除く。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずるよう命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- (1) 土地所有者等が、前条第2項の規定による勧告（第36条第2項に規定する措置に係るものに限る。）に従わないとき。
- (2) 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- (3) 土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第36条第2項の規定の趣旨に照らし土地所有者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるとき。

第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等

（設置者等の責務）

第40条 産業廃棄物の処理のための施設を設置し、又は当該施設の維持管理をする者は、周辺地域の生活環境の保全について十分に配慮するよう努めなければならない。

（事業計画書の提出）

第41条 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者が、産業廃棄物の処理のための施設であつて、市規則で定めるもの（以下「対象処理施設」という。）を設置しようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ、市規則で定める書類を添えて、次に掲げる事項を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 対象処理施設の設置の場所
- (3) 対象処理施設の種類
- (4) 対象処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 対象処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 生活環境の保全のための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（説明会等計画書の提出）

第42条 前条の規定による事業計画書の提出をしようとする者は、市規則で定めるところにより、事業計画書と併せて、次に掲げる事項を記載した書類（以下「説明会等計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第45条第1項の規定による閲覧の計画
- (2) 第46条第1項に規定する説明会の開催の計画
- (3) 第47条の意見書の提出の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業計画書等についての告示等）

第43条 市長は、第41条の規定による事業計画書及び前条の規定による説明会等計画書が提出されたときは、市規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を告示するとともに、当該事業計画書及び説明会等計画書その他市規則で定める書類の写しを市規則で定める期間、公衆の縦覧に供するものとする。

(事業計画書等が提出されたときの市長の意見)

第44条 市長は、第41条の規定による事業計画書が提出されたときは、前条の期間内に、事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）に対し、当該事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 市長は、第42条の規定による説明会等計画書が提出されたときは、前条の期間内に、事業計画書提出者に対し、当該説明会等計画書について意見を述べるすることができる。

(事業計画書の閲覧)

第45条 事業計画書提出者は、第43条の規定による告示の日以後、当該事業計画書に関し、生活環境に影響を及ぼす範囲であると市長が認める地域（以下「関係地域」という。）内その他適当な場所において、閲覧場所を設け、当該関係地域内に住所を有する者その他市規則で定める者（以下「関係住民」という。）に対し、事業計画書の写しを同条の期間が満了するまでの間閲覧に供しなければならない。

2 事業計画書提出者は、市規則で定める方法により、前項の閲覧場所を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第46条 事業計画書提出者は、市規則で定めるところにより、第43条の期間内に、関係地域内その他適当な場所において、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 事業計画書提出者は、説明会を開催するときは、市規則で定めるところにより、関係住民に対し、当該説明会の開催を予定する日時及び場所を当該説明会の開催を予定する日の7日前までに周知させるよう努めなければならない。

3 事業計画書提出者は、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、市規則で定めるところにより、事業計画書を要約した書類の提供その他の方法により、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

(事業計画書についての関係住民による意見書の提出)

第47条 事業計画書について関係地域の生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、第43条の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、事業計画書提出者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(見解書の提示)

第48条 事業計画書提出者は、前条の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書の提出をした関係住民に対し、当該意見書に記載された意見についての当該事業計画書提出者の見解を書面により示さなければならない。

(説明会等報告書の提出)

第49条 事業計画書提出者は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（以下「説明会等報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 第45条第1項の規定による閲覧の結果

(2) 説明会の開催の結果

(3) 第47条の意見書に記載された関係住民の意見の要約及び前条の規定により示された事業計画書提出者の見解の要約

(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(説明会等報告書が提出されたときの市長の意見)

第50条 市長は、前条の規定による説明会等報告書が提出されたときは、市規則で定める期間内に、事業計画書提出者に対し、説明会等報告書の内容を踏まえた上で、事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、周辺地域の生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(修正事業計画書の提出)

第51条 事業計画書提出者は、市規則で定めるところにより、第44条第1項及び前条第1項の規定により述べられた意見を勘案して事業計画書の記載事項について検討を加え、当該事業計画書を修正した事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該事業計画書について修正の必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(修正事業計画書が提出されたときの市長の勧告等)

第52条 市長は、前条の規定による修正事業計画書が提出された場合において、当該修正事業計画書の内容が第44条第1項又は第50条第1項の規定により述べた意見が勘案されていないと認めるときは、事業計画書提出者に対し、当該修正事業計画書の内容について変更するよう勧告することができる。この場合において、市長は、変更すべき当該修正事業計画書の内容について、助言又は指導をするものとする。

2 第50条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(修正事業計画書についての告示等)

第53条 市長は、第51条の規定による修正事業計画書が提出されたときは、市規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を告示するとともに、当該修正事業計画書の写しその他市規則で定める書類を30日間公衆の縦覧に供するものとする。

(修正事業計画書の閲覧)

第54条 事業計画書提出者は、前条の規定による告示の日以後、当該修正事業計画書に関し、関係地域内その他適当な場所において、閲覧場所を設け、関係住民に対し、修正事業計画書の写しその他市規則で定める書類を30日間閲覧に供しなければならない。

2 第45条第2項の規定は、前項の場合における事業計画書提出者について準用する。

(意見等の勘案)

第55条 市長は、産業廃棄物処理業の許可をするに当たっては、第44条第1項若しくは第50条第1項の規定により述べた意見又は第52条第1項の規定による勧告の趣旨を勘案するものとする。

(事業計画書の変更の届出等)

第56条 事業計画書提出者は、第43条の規定による告示があつてから第51条の規定による修正事業計画書の提出をするまで(同条ただし書に該当する場合にあっては、当該事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可の申請をするまで)の間において、事業計画書の変更をしようとする場合は、市規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合であつて、事業計画書提出者が第41条、第42条、第45条、第46条、第48条及び第49条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、当該事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画書提出者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該手続を再度実施しなければならない。

(説明会等計画書の変更の届出等)

第57条 事業計画書提出者は、第43条の規定による告示があつてから第49条の規定による説明会等報告書の提出をするまでの間において、説明会等計画書の変更をしようとする場合は、市規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合であつて、事業計画書提出者が第45条、第46条及び第48条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、当該事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、説明会等計画書の変更について準用する。

(修正事業計画書の変更の届出等)

第58条 事業計画書提出者は、第51条の規定による修正事業計画書の提出をしてから当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可の申請をするまでの間において、修正事業計画書の変更をしようとする場合は、市規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合であつて、事業計画書提出者が第41条、第42条、第45条、第46条、第48条、第49条、第51条及び第54条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、当該事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第56条第3項の規定は、修正事業計画書の変更について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第59条 事業計画書提出者は、第43条の規定による告示があつた後において、対象処理施設を設置しないこととする場合は、市規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合には、市規則で定めるところにより、速やかにその旨を告示しなければならない。

(勧告)

第60条 市長は、第41条、第42条、第45条、第46条、第48条、第49条、第51条、第54条、第56条第1項若しくは第3項、第57条第1項若しくは第3項、第58条第1項若しくは第3項又は前条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業計画書提出者(第41条又は第42条に係る場合にあっては、産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者)に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(準用)

第61条 第41条から前条までの規定は、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(対象処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可
	を設置しよう	に係る事業の範囲を変更しよう
第55条、第56条第1項及び第58条第1項	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可
第59条第1項	対象処理施設を設置しない	産業廃棄物処理業の許可に係る事業の範囲を変更しない
前条	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可

2 第41条から第54条まで及び第56条から前条までの規定は、法第14条の2第3項において準用す

る法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者（対象処理施設の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更に係る届出をしようとする者であって、市規則で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条	産業廃棄物処理業の許可を受けよう	法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしよう
	を設置しよう	の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模を変更しよう
第56条第1項及び第58条第1項	産業廃棄物処理業の許可の申請	法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出
第59条第1項	を設置しない	の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模を変更しない
前条	産業廃棄物処理業の許可を受けよう	法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしよう

（勧告に従わない者等の公表）

第62条 市長は、第30条、第33条、第38条第2項又は第60条（前条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、第34条第1項又は第39条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

3 市長は、保管の届出者が、正当な理由なく第31条第2項の規定による帳簿の保存をしなかったときは、当該保管の届出者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

4 市長は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者が第69条の規定による報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をしたときは、これらの者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

5 市長は、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等が第70条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、これらの者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。

6 市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

（法に基づく命令に違反した者等の公表）

第63条 市長は、法第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令（法第15条の2の7の規定に係る場合にあつては改善に係るものに限り、法第19条の3の規定に係る場合にあつては産業廃棄物に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、法第12条の6第3項、第12条の7第10項、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項（法第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）、第19条の6第1項、第19条の11第1項又は第21条の2第2項の規定による処分（法第15条の2の7の規定に係る場合にあつては改善に係るものを除き、法第21条の

2 第2項の規定に係る場合にあっては産業廃棄物に係るものに限る。)をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することができる。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(許可等申請手数料)

第64条 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者、同条第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者、法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、同条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者、同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、同条第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の2第1項(法第15条の3の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置者とみなして適用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、同条第3項において準用する法第9条第5項若しくは法第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止の確認を受けようとする者、法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定を受けようとする者、同条第2項の規定による産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可施設設置者である法人の合併若しくは分割について認可を受けようとする者又は当該許可証若しくは認定証の再交付を受けようとする者は、当該申請の際、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 1件につき 147,000円
- (2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料 1件につき 134,000円
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円
- (4) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 73,000円
- (5) 産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円
- (6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 94,000円
- (7) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 71,000円
- (8) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 92,000円
- (9) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円
- (10) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円
- (11) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円
- (12) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 95,000円
- (13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
- (14) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 95,000円
- (15) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
- イ アに規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
- (16) 産業廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件につき 33,000円

(17) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料

ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円

イ アに規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円

(18) 産業廃棄物処理施設の廃止の確認申請手数料 1件につき 40,000円

(19) 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件につき 33,000円

(20) 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件につき 20,000円

(21) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件につき 94,000円

(22) 産業廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割認可申請手数料 1件につき 94,000円

(23) 第3号, 第5号, 第7号から第9号まで, 第11号, 第13号から第15号まで若しくは第17号の許可証又は第1号, 第2号若しくは第19号の認定証の再交付申請手数料 1件につき 6,000円

2 既納の手数料は, 還付しない。

第6章 地域の環境美化の推進

(廃棄物の散乱防止, 除去等)

第65条 占有者は, その土地又は建物の周囲における廃棄物の散乱防止, 除去等による清潔の保持その他地域の環境美化に努めなければならない。

(地域の環境美化の促進)

第66条 占有者は, 自らの地域における環境美化の活動等に参加し, 協力する等当該地域の環境美化の促進に努めなければならない。

(公共の場所等の環境美化)

第67条 何人も, 公共の場所等においては, 空き缶, 空き瓶, たばこの吸い殻, その飼育する動物のふん等の廃棄物を自ら適切に処理し, 地域の環境美化に努めなければならない。

(公共の場所等の管理)

第68条 公共の場所等を管理する者は, 当該管理する場所の清潔の保持等により, 地域の環境美化に努めなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第69条 市長は, 法第18条に規定するもののほか, この条例の施行に必要な限度において, 事業者又は占有者その他必要と認める者に対し, 必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第70条 市長は, 法第19条第1項に規定するもののほか, この条例の施行に必要な限度において, その職員に, 事業者又は占有者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り, 廃棄物の減量及び処理に関し, 必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は, その身分を示す証明書を携帯し, 関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は, 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(豊中市行政手続条例の適用除外)

第70条の2 第21条の2第3項の規定による命令については, 豊中市行政手続条例(平成9年豊中市条例第6号)第3章の規定は, 適用しない。

(委任規定)

第71条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第8章 罰則

第72条 第34条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第73条 第39条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は200,000円以下の罰金に処する。

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の2第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第75条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第21条の規定は、市規則で定める日から施行する。

〔平成7年12月規則第37号により、第15条の規定は平成8年4月1日から施行、第21条の規定は平成8年3月1日から施行〕

附 則（平成11年4月1日条例第34号）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第22号）

- 1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定（「法第6条の2第6項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項」に改める部分に限る。）及び第24条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第49号）

- 1 この条例は、平成12年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申出に係る手数料について適用し、同日前の申出に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第61号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月2日条例第35号）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日条例第31号）

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第8号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第24条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日条例第31号）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、市規則で定める日から施行する。

〔平成17年8月規則第51号により、平成17年9月1日から施行〕

- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第22条第1項に規定する指定袋に係る手数料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例第22条第1項の規定は、施行日以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第30号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、市規則で定める日から施行する。

〔平成18年6月規則第81号により、平成18年9月18日から施行〕

- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第22条第1項に規定する粗大ごみに係る手数料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例第22条第1項の規定は、施行日以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第21号）

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき手数料から適用し、施行日の前日までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月21日条例第51号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成24年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 第2条の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月30日条例第44号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月29日条例第60号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第16号）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第18号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第18号）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

○廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

昭和47年4月1日

規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年豊中市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請)

第2条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、それぞれ許可申請書に関係書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、法令に定めのあるもののほか次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市長が定める業務の遂行に必要な設備及び器材を有すること。
- (2) 市内に営業所及び車庫を有し、かつ、営業所に従業員1人以上を常置すること。
- (3) その他市長が認める事項

(許可証の交付)

第3条 市長は、前条の申請を許可したときは、一般廃棄物収集運搬業にあつては様式第1号の許可証を、一般廃棄物処分業にあつては様式第2号の許可証を交付する。

(事業範囲の変更の申請等)

第4条 法第7条の2の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、それぞれ事業範囲変更許可申請書に関係書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の事業範囲の変更の許可について準用する。

(休業、廃業等)

第5条 第3条又は前条第2項の許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)が休業又は廃業したときは、当該事実の生じた日から10日以内に許可証を添えて、業務休(廃)業届により、市長に届け出なければならない。

2 許可業者が死亡(法人の場合は解散)したときは、10日以内に相続人(法人の場合は清算人)が許可証を添えて市長に届け出なければならない。

(許可申請事項の変更の届出)

第6条 許可業者が第2条第1項の申請書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちにその事項について事由を付し、許可申請事項変更届により、市長に届け出て承認を受けなければならない。

(営業の停止)

第7条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6箇月以内において営業の全部又は一部の停止を命じることがある。

(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 第2条第2項各号の条件が欠けたとき。
 - (4) 許可の条件に違反したとき。
 - (5) 豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）のごみ処理施設への廃棄物の搬入の停止を命じられた後も、なお、クリーンランドのごみ処理施設使用に関する条例施行規則（平成4年組合規則第3号）第5条に規定する基準に従わないとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪行為その他一般廃棄物処理業者としてふさわしくない非行があったとき（法第7条第5項第4号トに該当するに至ったときを除く。）。
- 2 前項の営業の停止により許可業者又は従業員に損害を生じても、市はその責めを負わない。

（許可の取消し）

- 第7条の2 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。
- (1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 前条第1項第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により法第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は法第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがある。
- (1) 前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。
 - (2) 市長において一般廃棄物処理計画の変更等により許可を取り消す必要の生じたとき。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定による許可の取消しについて準用する。

（許可証の再交付）

- 第8条 許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を許可証再交付申請書により市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可証の返還）

- 第9条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に許可証を市長に返還しなければならない。
- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 廃業したとき。
- 2 許可業者は、第5条の規定により業務を休業した場合又は第7条第1項の規定により営業の停止を命じられた場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

（実績報告書の提出）

- 第10条 許可業者は、その業務に関する実績報告書を、別に定めるところにより、市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可手続等）

- 第11条 浄化槽法の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の手続及び届出における次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 浄化槽法第35条第3項に規定する申請書 浄化槽清掃業許可申請書
 - (2) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第12条に規定する届出書 浄化槽清掃業許可事項変更届出書
- 2 第3条、第5条、第6条及び第8条から前条までの規定は、浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄

化槽清掃業の許可その他浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第3条中「前条の申請を許可」とあるのは「浄化槽清掃業の許可を」と、「一般廃棄物収集運搬業にあつては様式第1号の許可証を、一般廃棄物処分業にあつては様式第2号の許可証」とあるのは「様式第3号の許可証」と、第5条第1項中「第3条又は前条第2項」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「10日」とあるのは「30日」と、同条第2項中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「10日」とあるのは「30日」と、第6条中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「第2条第1項」とあるのは「この条において準用する第2条第1項」と、第8条中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、第9条第1項中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「10日」とあるのは「30日」と、同条第2項中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「第5条」とあるのは「この条において準用する第5条」と、「第7条第1項」とあるのは「浄化槽法第41条第2項」と、第10条中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(処理の申込)

第12条 条例第17条の規定により一般廃棄物の処理を受けようとするときは、一般廃棄物処理申込書等により申し込まなければならない。

(適正処理困難物の公表)

第13条 市長は、条例第20条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

(条例第21条の2第1項に規定する市規則で定める廃棄物)

第13条の2 条例第21条の2第1項に規定する市規則で定める廃棄物は、次に掲げるもの（粗大ごみに該当するものを除く。）とする。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボールその他の紙類
- (2) アルミ缶、スチール缶その他の缶類
- (3) 鍋、やかん、フライパンその他の金属類
- (4) 電気アイロン、ヘアドライヤー、ゲーム機その他の電気機械器具（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第1項に規定する電気機械器具をいう。以下同じ。）

(収集運搬禁止警告書)

第13条の3 条例第21条の2第2項の規定による警告は、収集運搬禁止警告書により行うものとする。

(収集運搬禁止命令書)

第13条の4 条例第21条の2第3項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書により行うものとする。

(粗大ごみの処理手数料の額)

第13条の5 条例第24条第1項の表粗大ごみの項の品目ごとに市規則で定める額は、別表のとおりとする。

(条例第24条第1項に規定する市規則で定める場合)

第14条 条例第24条第1項に規定する特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大正式・無臭式等特殊な構造の便槽を使用する場合
- (2) 同一世帯につき2箇所以上の便槽を使用する場合
- (3) 多量の水が混入する便槽を使用する場合

(数量及び人員の認定)

第15条 条例第24条第2項の規定による一般廃棄物処理手数料徴収の基礎となる数量及び人員の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 人員については、毎年4月1日現在の世帯人員数により認定する。

(2) 排出量(臨時に排出するものを除く。)については、毎年4月1日現在の排出量を基準として1箇月の排出量を認定する。

(3) 臨時に排出するものに係る排出量は、その都度計量により認定する。

2 年の中途において一般廃棄物処理の事実が発生したときの世帯人員数又は排出量については、その時の世帯人員数又は排出量により認定する。

3 第1項第1号及び第2号又は前項の規定により認定した排出量又は世帯人員数に著しく変動を生じたときは、変動を生じた日の属する月の翌月からこれを更正する。

(手数料等の徴収方法)

第16条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 動物の死体、浄化槽汚泥、特定家庭用機器一般廃棄物及び臨時に排出するものに係る手数料は、その都度徴収する。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める。

(2) 粗大ごみのうち、定日に排出するものに係る手数料は、市長が別に定める方法により徴収する。

(3) 前2号以外の手数料は、2箇月分を一度に徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、1箇月分ごとに徴収することがある。

2 条例第26条に規定する許可申請手数料は、その都度徴収する。

3 前2項の一般廃棄物処理手数料及び許可申請手数料(以下「手数料等」という。)は、納入通知書その他の方法により徴収する。

4 粗大ごみのうち、定日に排出するものに係る手数料を納付した者には、その納付した額に相当する額の処理券を交付する。

(納期限)

第17条 前条第1項第3号の手数料等の納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合にあっては、これらの日の翌日を納期限とする。

(1) 2箇月ごとに徴収する場合は、当該期月の末日

(2) 1箇月ごとに徴収する場合は、翌月末日

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号の納期の中途において一般廃棄物の処理を要しないこととなったときは、その日の属する月分までの全額を、その事実の届出のあった日に徴収する。

3 市長が必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、納期限を別に定めることができる。

(手数料の減免の申請)

第18条 条例第25条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第18条の2 法第9条の3第1項の規定による設置の届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第18条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」

という。)第5条の8の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書とする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第18条の4 省令第5条の9の2の届出書は、一般廃棄物軽微変更等届出書とする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第18条の5 条例第28条第1項の届出書は、産業廃棄物保管施設届出書とする。

2 条例第28条第1項の市規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図

(2) 保管場所(当該保管に係る構造物を含む。)の構造を明らかにする平面図, 立面図, 断面図及び構造図

(3) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図, 立面図, 断面図及び構造図

(4) 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書

(5) 保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合にあっては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書

(6) 条例第28条第1項の届出書を提出する者(以下この号及び次項において「届出者」という。)が第2号の保管場所及び第3号に規定する施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証する書類

(7) 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、当該委託の契約に係る書類の写し

(8) 条例第28条第1項第5号の帳簿の備付け場所を明らかにした図面

3 条例第28条第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項

ア 保管の目的

イ 保管のための容器の使用の有無

ウ 保管の積み上げ高さ

エ 産業廃棄物の種類ごとの保管の方法

オ 保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号ハに規定する積替え及び同号ホに規定する保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項

ア 産業廃棄物の発生場所又は地域

イ 保管を行う事業場への搬入の方法

ウ 搬入の頻度及び量

エ 搬入を行う時間帯

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(3) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項

ア 搬出先の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

イ 搬出の方法

ウ 搬出の頻度及び量

エ 搬出を行う時間帯

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(4) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあつては、次に掲げる事項

ア 処分を行う産業廃棄物ごとの処分の方法

イ 処分の頻度及び量

ウ 1日当たりの処理能力

エ 処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第28条第1項第6号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 届出者が営む事業の種類

(2) 届出者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(3) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

第21条第1項の登録を受けた者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

(4) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(5) 産業廃棄物の保管開始予定年月日

5 条例第28条第2項の市規則で定める書類は、第2項第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる書類とする。

6 条例第28条第2項第3号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 保管開始年月日

(2) 条例第28条第3項の届出書を提出する者（この項において「届出者」という。）が営む事業の種類

(3) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(4) 届出者が建設業法第3条第1項の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(5) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者である場合には、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

(変更等の届出)

第18条の6 条例第29条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書を提出することにより行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 保管を行う事業場の名称及び所在地

(3) 条例第28条第1項の規定による届出を行った年月日

(4) 条例第28条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の変更の場合にあつては、変更の内容及び年月日

(5) 保管を廃止した場合にあつては、廃止の年月日

(6) 前条第1項の届出書の受理番号

2 前項の産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第28条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更の場合 前条第2項第6号に掲げる書類

(2) 条例第28条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 前条第2項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類

(3) 条例第28条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 前条第2項第8号に掲げる書類

3 条例第29条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日ま

で行わなければならない。

(1) 条例第28条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の10日後

(2) 条例第28条第1項第2号又は第4号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の14日前

(3) 保管の廃止の場合 廃止の日の10日後

4 条例第29条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項の規定による届出を行った年月日

(3) 条例第28条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該変更の内容及び変更年月日

5 前項の届出書（条例第28条第2項第2号に掲げる事項の変更に限る。）には、前条第5項に定める書類のうち必要と認めるものを添付しなければならない。

6 第4項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第28条第2項第1号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の10日後

(2) 条例第28条第2項第2号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の14日後

(3) 保管の廃止の場合 廃止の日の10日後

（受理書）

第18条の7 市長は、条例第28条第1項の届出書又は前条第1項の届出書（保管の廃止に係るものを除く。）の提出を受けたときは、受理書を当該届出書の提出をした者に交付する。

（帳簿の記載事項等）

第18条の8 条例第31条第1項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 産業廃棄物の搬入を行った日、搬入のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名

(2) 前号の産業廃棄物の種類、数量及び発生場所

(3) 産業廃棄物の搬出を行った日、搬出のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名

(4) 前号の産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出先の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

(5) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の処分を行った日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称、住所及び産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る法第12条の3第1項に規定する管理票の交付番号

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該保管を行う事業場における保管量

2 条例第31条第1項の帳簿には、毎月末までに、その前月中における前項各号に掲げる事項を記載し、及びこれを1年ごとに区分して、記載の日から5年間保存しなければならない。

（産業廃棄物の保管の場所に係る表示の方法等）

第18条の9 条例第32条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。

2 条例第32条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量

(2) 保管を行う事業場の所在地

(3) 保管の届出者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名及び連絡先

- (4) 土地所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- (5) 条例第28条第1項若しくは第2項又は第29条前段の規定による届出を行った年月日
- 3 第1項に規定する掲示板は、政令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(1)の規定により、その例によることとされている政令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板と併設しなければならない。

(指導)

第18条の10 条例第38条第1項の規定による指導は、当該指導に係る措置の内容及び当該措置を求める理由を記載した書面を交付することにより行う。

(事業計画書)

第18条の11 条例第41条の市規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設
- (2) 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項又は大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）第2条第2項に規定する対象事業に係る施設を除く。）

2 条例第41条の市規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第3号に掲げる書類については、同条の場合において、同条に規定する者が法第15条第1項の許可を受けようとしたならば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該事業計画書に係る産業廃棄物処理施設（以下「計画施設」という。）（前項第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。）の構造及び当該計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (2) 前項第2号に掲げる施設（埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。）にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (3) 前項第2号に掲げる施設であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (4) 当該事業計画書に係る土地（以下「計画地」という。）の所有者（当該計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあつては、その者を含む。）に対し、当該事業計画書の説明を行った旨を証する書類
- (5) 計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置図
- (6) 計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (7) 計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
- (8) 計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該計画地の付近の地籍図並びに計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、建物の登記事項証明書
- (9) 計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書（前項第1号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書）
- (10) 計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに省令第10条の8第1項又は第10条の21第1項に規定する帳簿の記載事項を示す書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会等計画書)

第18条の12 条例第42条第1号の閲覧の計画には、閲覧の場所、期間及び時間並びに閲覧の場所の周知方法を記載しなければならない。

2 条例第42条第2号の説明会の開催の計画には、開催の日時及び場所並びにその周知方法並びに事業計画書の提出をした者（以下「事業計画書提出者」という。）側の出席予定者の人数を記載しなければならない。

（事業計画書等についての告示等）

第18条の13 条例第43条の規定による告示は、事業計画書又は説明会等計画書の提出を受けた旨のほか、次に掲げる事項について市役所前の公告場に掲示して行うものとする。

（1）条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項

（2）縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第43条の市規則で定める書類は、第18条の11第2項各号に掲げる書類とする。

3 条例第43条の市規則で定める期間は、告示の日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの期間とする。

（1）告示の日から30日を経過する日

（2）説明会等計画書に記載された説明会の開催の日（2回以上開催される場合にあっては、最も遅い開催の日）の翌日

（事業計画書の閲覧）

第18条の14 条例第45条第1項の関係地域（以下「関係地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

（1）計画地及び隣接地

（2）計画地が属する自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）の地域（当該自治会がない場合であって計画地が属する町又は字において、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあっては、当該計画地が属する街区及びその隣接する街区）

（3）計画地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の地域が存在する場合にあっては、その異なる自治会の地域

（4）第18条の11第1項第2号に掲げる施設であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、同条第3項に掲げる書類に記載された生活環境に影響を及ぼすと予想される地域

2 条例第45条第1項の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（1）関係地域内の土地の所有者、管理者及び占有者

（2）関係地域内の土地における農業経営者

（3）関係地域内の事業所等において勤務している者

（4）計画地からの排水が流入する水域又は水路（排水が雨水又は生活排水のみである場合を除き、第1次放流先である場合に限る。）の水利権者

3 条例第45条第2項の市規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。

（1）時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（2）自治会の協力を得て行う印刷物の回覧又は配布

（3）産業廃棄物処理施設の設置予定場所において行う掲示

（4）関係地域内にある公共の場所の掲示板において行う掲示

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が認める方法

（説明会の開催等）

第18条の15 条例第46条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

2 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、事

業計画の内容を十分に説明し、及び関係住民の質問に対し誠実に対応するよう努めるとともに、条例第47条の規定により意見書の提出ができること及び条例第48条の規定によりこれに対する見解が書面により示されることを説明しなければならない。

- 3 条例第46条第2項の規定による周知は、前条第3項各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。
- 4 条例第46条第3項の規定による周知は、事業計画書を要約した書類の提供又は前条第3項各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。
- 5 条例第46条第3項の規定による届出は、説明会不開催届出書を提出することにより行わなければならない。

(見解書)

第18条の16 条例第48条の規定により事業計画書提出者の見解を示す書面は、見解書とする。この場合において、見解書には、当該見解を補足するために必要な資料を添付するものとする。

(説明会等報告書)

第18条の17 条例第49条第1号の閲覧の結果として記載すべき事項は、閲覧の場所、期間及び時間、閲覧の場所の周知方法並びに閲覧した関係住民の人数とする。

- 2 条例第49条第2号の説明会の開催の結果として記載すべき事項は、説明会の開催の日時及び場所並びにその周知方法、出席した関係住民及び事業計画書提出者側の出席者の人数並びに議事録とする。ただし、説明会が開催できなかったときは、開催できなかった理由及び条例第46条第3項の規定による周知の方法とする。
- 3 条例第49条第3号の関係住民の意見の要約及び事業計画書提出者の見解の要約として記載すべき事項は、意見書の提出を受け付けた期間、提出された意見書の総数、関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解の要旨とする。
- 4 条例第49条第4号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 説明会等計画書に示されていない周知方法により周知を行った場合にあっては、その周知方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 5 説明会等報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 第18条の15第2項の規定により説明会で配布した書類及び図面の写し（説明会が開催できなかったときは、条例第46条第3項の規定により提供した書類又はその他の方法を行ったことを示す書類の写し）
 - (2) 条例第47条の規定により提出された意見書の写し及び条例第48条の見解を示した書類の写し

(説明会等報告書を受けたときの市長の意見)

第18条の18 条例第50条第1項の市規則で定める期間は、30日間とする。ただし、市長が同条第2項の規定により専門的知識を有する者の意見を聴く場合にあっては、市長が必要と認める期間とする。

- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、説明会等報告書の提出を受けた日から14日以内に必要と認める期間を定め、事業者に対し通知するものとする。

(修正事業計画書)

第18条の19 修正事業計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3号に掲げる書類については、条例第41条の場合において、同条の事業計画書提出者が法第15条第1項の許可を受けようとしたならば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理施設（以下「修正計画施設」という。）（第18条の11第1項第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。）の構造及び当該修正計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場

の場合にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

- (2) 第18条の11第1項第2号に掲げる施設（埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。）
にあつては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (3) 第18条の11第1項第2号に掲げる施設であつて、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあつては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (4) 当該修正事業計画書に係る土地（以下「修正計画地」という。）の所有者（当該修正計画地において建築物その他の構造物がある場合であつて、当該修正計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあつては、その者を含む。）に対し、当該修正事業計画書の説明を行った旨を証する書類
- (5) 修正計画地における修正計画施設及びこれに付随する設備の配置図
- (6) 修正計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (7) 修正計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
- (8) 修正計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該修正計画地に係る付近の地籍図並びに修正計画地において建築物その他の構造物がある場合にあつては、当該構造物の登記事項証明書
- (9) 修正計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書（第18条の11第1項第1号に規定する施設にあつては、保管上限の計算書）
- (10) 修正計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに省令第10条の8第1項及び第10条の21第1項に規定する帳簿の記載事項を示す書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（修正事業計画書を受けたときの市長の勧告の告示）

第18条の20 条例第52条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について市役所前の公告場に掲示して行うものとする。

- (1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 条例第53条第1項の規定による勧告の内容及び同項の規定による指導又は助言の内容

（修正事業計画書についての告示等）

第18条の21 条例第53条の規定による告示は、次に掲げる事項について市役所前の公告場に掲示して行うものとする。

- (1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 修正事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第53条の市規則で定める書類は、次に掲げる書類の写しとする。

- (1) 事業計画書及び条例第44条第1項の規定による市長の意見を記載した書面
- (2) 説明会等報告書及び条例第50条第1項の規定による市長の意見を記載した書面

（修正事業計画書の閲覧）

第18条の22 条例第54条第1項の市規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類の写しとする。

2 第18条の14第3項の規定は、条例第54条第2項において準用する条例第45条第2項の規定による周知について準用する。

（事業計画書の変更の届出等）

第18条の23 条例第56条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画書変更届出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 事業計画書の変更の内容

2 前項の事業計画書変更届出書には、市長が必要と認める資料を添付するものとする。

- 3 条例第56条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。

(説明会等計画書の変更の届出等)

第18条の24 条例第57条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した説明会等計画書変更届出書を提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 説明会等計画書の変更の内容

2 前項の説明会等計画書変更届出書には、市長が必要と認める資料を添付するものとする。

- 3 条例第57条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。

(修正事業計画書の変更の届出等)

第18条の25 条例第58条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した修正事業計画書変更届出書を提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 修正事業計画書の変更の内容

2 前項の修正事業計画書変更届出書には、市長が必要と認める資料を添付するものとする。

- 3 条例第58条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第18条の26 条例第59条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書を提出することにより行わなければならない。

- 2 条例第59条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について市役所前の公告場に掲示して行うものとする。

(1) 条例第41条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 産業廃棄物処理施設を設置しないこととした旨

(準用)

第18条の27 第18条の11から前条までの規定は、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(対象処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、第18条の11第1項第1号中「法第14条第1項又は第14条の4第1項」とあるのは「法第14条の2第1項又は第14条の5第1項」と、「の許可」とあるのは「に係る事業の範囲の変更の許可」と、「業を行うために設置する」とあるのは「変更後の事業を行うために変更する」と、第18条の11第1項第2号中「法第14条第6項又は第14条の4第6項」とあるのは「法第14条の2第1項又は第14条の5第1項」と、「の許可」とあるのは「に係る事業の範囲の変更の許可」と、「業を行うために設置する」とあるのは「変更後の事業を行うために変更する」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第18条の11から前条までの規定は、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者(対象処理施設の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更に係る届出をしようとする者であって、次項で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、第18条の11第1項第1号中「法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可又は法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けよう」とあるのは「法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項に規定する届出をしよう」と、「業を行うために設置する」とあるのは「届出に係る設置の場所及び主要な設備の構造又は規模を変更する」と、

第18条の11第1項第2号中「法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可又は法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けよう」とあるのは「法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項に規定する届出を行おう」と、「業を行うために設置する」とあるのは「届出に係る設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更をする」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例第61条第2項の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者とする。

- (1) 対象処理施設の処理能力（第18条の11第1項第1号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管上限）の増強
- (2) 対象処理施設の設置場所及び主要な設備の構造若しくは規模の変更に伴う関係地域又はこれに相当する地域として市長が認める地域の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該行為に伴い周辺的生活環境への負荷が増大し、又はそのおそれがあると市長が認めるもの

（身分証明書）

第19条 条例第70条第2項に規定する身分証明書は、様式第4号による立入調査員証とする。

（申請書等の様式）

第20条 この規則による申請書、届出書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

（委任規定）

第21条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 清掃規則（昭和30年豊中市規則第20号）は、廃止する。

附 則（昭和51年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年10月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年10月18日規則第34号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条の規定に基づき交付した許可証は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条又は第8条の2第2項において準用する第3条の規定によりそれぞれ交付された許可証とみなす。
- 3 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成元年9月30日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月1日規則第21号抄）

- 1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。
- 41 この規則の施行の際、前項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により交付されている許可書で現に効力を有するものは、同項の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成５年４月１日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年１２月２０日規則第１００号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第１１条第１項第２号の改正規定は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１５年４月１日規則第１１号抄）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ ３ この規則の施行の際、現に前項の規定による改正前の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第３条（第１１条において準用する場合を含む。）の規定により交付されている許可証で現に効力を有するものは、同項の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第３条（第１１条において準用する場合を含む。）の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成１６年３月３１日規則第１３号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ この規則による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第７条の２第１項の規定は、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。

３ この規則の施行の際、この規則による改正前の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則様式第２号の許可証で現に効力を有するものは、改正後の規則様式第２号の許可証とみなす。

附 則（平成１７年８月３１日規則第５２号）

この規則は、平成１７年９月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日規則第６２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年６月３０日規則第８２号）

この規則は、平成１８年９月１８日から施行する。

附 則（平成１９年３月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日規則第４５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第１６号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日規則第６３号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年４月１日規則第６５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年１１月１日規則第１００号）

１ この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２ この規則による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第１４条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年９月２９日規則第１１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１９日規則第２９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年５月１３日規則第４７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月１９日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年６月２２日規則第５０号）

- １ この規則は、令和５年１０月１日から施工する。
- ２ この規則による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則別表の規定は、この規則の施工の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

別表

粗大ごみの処理手数料

種別	品目		金額	
			定日に排出するもの	臨時に排出するもの
	アンテナ（室外用）、パラボラアンテナ		円 400	円 670
	衣類乾燥機台		400	670
	ウインドファン		900	1,350
	温水洗浄機付便座		400	670
	加湿器		400	670
	空気清浄機		400	670
	照明器具		400	670
	ズボンプレスサー		400	670
	扇風機		400	670
	掃除機		400	670
	布団乾燥機		400	670
	マッサージ機（あんま機）	椅子型以外のもの	400	670
		椅子型のもの	2,700	4,050
	ミシン	卓上型のもの	400	670
		卓上型以外のもの（収納式腰掛用）	1,800	2,700
	その他のもの	最大の辺又は径が１メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が１メートル以上２メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が２メートル以上のもの	1,800	2,700
映像・音響機器	オーディオアンプ		400	670
	カセットデッキ		400	670
	カラオケ演奏装置		2,700	4,050
	ステレオセット、ミニコンポ（スピーカーを含む。）	最大の辺が１メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺が１メートル以上のもの	1,800	2,700
	スピーカー		400	670
	BS チューナー		400	670
	ビデオデッキ		400	670
	CD プレーヤー、LD プレーヤー、MD プレーヤー、DVD		400	670

	プレーヤー			
	ラジオカセット		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
OA機器	コピー機（卓上型のもの）		900	1,350
	パソコン用プリンター（スキャナ等一体型のものを含む。）		400	670
	ファクシミリ（電話機一体型のものを含む。）		400	670
	ワードプロセッサ		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
冷暖房器具	こたつ（天板を除く。）	最大の辺が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺が1メートル以上のもの	900	1,350
	こたつの天板		400	670
	ストーブ（ファンヒーター，赤外線ストーブ，ハロゲンヒーター等の暖房器具を含む。）		400	670
	ホットカーペット		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
台所用品	オーブントースター		400	670
	オープンレンジ		900	1,350
	ガスコンロ（1口），カセット式ガスコンロ		400	670
	ガスレンジ，ガステーブル		900	1,350
	換気扇		400	670
	グリル鍋		400	670
	瞬間湯沸器		400	670
	食器洗い乾燥機		900	1,350
	食器乾燥機		400	670
	炊飯器		400	670
	電気ポット（湯沸器を含む。）		400	670
	電子レンジ		900	1,350
	電子レンジ台		900	1,350

	電磁調理器	1 口のもの	400	670
		2 口以上のもの	900	1, 350
	ホットプレート		400	670
	ミキサー		400	670
	餅つき機		400	670
	ライサー（米びつ）		400	670
	レンジフード		900	1, 350
	その他のもの	最大の辺又は径が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350
		最大の辺又は径が 2 メートル以上のもの	1, 800	2, 700
家具類	椅子		400	670
	OA ラック		900	1, 350
	折りたたみ椅子		400	670
	カーペット，じゅうたん	広さが 4. 5 畳未満のもの	400	670
		広さが 4. 5 畳以上 1 0 畳未満のもの	900	1, 350
		広さが 1 0 畳以上のもの	1, 800	2, 700
	傘立て		400	670
	収納家具等（ラック，カラーボックス，キャビネット，飾り棚，収納箱，げた箱，サイドボード，書棚，食器棚，たんす，テレビ台，電話台，戸棚，ロッカー等）	幅及び高さの合計が 1 メートル未満のもの	400	670
		幅及び高さの合計が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350
		幅及び高さの合計が 2 メートル以上 3 メートル未満のもの	1, 800	2, 700
		幅及び高さの合計が 3 メートル以上のもの	2, 700	4, 050
	ジョイントマット	（1 0 枚まで）	400	670
	姿見		400	670
	ソファ	1 人掛け及び 2 人掛けのもの	900	1, 350
		3 人掛け以上のもの	1, 800	2, 700
	机		900	1, 350
	テーブル	最大の辺又は径が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が 1 メートル以上のもの	900	1, 350
	ドレッサー（鏡台）		900	1, 350
	パイプハンガー	最大の辺が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350

		最大の辺が 2 メートル以上のもの	1, 800	2, 700
	ベッド（電動モーターのないもの）。ただし、マットレスを除く。		1, 800	2, 700
	ワゴン		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350
		最大の辺又は径が 2 メートル以上のもの	1, 800	2, 700
寝具類	座布団（5 枚まで）		400	670
	布団、折りたたみ式マットレス（1 枚）		400	670
	枕		400	670
	マットレス（折りたたみ式を除く。）	スプリングを使用していないもの	900	1, 350
		スプリングを使用しているもの	1, 800	2, 700
	毛布、電気毛布		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350
		最大の辺又は径が 2 メートル以上のもの	1, 800	2, 700
楽器	エレピアノ（電子ピアノ）		2, 700	4, 050
	オルガン		900	1, 350
	楽器ケース		400	670
	キーボード		400	670
	ギター、エレキギター		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が 1 メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	900	1, 350
		最大の辺又は径が 2 メートル以上のもの	1, 800	2, 700
健康器具	エアウォーカー		900	1, 350
	エアロバイク、サイクリングマシン		1, 800	2, 700
	ステッパー		900	1350
	トリマー		400	670
	トレーニングベンチ		900	1, 350
	ランニングマシン、ウォーキングマシン	自走式のもの	900	1, 350
		電動式のもの	2, 700	4, 050
	その他のもの		最大の辺又は径が 1 メートル	400

		未満のもの		
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
スポーツ・レジャー用品	クーラーボックス		400	670
	剣道の防具		400	670
	ゴムボート		400	670
	ゴルフバッグ		400	670
	ゴルフクラブ（14本まで）		400	670
	ゴルフセット（ゴルフバッグ及びゴルフクラブ（14本まで））		400	670
	サーフボード		400	670
	スキー板（1組）		400	670
	スキー用ストック（1組）		400	670
	スキーセット（スキー板（1組）及びスキー用ストック（1組））		400	670
	スケートボード		400	670
	スノーボード		400	670
	テント一式		400	670
	バーベキューコンロ		400	670
	ビーチパラソル		400	670
	レジャーテーブル		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
乗物	一輪車		400	670
	乳母車		900	1,350
	車椅子（手動式のもの）		900	1,350
	三輪車		400	670
	自転車（電動アシスト式自転車にあっては、充電式電池を取り外したもの）		900	1,350
	ベビーカー		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
乳幼児用品	滑り台		900	1,350
	チャイルドシート		400	670
	ブランコ		900	1,350

	ベビーチェア		400	670
	ベビーバス		400	670
	歩行器		400	670
	ゆりかご		400	670
	その他のもの	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
		最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
		最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
その他	アイロン掛け台（スタンド式のもの）		400	670
	アコーディオンカーテン		400	670
	編み物機		400	670
	衣装ケース		400	670
	カーテンレール（1メートルのひもでくくったもの）		400	670
	木切れ（最大の辺が2メートル未満のものであって、1メートルのひもでくくったもの）		400	670
	脚立		400	670
	コンパネ		400	670
	コンポスト容器	自然発酵式のもの	400	670
		電動式のもの	900	1,350
	作業用具類（くわ、熊手、スコップ等）		400	670
	芝刈り機、草刈り機	手動式のもの	400	670
		電動式のもの	900	1,350
	ショッピングカート		400	670
	水槽	最大の辺が60センチメートル未満のもの	400	670
		最大の辺が60センチメートル以上のもの	900	1,350
	スーツケース		400	670
	台車		900	1,350
	つり竿（1メートルのひもでくくったもの）		400	670
	灯油タンク		400	670
	トタン、波板等（最大の辺が2メートル未満のものであって、1メートルのひもでくくったもの）		400	670
	鳥かご		400	670
	はしご（長さが2メートル未満のもの）		400	670
	ブラインド		400	670
	ペット小屋		900	1,350
	ホースリール台		400	670
	物置（解体したもの）	最大の辺が2メートル未満のもの	1,800	2,700
		最大の辺が2メートル以上のもの	2,700	4,050

	の		
	物干し（コンクリート台を除く。）	400	670
	物干し竿（3本まで）	400	670
	棒状のもの（長さが1メートル以上2メートル未満のものであって、1メートルのひもでくくったもの）	400	670
	最大の辺又は径が1メートル未満のもの	400	670
	最大の辺又は径が1メートル以上2メートル未満のもの	900	1,350
	最大の辺又は径が2メートル以上のもの	1,800	2,700
備考			
1 この表は、次の(1)及び(2)に掲げる粗大ごみについては、適用しない。			
(1) 電気機械器具にあっては、最大の辺又は径が30センチメートル未満のもの（ホットカーペット、電気毛布その他これらに類するものとして市長が定める電気機械器具にあっては、最大の辺又は径の長さにかかわらず、市長が指定する45リットルの袋に入るもの）			
(2) 電気機械器具以外の粗大ごみにあっては、市長が指定する45リットルの袋に入るもの			
2 この表の品目欄に掲げる粗大ごみ（上記以外のものを除く。）には、当該粗大ごみと形状、用途又は機能が類似のものを含む。			

○廃棄物減量等推進審議会規則

平成5年4月1日
規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）第6条の規定に基づき、豊中市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量の促進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 再生資源業者
- (5) 廃棄物処理業者
- (6) 市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別な事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 審議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査、審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会の設置)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部減量計画課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者が不在の場合における審議会の招集並びに会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成11年4月12日規則第54号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第11号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第32号)

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第21号抄)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則

平成 7 年 12 月 20 日

規則第 39 号

(目的)

第 1 条 この規則は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年豊中市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 2 1 条に基づき、大規模建築物の廃棄物及び再生資源の保管場所等の設置及び届出等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管場所等 保管ステーション及び貯留排出設備をいう。
- (2) 保管ステーション 廃棄物及び再生資源（以下「廃棄物等」という。）を適正に保管し、かつ、収集車両が容易に寄り付くことができる施設をいう。
- (3) 貯留排出設備 廃棄物（可燃ごみに限る。以下同じ。）を機械的に貯留し、かつ、収集車両の後部を接続して廃棄物を直接収集車両に自動排出することができる装置（以下「貯留排出装置」という。）を有する保管設備をいう。
- (4) ディスポーザー排水処理システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、上下水道事業管理者が別に定める基準に適合するものをいう。

(大規模建築物)

第 3 条 条例第 2 1 条第 1 項の市規則で定める大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同住宅の用途に供する建築物にあつては、住戸の数が 5 1 戸以上のもの
 - (2) 事務所、店舗、飲食店、工場その他の事業の用途に供する建築物にあつては、延べ面積（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が 3, 0 0 0 平方メートル以上のもの
 - (3) 共同住宅の用途に供する部分及び事業の用途に供する部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）にあつては、延べ面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル以上のもの（複合建築物で共同住宅の用途に供する部分の住戸の数が 5 1 戸以上の場合にあつては、延べ面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル未満のものを含む。以下同じ。）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 条例第 2 1 条第 1 項に規定する大規模建築物の建設には、増築又は用途変更により大規模建築物とする場合及び大規模建築物を増築又は用途変更により住戸の数又は延べ面積を増加する場合を含むものとする。
- 3 1 団地の共同住宅、学校、病院、工場等同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合は、これらの建築物を 1 の建築物とみなして前 2 項の規定を適用する。

(保管場所等の規模の基準)

第 4 条 保管場所等の規模の基準は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、複合建築物にあつては、用途の区分に応じてそれぞれ別表第 1 又は別表第 2 のとおりとする。ただし、市長が特に別表第 2 に規定する基準によることが相当でないと認める場合は、同表の基準によらないことができる。

2 市長は、前条第 3 項に規定する 2 以上の建築物がある場合にあつては、当該建築物の規模、用途、形態等を考慮し、前項に規定する基準によって得られた規模の保管場所等の設置場所及び設置数について必要な措置を講じさせることができる。

(保管場所等の構造の基準)

第 5 条 保管場所等の構造は、次の基準によらなければならない。

- (1) 廃棄物等の種類に応じて適切に区分して保管することができること。

- (2) 廃棄物等の排出及び収集が、安全かつ容易にできること。
- (3) 廃棄物等の飛散、流出及び地下への浸透を防止できること。
- (4) ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 建築物の屋内の保管場所等にあつては給排水設備、換気設備及び照明設備を設置し、建築物の屋外の保管場所等にあつては給排水設備を設置するとともに必要に応じて換気設備及び照明設備を設置すること。
- (6) 廃棄物等の種類の区分表示及び注意事項を利用者が見やすい位置に表示すること。
- (7) 保管ステーションにあつては、前各号の規定によるほか、次によること。
 - ア 周囲（出入口を除く。）におおむね高さ0.8メートル以上1.2メートル以下の不燃材料による囲いを設置すること。
 - イ 再生資源（市長が指定する袋により収集するものを除く。以下この号において同じ。）の保管にあつては、屋根を取り付け、物置を設置する等雨水の影響を受けないように措置を講じること。
 - ウ 再生資源の保管にあつては、当該保管ステーションに隣接して再生資源を選別できる作業場所を設置すること。ただし、これに替わるものとして市長が相当と認める場合は、この限りでない。
 - エ 再生資源の保管にあつては、新聞紙、古布、ガラス瓶等の品目別保管の可能な棚、底高のカゴ等を設置し、品目別に区分して保管できるものとする。
- (8) 貯留排出設備にあつては、前各号（前号を除く。）の規定によるほか、次によること。
 - ア 雨水の流入を防ぐため、貯留排出装置を覆うための不燃材料による屋根及び囲いを設置すること。
 - イ 貯留排出装置の排出口の幅及び高さは、収集車両の投入口の幅及び高さに適合すること。
 - ウ 収集車両の排気ガスが滞留する場合にあつては、当該排気ガスが除却できる設備を設置すること。
 - エ 貯留排出装置の稼働に伴う騒音を遮へいし、及び振動を吸収できるように措置を講じること。
 - オ 貯留排出装置の保守点検のためのスペースを設けること。

（位置及び進入路に係る基準）

第6条 保管場所等の位置及び進入路は、次の基準によらなければならない。

- (1) 収集作業に支障がなく、かつ、収集車両が容易に寄り付け、及び他の車両の通行の妨げにならない位置に設けるものとし、駐車場の出入口及び道路の交差点に面する箇所並びに防火水槽その他市長が不適当と定める位置に設置しないこと。
- (2) 保管ステーションにあつては出入口の前面におおむね縦10メートル、横2.2メートルの収集車両が停車（収集作業を含む。以下同じ。）できる場所を、貯留排出設備にあつては貯留排出装置の排出口に収集車両が停車できる場所をそれぞれ確保するとともにこれらの場所に駐車禁止である旨を表示すること。ただし、市長が保管ステーションに係る収集車両の停車に支障がないものと認める場合は、この限りでない。
- (3) 保管場所等の進入路は、収集車両の通行に必要な幅員又は高さを確保し、かつ、容易に通行できるものであること。
- (4) 保管場所等の進入路は、収集車両が容易に方向転回できる場所を保管場所等に近接して確保すること。ただし、市長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

（保管場所等の設置届及び完了報告）

第7条 条例第21条第3項の規定による届出をしようとする建設者は、保管場所等設置届を次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 配置図
- (2) 保管場所等の平面図、立面図、断面図及び設備図
- (3) 収集車両の軌跡図
- (4) 付近見取図
- (5) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項の保管場所等設置届の提出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する前（都市計画法（昭和43年法律100号）第29条に規定する許可に係る開発行為を伴うものにあつては、同法第32条の規定による協議を行う前）に行わなければならない。
- 3 第1項の保管場所等設置届を提出した建設者は、保管場所等の設置が完了したときは、その旨を直ちに市長に報告しなければならない。

（保管場所等の変更届）

第8条 前条第1項の規定により保管場所等設置届を提出した建設者は、当該保管場所等設置届の記載事項のうち、保管場所等の規模、構造、位置及び進入路に係る事項を変更しようとする場合にあっては必要な図書を添えてあらかじめ、その他の事項を変更した場合にあっては速やかに、それぞれ保管場所等変更届を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の保管場所等設置届を提出した建設者について準用する。

（管理責任者の選任届等）

第9条 大規模建築物の所有者又は占有者（次項において「所有者等」という。）は、保管場所等を常に清潔に維持管理し、廃棄物等の分別収集の推進その他保管場所等の適正な管理をさせるため、保管場所等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、保管場所等の設置が完了した日から使用を開始する日までの間に、保管場所等管理責任者選任届を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 所有者等は、管理責任者に変更があつたときは、速やかに保管場所等管理責任者変更届を市長に提出しなければならない。

（大規模建築物以外の建築物）

第10条 大規模建築物以外の建築物であつて、次に掲げる建築物を建設しようとする者は、第4条から第6条までに規定する基準に適合した保管場所等を設置するよう努めなければならない。

- （1）共同住宅の用途に供する建築物にあつては、住戸の数が6戸以上のもの
- （2）事業の用途に供する建築物にあつては、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- （3）複合建築物にあつては、これらの用途に供する部分の延べ面積の合計が200平方メートル以上のもの（当該建築物の共同住宅の用途に供する部分の住戸の数が6戸以上の場合にあっては、延べ面積の合計が200平方メートル未満のものを含む。）

（届出等の様式）

第11条 この規則による設置届、選任届その他の書類の様式については、市長が別に定める。

（委任規定）

第12条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に建築されている第3条に規定する大規模建築物については、増築又は用途変更により住戸の数又は延べ面積を増加する場合に限り、この規則を適用する。
- 3 この規則の施行の際、建築基準法第6条の確認の申請書が受理されている建築物（都市計画法第32条の規定による協議が終了しているものを含む。以下同じ。）については、その現に受理されている建築物に限り、この規則は、適用しない。

附 則 （平成13年9月25日規則第75号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年4月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月26日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年5月1日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

共同住宅の用途に供する建築物（複合建築物にあっては共同住宅の用途に供する部分とする。以下同じ。）に係る保管場所等の規模の基準

保管場所等の規模は、次の表の規定により、廃棄物等の種類ごとに次の式により算出して得た数値を合計した数値とする。

保管場所等の規模＝1戸当たりの基準値×住戸の数

廃棄物等の種類	保管場所等	1戸当たりの基準値
可燃ごみ	保管ステーション	0.17㎡ ディスポーザー排水処理システムを設置する場合に あつては、0.14㎡
	貯留排出設備	0.03982m³ ディスポーザー排水処理システムを設置する場合に あつては、0.03047m³
上記以外の 廃棄物等	保管ステーション	0.22㎡

備考

- 住戸の数は、次に掲げる1戸当たりの専有面積に応じて、換算することができる。
 - 1戸当たり31平方メートル以上41平方メートル未満のものは3戸をもって2戸とする。
 - 1戸当たり31平方メートル未満のものは3戸をもって1戸とする。
 - 保管ステーションの規模については、住戸の数に応じて80パーセントを限度とした調整率を用いて算出することができる。この場合において、51戸以上61戸未満の調整率は94パーセントとし、61戸以上の調整率にあつては10戸増えるまでごとに、順次1パーセントを減じるものとする。
 - 保管ステーションの規模は、有効面積とする。
 - 保管場所等の規模の基準の算出数値は、小数点第1位を四捨五入する。
- 2 可燃ごみの保管場所等にあつては、保管ステーション又は貯留排出設備とする。この場合において、住戸の数が101戸（ディスポーザー排水処理システムを設置する場合にあつては、132戸）以上の共同住宅の用途に供する建築物については、市長がやむを得ないと認める場合を除いて、貯留排出設備とする。

別表第2

事業の用途に供する建築物（複合建築物にあつては事業の用途に供する部分とする。）に係る保管場所等の規模の基準

1 可燃ごみ及び不燃ごみに係る基準

1 可燃ごみに係る保管場所等の規模は、保管ステーション又は貯留排出設備の区分に従い、次の式により算出する。

(1) 保管ステーションの規模

＝用途の区分ごとに得られた可燃ごみの排出に係る必要容量／1 m（高さ）

(2) 貯留排出設備の規模

＝用途の区分ごとに得られた可燃ごみの排出に係る必要容量／1.5（圧縮率の数値）

2 不燃ごみに係る保管場所等の規模は、次の式により算出する。

保管ステーションの規模

＝用途の区分ごとに得られた不燃ごみの排出に係る必要容量／1 m（高さ）

1及び2の式における必要容量は、用途の区分に従い、可燃ごみ又は不燃ごみの種類ごとに次の式により算出した数字とする。

必要容量

＝延べ面積×排出量原単位×3（保管日数）×排出割合／150 kg/m³（見掛け比重）

この式における延べ面積は、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を算入しないものとする。

用途	排出量原単位 (kg/m ² ・日)	排出割合 (%)	
		可燃ごみ	不燃ごみ
事務所	0.03	90	10
店舗（物品販売）	0.12	80	20
飲食店	0.20	60	40
ホテル、旅館、工場、病院、診療所（病室を有するもの）その他これらに類するもの	0.06	70	30
診療所（病室を有しないもの）、学校、図書館、神社、寺院、集会場、劇場その他これらに類するもの	0.05	70	30

備考

1 この表の用途に該当しない建築物の排出量原単位及び排出割合については、その都度市長が定めるところによる。

2 必要容量の計算は、小数点第1位を四捨五入する。

3 保管ステーションの規模は、有効面積とする。

3 保管場所等は、次の各号に掲げる可燃ごみ及び不燃ごみの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 可燃ごみ 保管ステーション又は貯留排出設備とする。この場合において、必要容量が6立方メー

トル以上にあつては，市長がやむを得ないと認める場合を除いて，貯留排出設備とする。
 (2) 不燃ごみ 保管ステーションとする。

2 再生資源に係る基準

延べ面積	保管場所等	保管ステーションの規模
3,000 m ² 未満	保管ステーション	2 m ²
3,000 m ² 以上5,000 m ² 未満		3 m ²
5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満		7 m ²
10,000 m ² 以上		10 m ²

備考 1の表の延べ面積の規定は，この表の延べ面積についても適用する。

3 粗大ごみに係る基準

保管ステーションを設置するものとし，規模は，その都度市長が定めるところによる。

○大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）第21条及び大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出に関する規則（平成7年豊中市規則第39号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ディスポーザー排水処理システム)

第2条 規則第2条第4項に規定する上下水道事業管理者が別に定めるが別に定める基準に適合するものとは、豊中市ディスポーザー排水処理システム取扱要綱（平成12年5月1日実施）に適合するものをいう。

(対象建築物)

第3条 規則第3条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認めるものとは、次のとおりとする。

- (1) 寄宿舍で、室数が51室以上のもの
- (2) 一団地の一戸建て住宅及び長屋住宅が51戸以上のもの
- (3) 建築物の利用上から特に廃棄物が多量に排出されると認めるもの

(保管場所等の規模の基準)

第4条 規則第4条第1項で規定する別表第2に掲げる用途については、次のとおりとする。

- (1) ホテル、旅館、工場、病院、診療所（病室を有するもの）その他これら類にするものは、宿泊所、印刷場、病室を有するリハビリテーションなどを含むものとする。
- (2) 診療所（病室を有しないもの）、学校、図書館、神社、寺院、集会場、劇場その他これらに類するものは、病室を有しない医院、接骨医院、教習所、美術館、博物館、教会、映画館などを含むものとする。
- 2 別表第2第3項の粗大ごみに係る基準に規定するその都度市長が定めるところによるとは、当該建築物から粗大ごみが定期または多量に排出すると認めた場合において、業種等を考慮して個別に定めることをいう。
- 3 規則第4条第2項の規定する必要な措置は、規則第5条から第6条の基準に加え、建築物の棟数と配置、敷地の地形、利用者の利便性を考慮して決定することをいう。この場合において、保管場所等を複数に分割して設置しようとする場合、複数の保管場所等の規模の合計が、規則第4条第1項の規定により得られる規模以上になるようにしなければならない。ただし、貯留排出設備にあつては、必要な規模の合計が8立方メートル以上でなければ分割することはできない。
- 4 規則第4条第1項の規定により得られる保管場所等の規模の合計が、貯留排出設備を設置しなければならない建築物にあつては、保管場所等を複数に分割して設置する場合であっても、貯留排出設備を設置しなければならない。

(保管場所等の構造の基準)

第5条 保管場所等の構造の基準は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 規則第5条第1号は、次のとおりとする。
 - ア 廃棄物等の種類に応じた区分とは、住宅並びに事業の用に供する部分の保管場所等を明確にし、各々の保管場所等について一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分に従い、必要に応じて仕切りを設置するとともに、都市デザインに配慮したものとする。
 - イ 仕切りの高さは1.2メートル以下とし、囲いの高さや調和したものにする。
- (2) 規則第5条第2号は、次のとおりとする。
 - ア 利用者の廃棄物等の排出にあたっては、利用者専用通路を設ける等の動線に配慮すること。

イ 保管場所等の開口部は、収集作業が容易に行えるようできる限り広くするとともに奥行きの高さと調和すること。また、屋根を設置する場合においては、有効高を2メートル以上確保し、収集作業員が直立した姿勢で保管場所等の内部に進入できること。

ウ 保管場所等に扉を設置する場合にあっては、引き戸式または蛇腹式とすること。

(3) 規則第5条第3号は、次のとおりとする。

ア 飛散、流出を防ぐために必要に応じて囲いや扉、ひさし及び屋根等を設置すること。

イ 地下へ浸透を防ぐために必要に応じてコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつけることにより、排水設備へ流入する構造とすること。

(4) 規則第5条第4号は、汚れがこびりつかない素材を用いるとともに、汚れを洗浄するための設備を設置すること。

(5) 規則第5条第5号は、次のとおりとする。

ア 給排水設備は、十分な水量のある水道栓等を設け、洗浄清掃後の排水を速やかに処理できる排水溝等を設置すること。

イ 照明設備は、利用者の廃棄物等の排出時、収集運搬作業時、清掃及び点検作業時に必要な十分な照度を持つ設備を設置すること。

ウ 換気設備は、十分な能力の換気扇、排気ダクト等を設置すること。

(6) 規則第5条第6号は、必要事項を記載した看板等を設置すること。及び、共同住宅に供する保管場所等にあっては市が作成する「ごみを出す日」「不法持ち出し禁止」の看板を設置することを推奨する。

(7) 規則第5条第7号は次のとおりとする。

ア アの不燃材料とは、コンクリート、ブロックなどをいう。

イ イの物置を設置しようとする場合においては、再生資源（市長が指定する袋により収集するものを除く。以下この号において同じ。）の保管量に応じた強度とすること。

ウ ウの再生資源を選別できる作業場所の面積は、6平方メートル以上とすること。

エ エの市長が相当と認める場合とは、保管ステーション前面の収集車両が停車できる場所を代用できる場合、または、保管ステーション内に選別できる作業場所が確保されている場合をいう。

オ オの棚を設置する場合にあっては、棚の有効高を0.8メートル以上とする。また、棚の幅はできる限り広くし、再生資源の保管並びに出し入れを容易にすること。

カ エの底高のカゴ等とは、分別する再生資源に応じて水濡れを防ぐ容器をいう。

(8) 規則第5条第8号は、次のとおりとする。

ア アの不燃材料とは、鉄鋼、アルミニウムなどをいう。

イ イの排気ガスが除去できる設備とは、収集作業時の収集車両の排気筒に近接した位置にある換気扇、排気ダクト等による換気設備をいう。

ウ ウの保守点検のためのスペースは、点検員が作業できる空間を確保すること。

エ 貯留排出装置の投入口にあつては、利用者が投入しやすい高さとし、直接機械部分に触れることができない構造とすること。

2 規則第5条の規定のほか、次に掲げる基準に従うものとする。

(1) 保管場所等は、自転車等の有用物の保管設備に隣接して設置しないなど廃棄物及び再生資源以外のものが置かれることのない構造とすること。

(2) 悪臭の発散を防ぐために水溜まりができないように床は平坦にすること。

(3) 事業活動に伴い厨芥類が多量に排出される場合においては、悪臭の発散を防ぐために必要に応じて専用の冷蔵庫を設置すること。

(4) 障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用できる構造とすること。

(位置及び進入路に係る基準)

第6条 「位置及び進入路に係る基準」は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規則第6条第1号に規定するその他市長が不適当と定める位置は、次のとおりとする。

る。

- ア 電柱、道路標識、ガードレール、樹木等の障害物がある箇所
- イ 急な勾配のある坂道、バスの停留所、横断歩道がある箇所
- ウ 歩道のある道路で収集車両が全く寄りつけない箇所
- エ 騒音、臭気等の発生等により近隣の生活環境を損う恐れのある箇所
- オ 建築物又は敷地内の利用者の利用が著しく不便な箇所
- カ その他市長が特に収集作業等で不相当と認める箇所

- (2) 規則第6条第2号の停車できる場所に、必要に応じて収集車両の誘導ラインを引き、車止め等の車両の停止設備を設置すること。
- (3) 規則第6条第3号の建築物又は敷地への収集車両の進入路については、別図第1の通路を確保すること。この場合において、保管場所等を建築物の屋内に設置する場合は有効高を3.2メートル以上確保すること。
- (4) 規則第6条第4号の市長が必要がないと認める場合とは、方向転回を伴わずに収集車両が退出できる場合をいう。

(保管場所等の届出及び完了報告)

第7条 規則第7条第1項第5号のその他市長が必要と認める図書とは、規則第7条第1項前各号の図書で保管場所等の基準を確認することが困難な場合において別途指示する図書のことをいう。

2 規則第7条第2項の設置届の提出は、建築基準法（昭和25年法律201号）第18条第2項、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律100号）第14条第6項、地方住宅供給公社法（昭和40年法律124号）第28条に基づく場合も同様とする。

(管理責任者の責務)

第8条 規則第9条第1項の保管場所等の管理責任者は、保管場所等の清掃、保管場所等の利用者に対する指導、助言及び廃棄物等の収集運搬者との協力と連携等によって分別収集の推進と適正な管理を行わなければならない。

(大規模建築物以外の建築物)

第9条 規則第10条第1項の規定により適用する第4条の基準のほか、次に掲げる基準に従うものとする。

(1) 別表第1共同住宅の用途に供する建築物（複合建築物にあつては共同住宅の用途に供する部分とする。）に係る保管場所等の規模の基準の備考に加えるもの

- ア 6戸以上51戸未満の可燃ごみの保管場所等は、戸数に応じて保管ステーションを設置する。
- イ 調整率は、31戸以上51戸未満は、95%とする。6戸以上31戸未満は100%とする。
- ウ 保管ステーションの規模の合計が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。

(2) 別表第2事業の用途に供する建築物（複合建築物にあつては事業の用途に供する部分とする。）に係る保管場所等の規模の基準の備考に加えるもの

- ア 保管ステーションの規模の合計が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。

(届出等の様式)

第10条 規則第11条の届出等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 規則第7条第1項に規定する廃棄物等保管場所等の設置届・変更届は、様式第1のとおりとする。
- (2) 規則第9条第1項に規定する廃棄物等保管場所等の管理責任者選任届・変更届は、様式第2のとおりとする。

(委任規定)

第 11 条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

○豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱

(目的)

第1条 市は、地域に密着したごみの減量、再資源化を推進するため、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) ごみの減量、再資源化並びに環境美化の推進に関する活動。
- (2) 市が主催する研修会等への参加。
- (3) 一般廃棄物減量と資源化のための施策への協力及び参画。
- (4) その他、ごみの減量、再資源化の推進に関すること。

(推進員の選任)

第3条 推進員は、自治会等から推薦された者並びに市の行う推進員の募集に応募した者で、ごみの減量及び再資源化等に関して深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有すると認められる者を市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は3年とする。ただし、推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は前任者の残任期間とする。

2 推進員は再任されることができる。

(解任)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) その他特に市長が解嘱する必要があると認めたとき。

(謝金)

第6条 市長は、第2条に規定する職務を遂行した推進員に対し、1回あたりの活動につき、謝金500円を支給する。

(庶務)

第7条 推進員に関する事務は、環境部家庭ごみ事業課において行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年10月30日から実施する。
- 2 この要綱を実施後最初の委嘱される推進員の任期については、第5条の規定に関わらず平成7年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月12日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成25年6月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成27年6月1日から実施する。
附 則
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

○豊中市ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 市がごみ収集運搬業務を委託するに当たり、業務の公正な執行を図るため豊中市ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について審査・選定を行うものとする。

- （1）ごみ収集運搬業務委託業者の指名に関する事項。
- （2）その他必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は環境部を担当する副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1）総務部長，財務部長，豊中市伊丹市クリーンランド事務局長，環境部長

（委員長）

第4条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名するものがその職務を代理する。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係職員を出席させ意見を聞くことが出来る。

（会議）

第5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（事務局）

第6条 委員会の事務は家庭ごみ事業課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月18日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

○豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市において家庭系ごみを排出する際に使用する容器として、指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の製造等の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋は、別に定める豊中市指定ごみ袋規格（以下「指定ごみ袋規格」という。）に基づいて製造等を行わなければならない。

(指定ごみ袋の製造等の承認基準等)

第3条 指定ごみ袋の製造をしようとする者（以下「申請者」という。）は、指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるときは、市長は、同項の承認をしない。

3 申請書には、別に定める豊中市指定ごみ袋承認申請要領に定める書類等を添付しなければならない。

4 市長は、第1項及び第3項による申請が適当で、指定ごみ袋規格に適合すると認めたときは、申請者に承認番号を付した指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を交付する。

(改善の指示等)

第4条 市長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が製造する指定ごみ袋が指定ごみ袋規格に適合しないと認めるときは、承認事業者に対し改善の指示及び指導をするものとする。

(承認の取消)

第5条 市長は、承認事業者が虚偽の申請をしたとき又は改善若しくは指導に従わないときは、当該指定ごみ袋に対する承認を取り消すことがある。

2 承認事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、市長は、第3条1項の承認を取り消すものとする。

3 第3条第1項の承認を取り消された者は、直ちに指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を市長に返還しなければならない。

(指定ごみ袋製造等の廃止届)

第6条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等を廃止しようとするときは、指定ごみ袋製造等廃止届（様式第3号）を提出しなければならない。

(承認事業者の責務)

第7条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに品不足等が生じないよう、円滑な流通及び販売に努めなければならない。

2 承認事業者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めなければならない。

3 承認事業者は、毎年9月30日までに、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出しなければならない。

(1) 豊中市内の販売店と販売価格一覧

(2) 市長が別に定めるところにより行った社内検査の結果

- 4 承認事業者は、レイアウト及び印字内容を変更したときは、速やかに、変更内容が分かるレイアウト図等を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

○豊中市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱

(趣 旨)

第1条 豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第5号）（以下「条例」という。）第24条の表に掲げる粗大ごみのうち、定日に排出するものの処理手数料（以下、「処理手数料」という。）の収納事務（以下「収納事務」という。）の委託については、法令その他に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(収納事務の委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第158条第1項及び豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第33条の規定により、処理手数料の収納事務を委託することができる。

(受託者の資格等)

第3条 収納事務の委託契約を締結できる者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる要件に適合する者とする。

(1) 市内に複数の店舗を有すること。ただし、市長が市民の利便の増進に寄与すると認める場合は、この限りでない。

(2) 収納事務の履行に関し、適正かつ責任をもって処理することができること。

2 収納事務の委託を受けようとする者は、「豊中市粗大ごみ処理券取扱所申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(委託契約)

第4条 市長は、申込書を提出した者が、前条第1項各号に掲げる要件に適合し、かつ適当と認めたときは、「豊中市粗大ごみ処理券取扱所適合通知書」（様式第2号）を交付し、その者と収納事務の委託契約を締結する。

(書類等の交付)

第5条 市長は、受託者に「豊中市粗大ごみ手数料収納事務実績報告書」（様式第3号。以下「報告書」という。）その他収納事務に必要な書類を交付するものとする。

2 受託者は、市民の見やすい場所に「豊中市粗大ごみ処理券取扱所」の標識（様式第4号）を掲出するとともに、処理手数料料金表（市が作成した冊子）等を店頭に常備するものとする。

(収納及び処理券の引渡し)

第6条 受託者は、処理券を購入者に交付する際に、処理手数料を収納する。

2 前項の処理券の額面金額の種類は、市長が別に定める。

3 受託者又は受託者が申込書で指定した者は、必要の都度、市長に「粗大ごみ処理券申込書」（様式第5号）を提出し、処理券の引渡しを受けるものとする。

(報告)

第7条 受託者は、各月ごとに処理券の取扱実績を「粗大ごみ処理手数料収納事務実績報告書」（様式第3号）により、原則として翌月の15日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、複数の処理券取扱所の実績を取りまとめることができる。

(処理手数料の納付)

第8条 市長は、受託者から提出された報告書に従い、豊中市財務会計システムにて処理された定型の納付書

(以下「納付書」という。)を送付するものとする。

- 2 受託者は、送付された納付書により納付期限までに、公金取扱金融機関へ処理手数料を払い込まなければならない。
- 3 前項にいう納付期限は、納付書送付日（請求日）から10日後とする。その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。

（調査）

第9条 市長は、受託者の収納事務実施状況について、随時調査をすることができる。

- 2 受託者は、前項の調査に協力しなければならない。

（委託料の支払）

第10条 市は、受託者に対して、「粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約」に規定する委託料を支払うものとする。

- 2 委託料は、受託者があらかじめ指定した口座に振込むものとする。
- 3 処理手数料の納付と委託料の支払いは、政令第164条第1項第4号の規定により、繰替払いをすることができるものとする。
- 4 市長は、別に定める規定により処理手数料の還付を行った際、受託者に対しては、その還付額に応じた委託料の還付は求めないものとする。

（届出義務等）

第11条 受託者は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、「申込書記載事項変更届」（様式第6号）により、直ちに市長に届け出なければならない。

（収納事務処理不可能な場合の手続き）

第12条 受託者は、相当期間収納事務に従事することができない場合は、あらかじめその理由及び期間を市長に届け出なければならない。

（権利又は義務の譲渡の禁止）

第13条 受託者は、委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承し、若しくは再委託してはならない。ただし、市長が承諾した場合はこの限りでない。

（契約の解除等）

第14条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないで委託契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくて、所定の期日より委託事務に着手しないとき。
 - (2) 委託事務処理が著しく不当であると認められるとき。
 - (3) 受託者の責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
 - (4) 前号に定めるもののほか、契約条項に違反し、その違反により委託契約の目的を達成することができないとき。
- 2 前項の規定により、市長がこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損害があっても、市長は、一切その補償の責めを負わない。

（損害の賠償）

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受託者が、委託事務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第14条の規定により契約が解除された場合において、受託者が市に損害を与えたとき。

(事務の引継ぎ)

第16条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除された場合は、直ちに収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。ただし、処理券の販売は、平成18年9月18日から実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

○豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域団体による再生資源の集団回収の推進及び当該集団回収に係る再生資源の資源化の確保を図り、ごみの減量と資源の有効利用に資するため、地域団体及び当該団体から再生資源を回収する行商者に対する報奨金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）地域団体 市内の自治会、子ども会、老人会、PTA、管理組合その他おおむね6世帯以上の地域住民で構成される営利を目的としない各種団体又はグループをいう。

（2）再生資源 次に掲げるものをいう。

- ア 新聞
- イ 雑誌・雑がみ
- ウ 段ボール
- エ 布類
- オ アルミ缶
- カ スチール缶
- キ 紙パック

（報奨金の種類）

第3条 この要綱に基づき交付する報奨金の種類は、次のとおりとする。

- （1）再生資源集団回収団体報奨金
- （2）再生資源集団回収行商者報奨金

（再生資源集団回収団体報奨金の交付対象団体）

第4条 再生資源集団回収団体報奨金の交付を受けることのできる団体は、次条の定めるところにより登録を受けた地域団体とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（地域団体の登録）

第5条 登録を受けようとする地域団体は、再生資源集団回収登録申込書（様式第1号）に会則若しくは規約の写し又はこれらに準ずるもの及び役員名簿を添えて、市長に申込みしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ再生資源集団回収再生資源集団登録証（様式第2号）（以下「団体登録証」という。）を発行するものとする。

3 前項に規定により登録を受けた地域団体（以下「登録団体」という。）は、登録後、再生資源集団回収実施計画届出書（様式3号）を市長に提出しなければならない。

4 登録団体は、団体の名称、役員の住所、名前、会則若しくは規約又はこれらに準ずるもの及び再生資源集団回収実施計画届出書の記載事項に変更があったとき又は集団回収を行わなくなったときは、速やかに再生資源集団回収団体登録事項変更届・廃止届（様式第4号）市長に提出しなければならない。

5 市長は、登録団体が1年度において4回以上集団回収をしなかったとき、次条の義務に違反したとき、第15条の規定により報奨金の交付決定を取り消されたとき、その他登録団体として適当でないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

（登録団体の義務）

第6条 登録団体は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- （1）提出した再生資源集団回収実施計画届出書に従って集団回収を実施すること。

(2) 回収した再生資源を第9条に基づき登録を受けた行商者又は市長が指定する者（以下「登録行商者等」という。）に引き渡すこと。

（再生資源集団回収行商者報奨金の交付対象行商者）

第7条 再生資源集団回収行商者報奨金の交付を受けることのできる者は、第9条の定めるところにより登録を受けた行商者とする。

（行商者の登録資格）

第8条 登録を受けることができる行商者は、紙類、缶類等の再生資源の収集又は運搬を業として行う者のうち、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 回収する再生資源の種類に応じ、行商を行うにあたって法令に基づく許可又は届出が必要な場合は、当該許可書又は届出の証を有する者であること。

(2) 登録団体から回収した再生資源を、再資源化に係る問屋等再生資源の取扱いを業とする者へ売払い等により引渡すことができる者であること。

(3) 登録団体との取引に当たっては、適正に計量を行う等、誠実に業務を遂行することができる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる行商者は、登録を受けることができない。

（行商者の登録）

第9条 登録を受けようとする行商者は、車両一覧表（様式第6号）を添えて再生資源集団回収行商者登録申込書（様式第5号）により市長に申込みしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ再生資源集団回収行商者登録証（様式第7号）（以下「行商者登録証」という。）を発行し、車両一覧表に記載された車両台数に応じて、再生資源集団回収行商者登録票（様式第15号）（以下「行商者登録票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた行商者（以下「登録行商者」という。）は、営業を停止し、若しくは廃止し、又は再生資源集団回収行商者登録申込書及び車両一覧表の記載事項に変更があったときは、速やかに再生資源集団回収行商者登録事項変更・廃止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、登録行商者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 1年以上報奨金の交付の対象となる業を行わなかったとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき。

(4) 次条の義務に違反したとき。

(5) 第15条の規定により報奨金の交付決定が取り消されたとき。

(6) その他登録行商者として適当でないと認めるとき。

（登録行商者の義務）

第10条 登録行商者は、次の掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 問屋等から登録団体に係る回収分の計量伝票の交付を受けたときは、そのうち1通を速やかに当該登録団体に交付すること。

(2) 登録団体が行う集団回収の円滑な実施のために協力するとともに、正当な理由もなく登録団体からの回収依頼を拒まないこと。

(3) 回収を行う際は、行商者登録証の原本又は写しを掲載するとともに、行商者登録票を回収車両に貼付

すること。

（登録証等の再発行）

- 第11条 登録団体又は登録行商者は、団体登録証又は行商者登録証若しくは登録票（以下「登録証等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、市長にその再発行を申込みすることができる。
- 2 前項の規定による再交付を申込みしようとする者は、再生資源集団回収登録証等再発行申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 損傷を理由とする登録証等の再発行は、損傷した登録証等と引換えに新たな登録証等を発行して行うものとする。
- 4 登録証等の再発行を受けた者は、登録証等の亡失によりその再発行を受けた後において、亡失した登録証等を発見したときは、速やかに、発見した登録証等を市長に返納しなければならない。

（再生資源集団回収団体報奨金の額）

- 第12条 再生資源集団回収団体報奨金は、登録団体等の登録行商者等に引き渡した再生資源の重量により算定するものとする。
- 2 再生資源集団回収団体報奨金の額は、再生資源の品目ごとに重量1キログラムにつき5円とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（再生資源集団回収行商者報奨金の額）

- 第13条 再生資源集団回収行商者報奨金は、登録行商者が登録団体から回収した再生資源の重量により算定するものとする。
- 2 再生資源集団回収行商者報奨金の額は、再生資源の品目ごとに重量1キログラムにつき1円とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（報奨金の交付申込み）

- 第14条 この要綱の規定により報奨金の交付を受けようとする登録団体又は登録行商者は、再生資源集団回収団体報奨金にあっては、再生資源集団回収団体報奨金交付申込書（様式第10号）に、再生資源集団回収行商者報奨金にあっては再生資源集団回収行商者報奨金交付申込書（様式第11号）に、それぞれ再生資源集団回収売買実績明細書（様式第12号）を添えて、次に掲げる期間の回収分について、市長が定める期日までに申し込まなければならない。
- （1）前期 4月1日から9月30日まで
- （2）後期 10月1日から3月31日まで

（報奨金の交付決定等）

- 第15条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきと認めたときは、再生資源集団回収団体報奨金交付決定通知書（様式第13号）又は再生資源集団回収行商者報奨金交付決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。
- 2 前項の通知は、申込者の指定する口座へ振込みをもってこれに代えることができる。

（報奨金の返還等）

- 第16条 市長は、報奨金の交付を受けた登録団体又は登録行商者が、偽り或其他不正な手段により交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

（施行細目）

- 第17条

この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年6月1日から実施する。
- 2 平成3年度分の報奨金に係る第13条の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の第5条による登録を受けた地域団体については、改正後の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の第5条による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、既にこの要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定により登録を受けている地域団体及び行商者については、市長が定める期日までに再生資源集団回収実施計画届出書又は車両一覧表を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、既にこの要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定により登録を受けている行商者については、改正後の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

○豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ごみのステーション収集の促進、ごみステーションの適正管理及びその清潔保持、並びに生活環境の保全を図るため、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与対象等）

第2条 ネットの貸与対象は、おおむね6世帯以上のごみステーションとする。

2 ネットは在庫状況に応じて貸与するものとし、その貸与の総枚数は予算の範囲内の枚数を限度とする。

（枚数及び規格）

第3条 ネットの貸与は、おおむね6世帯から15世帯までが利用するごみステーション1か所につき1枚を基準とする。

2 ネットの大きさは、大（3メートル×4メートル）、小（2メートル×3メートル）の2種類とし、メッシュ幅は4ミリメートルのものを基準とする。

（貸与条件）

第4条 ネットの貸与条件は、次のとおりとする。

- （1）ネットは、清潔を保ち破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正使用を図ること。
- （2）ネットは、歩行者等の通行に支障がないようにごみ収集時以外は速やかに片付け、盗難等のおそれがないように留意すること。
- （3）ネットは、目的以外に使用し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- （4）ネットの盗難、紛失又は破損があった場合は、速やかに家庭ごみ事業課長（以下「担当課長」という。）にその旨を連絡すること。
- （5）ネットが管理できなくなった場合又は不要となった場合は、速やかに担当課長に返却すること。

（貸与申込み）

第5条 ネットの貸与の申込みをする者は、ネットの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、ごみステーション管理責任者選任届及びごみ散乱防止ネット貸与申込書（様式第1号）を担当課長に提出しなければならない。

（管理責任者の役割）

第6条 管理責任者の役割は、次のとおりとする。

- （1）貸与されるネットを受領し、返納すること。
- （2）常にごみステーションを使用する世帯を把握し、ごみの排出ルール of 徹底に努めること。
- （3）ごみステーションを使用する者の協力を得ながら、ごみステーションの美化と適正な管理に努めること。
- （4）ネットの適正な使用と管理に努めること。
- （5）ごみステーションの管理等に関して問題等が生じた場合は、市の担当者と協力して改善に努めること。
- （6）担当課長が必要と認めた時に、貸与を受けているネットの管理状況について報告すること。

（貸与通知）

第7条 担当課長は、第5条の規定による貸与申込みがあったときは、貸与条件を明示した豊中市ごみ散乱防止ネット貸与通知書（様式第2号）を管理責任者に交付するとともに、ネットを貸与するものとする。

(ネットの受領及び貸与期間)

第8条 管理責任者は、ネットを受領したときは、貸与ネット受領書(様式第3号)を担当課長に提出しなければならない。

2 ネットの貸与期間は、管理責任者がネットを受領した日から、次のいずれかに該当するときまでとする。

- (1) 修繕ができない破損などの事由によりネットが使用できなくなったとき。
- (2) 貸与条件を守ることができなくなったとき。
- (3) ネットを必要としなくなったとき。

(貸与事項の変更届)

第9条 管理責任者は、貸与を受けたネットの大きさ、枚数を変更しようとするとき、又はごみステーション管理責任者選任届及びごみ散乱防止ネット貸与申込書の記載事項に変更があったときは、ごみ散乱防止ネット貸与事項変更届(様式第4号)を担当課長に提出しなければならない。

2 貸与を受けたネットの大きさ、枚数を変更した場合は前条第1項の規定を準用する。

(返納)

第10条 担当課長は、管理責任者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ネットを返納させることができる。

- (1) ネットの返還を申し出たとき。
- (2) 貸与を受けたネットを目的外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 担当課長は、盗難、紛失又は破損の原因が管理責任者の責めに帰する事由であることが明らかな場合は、貸与したネットの同等品をもって返納させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットの貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱第8条2項の規定は、改正前の豊中市ごみ散乱防止ネット貸与要綱によりネットの貸与を受けたものについても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から実施する。

○豊中市ふれあい収集実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるごみ等をごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯に対して実施する収集（以下「ふれあい収集」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上で介護サービスを受けている者をいう。
- (2) 障害者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

（対象世帯）

第3条 ふれあい収集の実施対象世帯は、市内に住民票を有しかつ、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみ等をごみステーション等まで持ち出すことが困難な世帯をいう。ただし、ごみ等の持ち出しについて、近隣の者又は親族等の協力を受けることができる世帯又は特別養護老人ホームなど福祉施設に入居の世帯は実施対象から除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定において要介護度2以上の認定を受けた高齢者の世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級の身体障害者の世帯
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度がAの知的障害者の世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級の精神障害者の世帯

（利用申込み）

第4条 ふれあい収集を利用しようとする世帯は、「ふれあい収集利用申込書」（様式第1号）により、家庭ごみ事業課長に申込みものとする。

（実施通知）

第5条 家庭ごみ事業課長は、前条の申込みがあったときは、その内容及びごみ等の排出状況等を確認し、「ふれあい収集実施通知書」（様式第2号）により、実施対象とする又は実施対象に該当しない旨を申込者に通知するものとする。

（ごみ等の種類）

第6条 ふれあい収集の対象となる家庭系ごみ等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみ
- (2) 再生資源として回収する紙・布、プラスチック製容器包装、ビン、ペットボトル、空き缶・危険ごみ、小型家電・電池類
- (3) 粗大ごみ

（ごみ等の収集等）

第7条 家庭ごみ事業課長は、ふれあい収集の実施世帯（以下「実施世帯」という。）に、ごみ等の分別方法と収集日程を提示するものとする。

2 ごみ等の収集担当者は、次の各号に定めるところにより、決まった曜日の12時までに実施世帯が集積所等まで持ち出したごみ等を収集するものとする。

- (1) 指定されたステッカーを貼付した前条第1項第1号及び第2号のごみ等 原則週1回
- (2) 前条第1項第3号のごみ 月1回(5点まで)

(変更の届出)

第8条 実施世帯の申込者等は、「ふれあい収集利用申込書」(様式第1号)記載事項に変更があったときは、家庭ごみ事業課長に届け出なければならない。

(実施の一時停止等)

第9条 実施世帯の申込者等は、実施世帯の長期不在その他の理由により、ふれあい収集の実施を一時停止等又は一時停止後の再開等が必要となったときは、速やかに家庭ごみ事業課長に連絡しなければならない。

(収集の中止)

第10条 家庭ごみ事業課長は、実施世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第10条に規定する届出がないまま、30日間利用が無かったとき。
- (3) 前2号のほか、ふれあい収集を実施することが著しく困難であると家庭ごみ事業課長が認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改定前の豊中市ひと声ふれあい収集実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の規定により、利用を申込んだ者に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。

○豊中市臨時ごみリユース推進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リユース可能な家具類等を市民等は無償で提供する事業に対し、当該リユース可能な家具類等を提供することについて必要な事項を定めることにより、ごみの減量を促進することを目的とする。

(リユース家具類等)

第2条 この要綱において「リユース家具類等」とは、家具類（縦、横、高さの合計が2m程度までのものに限る。以下同じ。）、乗り物（自転車、ベビーカーその他これらに類するものをいう。以下同じ。）、キャリーバッグ及びショッピングカート（これらに類するものを含む。以下同じ。）並びに乳幼児用品（チャイルドシート、ベビーチェア及びベビーバスに限る。以下同じ。）であって、これらを臨時ごみとして排出した者から次条各号に掲げる事業に提供することについて同意を得たものをいう。

2 前項の同意は、同意書（様式第1号）の提出をもって得るものとする。

(リユース家具類等を提供する事業)

第3条 この要綱に基づきリユース家具類等を提供する事業は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、公益財団法人とよなか国際交流協会（以下「とよなか国流」という。）が実施する生活困窮者に家具類その他の物品を無償で提供する事業。

(2) 豊中市伊丹市クリーンランドが実施する市民等に家具類その他の物品を無償で提供する事業

(3) 市の機関が実施する市民に家具類その他の物品を無償で提供する事業

(4) 市内の自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない地域団体が実施する市民に家具類その他の物品を無償で提供する事業。ただし、当該地域団体に係る会則若しくは規約の写し又はこれらに準じるもの及び当該無償で提供する事業の企画書若しくはチラシ又はこれらに類するものを提出できるものに限る。

(リユース家具類等の保管及び処分等)

第4条 リユース家具類等は、リユース家具類等保管簿（様式第2号の1）及びリユース家具類等品目規格個票（様式第2号の2）に必要な事項を記載した上で、環境事業所の施設内の所定の場所に保管する。

2 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等の状態等を勘案し、必要に応じてリユース家具類等を適宜処分することができる。

3 家庭ごみ事業課長は、前項の規定によりリユース家具類等を処分したときは、リユース家具類等保管簿にその旨を記載しなければならない。

4 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等品目規格個票を適宜市社協及び、とよなか国流に提供するものとする。

(リユース家具類等の提供等)

第5条 リユース家具類等の提供を受ける者は、家庭ごみ事業課長に希望するリユース家具類等（自転車にあつては、市社協及び、とよなか国流に限る。）を電話等により申し出るものとする。

2 家庭ごみ事業課長は、前項の規定による申し出があつたときは、当該申出者と協議の上、引渡し日時及び場所を決定するものとする。

3 前項の規定により引渡し日時及び場所が決定したリユース家具類等の提供の申し出は、撤回できないも

のとする。

- 4 リユース家具類等の提供を受ける者は、リユース家具類等の引渡しの際、申込書兼誓約書（様式第3号の1又は様式第3号の2）及び受領書（様式第4号の1又は様式第4号の2）を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。
- 5 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等を提供したときは、リユース家具類等保管簿にその旨を記載しなければならない。

（施行細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、臨時ごみリユース推進支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

○豊中市子ども服リユース推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リユース可能な子ども服（以下「リユース子ども服」という。）を市民に無償で提供する事業に対し、当該リユース子ども服を提供することについて必要な事項を定めることにより、ごみの減量を促進することを目的とする。

(リユース子ども服)

第2条 この要綱においてリユース子ども服とは、サイズが70cmから160cmまでの子ども服であって、市民等から提供を受けたものをいう。ただし、肌着、下着、その他これらに類するもの及び破れ、汚れ又は大きなシミのあるものを除く。

(リユース子ども服を提供する事業)

第3条 この要綱に基づきリユース子ども服を提供する事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の機関が実施する市民等に子ども服を無償で提供する事業
- (2) 市内の自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない地域団体が実施する市民等に子ども服を無償で提供する事業。ただし、当該地域団体に係る会則若しくは規約の写し又はこれらに準じるもの及び無償で提供する事業の企画書若しくはチラシ又はこれらに類するものを提出できるものに限る。

(リユース子ども服の保管及び処分)

第4条 回収したリユース子ども服は、リユース子ども服保管簿（様式第1号）に必要な事項を記載した上で環境事業所内の所定の場所に保管する。

- 2 家庭ごみ事業課長は、リユース子ども服の状態を勘案し、必要に応じてリユース子ども服を適宜処分することができる。
- 3 家庭ごみ事業課長は、第1項の規定により保管されているリユース子ども服を処分するときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

(リユース子ども服の提供)

第5条 第3条第2号の規定によりリユース子ども服の提供を受けようとする者は、申込書兼誓約書（様式第2号）により家庭ごみ事業課長に申し込むものとする。

- 2 家庭ごみ事業課長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込者と協議のうえ、引渡し日時及び場所を決定するものとする。
- 3 リユース子ども服の提供を受ける者は、リユース子ども服の引渡しの際、受領書（様式第3号）を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。
- 4 家庭ごみ事業課長は、リユース子ども服を提供したときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

(実施報告書の提出)

第6条 リユース子ども服の提供を受けた者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の実施後に、速やかに実施報告書（様式第4号）を作成し、家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。

(リユース子ども服の返却)

第7条 リユース子ども服の提供を受けた者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の実施後、無償で提供できなかったリユース子ども服を返却しなければならない。ただし、家庭ごみ事業課長が特に必要があると認めるときは、返却しないことができる。

- 2 リユース子ども服の提供を受けた者で、前項本文の規定によりリユース子ども服を返却するときは、リユース子ども服返却書（様式第5号）を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。
- 3 家庭ごみ事業課長は、第1項の規定によりリユース子ども服の返却があったときは、リユース子ども服保管簿にその旨を記載しなければならない。

（施行細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども服リユース推進事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日より実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日より実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より実施する。

○事業系一般廃棄物減量計画の作成、届出等に関する規則

平成 7 年 12 月 20 日
規則第 38 号

(目的)

第 1 条 この規則は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年豊中市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 15 条に基づき、事業活動に伴う多量の一般廃棄物の減量計画の作成、届出等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(多量一般廃棄物)

第 2 条 条例第 15 条に規定する事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずるとは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものをいう。ただし、市長が特に必要と認めるものにあつては、この限りでない。

(1) 事務所、店舗、飲食店、工場その他の事業の用途に供するための建築物（以下「事業用建築物」という。）であつて、当該事業の用途に供する部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいい、同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、当該事業の用途に供する部分の延べ面積の合計とする。以下同じ。）が 3,000 平方メートル以上のもの（住宅の用途と複合した建築物にあつては、当該住宅の用途に供する部分を除く。）から一般廃棄物が排出される場合

(2) 前号に該当しない事業用建築物であつて、当該事業により一般廃棄物が月 3 トン以上排出される場合

(事業系一般廃棄物減量計画の作成及び届出)

第 3 条 前条各号に規定する一般廃棄物を多量に排出する建築物の占有者（以下「多量排出事業者」という。）は、前年度の実績に基づき毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間における条例第 15 条に規定する一般廃棄物の減量に関する計画（以下「事業系一般廃棄物減量計画」という。）を作成し、その年の 5 月 31 日までに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、事業系一般廃棄物減量計画書を市長に提出することにより行うものとする。

3 第 1 項の事業系一般廃棄物減量計画の作成及び届出に関し、同項の占有者により難い事由があると認めるときは、所有者をもって多量排出事業者とする。

(事業系一般廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第 4 条 多量排出事業者は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する次に掲げる業務を行わせるため、当該事業活動を開始した日から 30 日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。

(1) 事業系一般廃棄物減量計画の作成及びその進行管理に関すること。

(2) 当該建築物に係る事業系一般廃棄物の種類、発生量、処理の方法等の把握に関すること。

(3) 当該建築物の事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に係る市との連絡事務に関すること。

(4) 当該建築物の事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に係る関係者との連絡及び推進に関すること。

2 前項の規定による届出は、事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届を市長に提出することにより行うものとする。

3 多量排出事業者は、自ら事業系一般廃棄物管理責任者となることを妨げない。

(様式)

第 5 条 この規則による事業系一般廃棄物減量計画書及び事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届の様式については、市長が別に定める。

(委任規定)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に事業活動を開始している多量排出事業者に対する第4条の規定の適用については、同条中「当該事業活動を開始した日から30日以内」とあるのは「平成8年5月31日まで」とする。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月30日規則第67号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○一般廃棄物処理業許可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年豊中市規則第35号。以下「規則」という。)第20条及び第21条の規定に基づき、一般廃棄物処理業に係る許可について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請書の様式等)

第2条 規則第2条第1項に規定する許可申請書の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書 様式第1号。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を収集運搬する者については、様式第1号-2

(2) 一般廃棄物処分業許可申請書 様式第2号

2 前項第1号の一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 処理計画の概要を記載した書類(別紙1)。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬する者は(別紙1-2)

(2) 事業の用に供する施設(運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。)の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥

(3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

(4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(6) 申請者が法人である場合には事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(別紙2)、申請者が個人である場合には資産に関する調書(別紙3)。ただし、新規許可申請時のみ添付すること。

(7) 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類

(8) 申請者が個人である場合には、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類

(9) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録

(10) 収集運搬に係る車両一覧表

(11) 申請者が法人である場合は、役員名簿(名前、住所及び生年月日)

(12) 従業員の名前、住所、生年月日、担当業務及び運転手は自動車運転免許証の写し

(13) 業種別顧客名簿及び特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬する者は、家電種別料金一覧表。なお特定家庭用機器一般廃棄物の運搬(積卸し)に限って申請する場合は、家電種別料金一覧表のみを添付のこと。

(14) 業務経歴書

(15) 車検証(有効期限の記載が無い車検証の場合は併せて自動車車検証記録事項)(所有権がない場合は車両使用承諾書)、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車保険証券の写し

(16) 誓約書(別紙4)

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

注) ① 特定家庭用機器一般廃棄物の運搬(積卸し)に限って申請する者は、(2)から(9)、(11)及び(14)を省略することができる。ただし、当該特定家庭用機器一般廃棄物を搬出する市町村長の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

② (1)は、許可申請時の他営業許可期間中の年度更新時に提出すること。

③ (2)は、運搬車及び運搬容器の更新時には④のみ、駐車施設その他の運搬施設の建替え及び増

改築時には②, ③, ④, ⑤を添付のこと。

3 第1項第2号の一般廃棄物処分業許可申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 処理計画の概要を記載した書類（別紙1）
 - (2) 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。）の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤、及び当該施設付近の見取り図⑥並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類⑦及び図面⑧（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
 - (3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること。）を証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - (6) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (7) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙2）
 - (8) 申請者が法人である場合には、前年度における貸借対照表、損益計算書、法人税、法人事業税、法人市民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
 - (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（別紙3）、前年度の所得税、府県民税、市町村民税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
 - (10) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録
 - (11) 処分業に係る車両一覧表
 - (12) 申請者が法人である場合は、役員名簿（名前、住所及び生年月日）
 - (13) 従業員の名前、住所、生年月日及び担当業務
 - (14) 営業区域、業種別顧客名簿及び料金一覧表
 - (15) 業務経歴書
 - (16) 誓約書（別紙4）
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
- 注）（7）は新規許可申請時のみ添付のこと。

（許可の期間及び条件）

第3条 営業許可期間は、許可の日から2年以内とする。

2 許可には、次の条件を付するものとする。

- (1) 車両及びその保管場所の清掃等、生活環境保全上支障を生じさせない措置を講ずること。
- (2) 近隣住民に迷惑をかけない措置を講ずること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。~~（遵守事項）~~

第4条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令及び一般廃棄物処理業許可事務取扱要領を遵守し、市の指示に従うこと。
- (2) 営業所内の見やすい場所に許可証を掲げること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業許可車両標識証を使用車両の所定の場所に貼付すること。なお、車体色等は、市の指示に従うこと。

2 前項第1号に規定する事項を遵守することについて、許可業者から誓約書（別紙4-2）を提出させるものとする。

(実績報告書の様式等)

第5条 規則第10条の規定による実績報告書は、一般廃棄物(特定家庭用機器一般廃棄物及び浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬については様式第3号または様式第3号-3、特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬については様式第3号-2とし、それぞれの当該月の翌月15日までに提出するものとする。浄化槽汚泥の収集運搬については、別途浄化槽清掃業許可事務取扱要領(昭和61年3月25日制定)に定めるところによる。

(事業範囲の変更の申請等)

第6条 規則第4条第1項に規定する届出は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書の様式によるものとし、様式第4号のとおりとする。

(許可申請事項変更届出書の様式等)

第7条 規則第6条第1項に規定する届出は、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届出書及び収集運搬車両緊急時変更報告書によるものとし、その様式は、それぞれ様式第5号及び様式第5号-2並びに様式第5号-3のとおりとする。

2 前項の規定は、規則第2条第1項に規定する関係書類の記載事項の変更について準用する。

(許可証再交付申請書の様式)

第8条 規則第8条に規定する届出は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書によるものとし、その様式は、様式第6号のとおりとする。

(業務休(廃)業届の様式)

第9条 規則第5条第1項に規定する業務休(廃)業届の様式は、様式第7号のとおりとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるものの他、一般廃棄物処理業の許可について必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

1 この要領は、昭和61年3月25日から実施する。

2 一般廃棄物処理業許可事務取扱方針(甲)(昭和47年11月29日実施)及び一般廃棄物処理業許可事務取扱方針(乙)(昭和54年2月16日実施)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年6月10日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年2月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から実施する。

○一般廃棄物処理業許可基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年豊中市規則第35号）の規定による一般廃棄物処理業の許可の基準等について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(収集又は運搬業に係る許可の基準)

第2条 収集又は運搬業に係る許可の基準は、次に掲げるとおりとする。
一般廃棄物の処理業務に従事した経験を2年以上有する者であること。

(基準の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、特に必要であると認めるときは、この基準によらないことができる。

(許可に係る廃棄物の種類)

第4条 一般廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の種類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（市の収集又は運搬に係るものを除く）、浄化槽汚泥及び市長が特に認めるものとする。

2 前項に規定する市長が特に認めるものは、次の各号に掲げる一般廃棄物とする。

(1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物

(2) 市の現行のごみの分別収集体制にそぐわないもの

(3) 一般家庭から臨時又は多量に排出されるもの及び市が収集しないもの（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者による自主回収が行われる使用済パーソナルコンピュータ及び当該使用済パーソナルコンピュータの付属装置は除く。）

(4) 市の一般廃棄物の処理に排出してはならないもの

附 則

この要綱は、昭和47年11月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月16日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年3月25日から実施する。
- 2 一般廃棄物処理業許可基準要綱（乙）（昭和54年2月16日実施）は、廃止する
- 3 し尿浄化槽清掃業許可基準要綱（昭和48年2月28日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から実施する

○一般廃棄物収集運搬業の許可審査基準要綱

（目的）

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集・運搬にかかる許可基準に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的な指針）

第2条 許可をするかどうかの判断に関する基本的な指針は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）申請の内容が、市が毎年策定する実施計画に適合するものでなければならない。なお、実施計画を策定する際の考慮すべき事項については、別に定めがあるものを除くほか、次によるものとする。

ア 事業活動に伴って排出される一般廃棄物はその排出形態が一般家庭ごみとは異なり、1事業所あたりの排出量及び変動幅が大きく、また事業の内容によっては、収集回数も週1回から毎日取りと幅が広く、収集時間帯も早朝や夜間となるため、市の収集計画から除外する。

イ 事業所のうち個人経営等の零細企業を中心とした小口収集以外、及び予め計画されているもの以外は、前年度の収集計画、収集実績等に基づき、前年度の許可業者による収集を基本とする。

（2）許可業者の収集業は将来に渡っても安定的・継続性のある経営が求められ、市民・事業者へのサービス維持を図るため一定の計画的な設備投資等が必要である。又、許可制度の運用においては、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、一般廃棄物処理業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。そのため、既に許可した事業範囲内での新たな許可は、無秩序な競争等や、業者相互の過度の摩擦等を生じさせ、適正な処理を損ねる恐れがあると判断するため、以下の場合を除き認めないものとする。

ア 開発、商業地域の新規整備等に伴い、大規模事業所数等の著しい増加が見込まれ、既存の許可業者の経営能力等を勘案しても、なお対応できないと考えられる場合。

イ 申請の内容が既に許可している事業範囲の内、特に限定した範囲（一般廃棄物の種類、収集区域、事業所等）で、許可と同時に収集業務が行われると客観的に判断ができる場合。

（許可の要件）

第3条 許可を認める場合は、前条の指針に適合し、かつ申請内容が次の各号に適合しなければならない。

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項

（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令35号）第2条の2

（3）一般廃棄物処理業許可基準要綱（昭和47年実施）

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

○浄化槽清掃業許可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年豊中市規則第35号。以下「規則」という。)第11条第3項、第20条及び第21条の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請書の様式等)

第2条 規則第11条第1項第1号に規定する浄化槽清掃業許可申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 処理計画の概要を記載した書類(別紙1)(別紙1-2)

(2) 事業の用に供する施設(運搬車、運搬容器、駐車施設その他の運搬施設をいう。)の構造を明らかにする平面図①、立面図②、断面図③、構造図④、設計計算書⑤及び当該施設付近の見取り図⑥

(3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

(4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(6) 申請者が法人である場合には、定時株主総会議事録及び取締役会を設置している場合は取締役会議事録

(7) 業種別顧客名簿

(8) 業務経歴書

(9) 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第45条第1項第1号の規定による浄化槽管理士免状の写し

(10) 誓約書(別紙2)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

注(2)は、運搬車及び運搬容器の更新時には④のみ、駐車施設その他の運搬施設の建替及び増改築時には②、③、④、⑤を添付のこと。ただし、浄化槽汚泥の収集運搬について一般廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、上記の書類・図面のうち(9)から(11)以外のものは添付を要しない。

(許可の期間及び条件)

第3条 営業許可期間は、許可の日から2年以内とする。

2 許可には、次の条件を付するものとする。

(1) 車両及びその保管場所の清掃等、生活環境の保全上支障を生じさせない措置を講ずるよう努めること。

(2) 近隣住民に迷惑をかけない措置を講ずること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(遵守事項)

第4条 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の事項を遵守すること。

(1) 浄化槽法等関係法令及び浄化槽清掃業許可事務取扱要領を遵守し、市の指示に従うこと。

(2) 浄化槽の清掃は、大阪府浄化槽維持管理指導要領第7章浄化槽の清掃事項の規定に従い実施すること。

(3) 営業所内の見やすい場所に許可証を掲げること。

(4) 浄化槽清掃業許可車両標識証を使用車両の所定の場所に貼付すること。

2 前項第1号に規定する事項を遵守することについて、許可業者から誓約書(別紙2-2)を提出させるものとする。

(清掃届, 実績報告書等)

第5条 許可業者は, 清掃を実施する7日前までに, 浄化槽清掃届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 規則第11条第2項により準用される同第10条に規定する実績報告書は, 様式第2号-2とし, 各月分ごとに, 当該月の翌月15日までに提出するものとする。

(許可申請事項変更届出書の様式)

第6条 規則第11条第1項第2号に規定する浄化槽清掃業許可事項変更届出書の様式は, 様式第3号のとおりとする。

(許可証再交付申請書の様式)

第7条 規則第11条第2項により準用される同第8条に規定する届出は, 許可証再交付申請書によるものとし, その様式は, 様式第4号のとおりとする。

(業務休(廃)業届の様式)

第8条 規則第11条第2項により準用される同第5条第2項に規定する業務休(廃)業届の様式は, 様式第5号のとおりとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるものの他, 浄化槽清掃業の許可について必要な事項は, そのつど市長が定める。

附 則

- 1 この要領は, 昭和61年3月25日から実施する。
- 2 し尿浄化槽清掃業許可事務取扱方針(昭和48年2月28日実施)(以下「旧方針」という。)は, 廃止する。
- 3 旧方針様式第5号に基づき作成された用紙は, 浄化槽清掃業許可事務取扱要領様式第4号の1及び様式第4号の2に基づき作成された用紙とみなし, 当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要領は, 平成5年4月1日から実施する。
- 2 旧方針様式第5号に基づき作成された用紙は, 浄化槽清掃業許可事務取扱要領様式第3号の1及び様式第3号の2に基づき作成された用紙とみなし, 当分の間使用することができる。

附 則

この要領は, 平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は, 平成18年2月1日から実施する。

附 則

この要領は, 平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は, 令和 2年7月1日から実施する。

附 則

この要領は, 令和 3年1月1日から実施する。

附 則

この要領は, 令和 4年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する

○豊中市建築物に設置された排水槽等の清掃等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に設置された排水槽等から発生する汚泥等の廃棄物処理の適正化を図るため、当該排水槽等の清掃等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 排水槽 建築物から排除される汚水又は雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- (4) 排水槽設備 排水槽に付帯する阻集器、配水管その他の設備をいう。
- (5) 汚水槽 排水槽のうち、汚水を貯留するための槽をいう。
- (6) 雑排水槽 排水槽のうち、雑排水を貯留するための槽をいう。
- (7) 合併槽 排水槽のうち、汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。
- (8) ビルピット 排水槽、汚水槽、雑排水槽、合併槽の総称をいう。

(設置届出等)

第3条 ビルピット（し尿を含むものに限る。以下、この条において同じ。）の管理者は、次の各号に掲げる内容を所定の様式により市長に提出するものとする。

- (1) ビルピットの使用を開始するとき ビルピット設置届（様式第1号）
 - (2) ビルピットの管理者に変更があったとき ビルピット管理者変更届（様式第2号）
 - (3) ビルピットの使用を廃止又は中止したとき ビルピット使用廃止・中止届（様式第3号）
- 2 前項の届出は、ビルピットの管理者から当該ビルピットの清掃等の委託を受けた事業者が、当該管理者に代わって行うことができる。
- 3 前項に規定する事業者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に基づく浄化槽清掃業の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業（ビルピット汚泥等（し尿を含むものに限る。））の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）とする。

(清掃届等)

第4条 ビルピット（し尿を含むものに限る。）の清掃を実施する者は、当該ビルピットの清掃を実施する7日前までにビルピット清掃届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条に規定する実績報告は、様式第5号とし、各月分ごとに、当該月の翌月15日までに提出するものとする。

(清掃の基準等)

第5条 ビルピットの清掃に当たっては空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）に従うとともに、次の各号に掲げる事項に基づき実施するものとする。

- (1) ビルピットの清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散防止、消毒等に配慮すること。
- (2) 阻集器で生じた油脂分が、ビルピットに流入しないよう措置を講ずること。
- (3) 清掃作業中の事故防止に留意すること。
- (4) 清掃に薬品を用いたときは、下水道施設等の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。
- (5) 前各号のほか、建築物における維持管理マニュアル（平成20年1月25日健衛発第0125001

号厚生労働省健康局生活衛生課長通知) 第4章の排水槽の清掃の項の留意事項に配慮すること。

(汚泥等の処理)

第6条 ビルピットの清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、法に基づき、次により行うものとする。

(1) 汚水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、法施行令(昭和46年政令第300号)第3条の規定によること。

(2) 雑排水槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の付帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、法施行令第6条の規定によること。

2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

(1) 前項第1号に定める廃棄物の処理は、許可業者に委託すること。

(2) 前項第2号に定める廃棄物の処理は、法第14条第1項及び第6項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。この場合において、法第12条第6項の規定により、法施行令第6条の2に定める基準に従うこと。

3 第1項第1号に規定する廃棄物は、市長が指定する中間処理施設に搬入するものとする。

(遵守事項)

第7条 許可業者は、法、関係法令及び本要綱を遵守し、市の指示に従うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際現に使用されているビルピットの第3条第1項の届出については、同項第1号中「ビルピットの使用を開始するとき」とあるのは、「この要綱の実施日の際現にビルピットが使用されているとき」と読み替えるものとし、当該ビルピットの設置届は、第4条第1項に基づくビルピット清掃届の提出時に提出することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

○豊中市建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に定めるもののほか、豊中市の区域における建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物(以下「建設廃棄物」という。)の発生及び抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に資するため、元請業者、多量排出事業者及び工事関係者に対し市長が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)をいう。
- (2) 元請業者 建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者(以下「注文者」という。)から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者をいう。
- (3) 多量排出事業者 建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物を排出する事業者であって、法第12条第9項又は法第12条の2第10項に規定する多量排出事業者をいう。
- (4) 工事関係者 注文者、下請負人(建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者をいう。以下同じ。)及び処分業者(法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者であって、元請業者から建設廃棄物の処分を受託したものをいう。以下同じ。)をいう。
- (5) 再生利用 廃棄物から原材料等の有用物を得ること又は廃棄物から得られる有用物を利用すること(熱を得ることに利用することを含む。)をいう。
- (6) 再生材 再生利用により得られた建設資材をいう。
- (7) 最終処分 再生利用、埋立処分又は海洋投入処分をいう。
- (8) 中間処理 発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の途中において、減量化、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理をいう。
- (9) 電子マニフェストシステム 法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)に代えて、法第2条第6項に規定する電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する情報を処理するシステムをいう。

(元請業者の留意事項)

第3条 市長は、元請業者が建設廃棄物の運搬又は処分を、法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者(省令第8条の2の8に規定する産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。)若しくは同項に規定する産業廃棄物処分業者(省令第8条の3に規定する産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。)又は法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者(省令第8条の14に規定する特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。)若しくは同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(省令第8条の15に規定する特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。)に委託する場合は、当該元請業者に対し、当該運搬又は処分についてそれぞれ別の書面(当該運搬又は処分を同一の者に委託する場合は、一の書面であっても差し支えない。)により契約を行い、当該運搬又は処分が終了したことを管

理票又は電子マニフェストシステムによりそれぞれ確認した後、当該契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うよう指導する。また、再委託を前提とする契約とせず、建設廃棄物を受託者に引き渡した後の再委託の申出については車両又は施設の故障等やむを得ないと認める場合を除き承諾しないよう指導する。

- 2 市長は、元請業者に対し、前項の委託をする場合において建設廃棄物の再生利用をするための処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下この項において「産業廃棄物処分業者等」という。）であって再生利用ができるように処理するための施設を保有する者（以下「再生処理業者」という。）に直接委託するよう指導する。ただし、当該建設廃棄物が当該施設の受入条件に適合しないため直接委託できない場合で当該建設廃棄物を当該受入条件に適合させるための前処理を他の産業廃棄物処分業者等に委託するときは、この限りでない。
- 3 市長は、元請業者が建設工事の全部又は一部の施工を下請負人に請け負わせる場合は、当該元請業者に対し、建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことができる工法等を当該下請負人に対し書面により指示するよう指導する。

（多量排出事業者の留意事項）

第4条 市長は、多量排出事業者に対し、次の事項に留意して建設工事を施工するよう指導する。

- （1）建設廃棄物について、発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程における発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を確保する体制（下請負人の管理及び監督に係るものを含む。）の整備及び充実に努めること。
- （2）関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者の中から、豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）第27条第1項の産業廃棄物管理責任者を選任し、作業所その他の事業場ごとに置き、その旨を当該事業場において周知した上で当該事業場において業務に従事する者の監督に当たらせること。
- （3）建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことを念頭に置き、建設工事の施工前の段階から建設資材の使用及び工法等を検討し、実施すること。
- （4）建設工事の施工に当たり、再生材の使用を検討し、実施すること。
- （5）建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）に係る分別解体等に伴って生じた建設リサイクル法第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物（以下「特定建設資材廃棄物」という。）について、同法第16条の規定により適切に再資源化をするほか、再資源化等が義務付けられていない建設廃棄物についても、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物（建設工事の施工に伴って生じた混合廃棄物（コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。）をいう。以下同じ。）の排出の抑制及び再生利用等による減量その他その適正な処理に努めること。
- （6）アスファルト・コンクリートの塊（以下「アスファルト・コンクリート塊」という。）は、コンクリートの塊（以下「コンクリート塊」という。）と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用を行うこと。他人に委託する場合には、アスファルト・コンクリート再生骨材その他アスファルトを活用した再生材（以下「再生骨材等」という。）として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。
- （7）電子マニフェストシステムを採用すること等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。

（工事関係者の留意事項）

第5条 市長は、注文者に対し、その注文した建設工事に係る建設廃棄物が適正に処理されなかったことが判明したときはその旨（建設リサイクル法第18条第2項の規定により申告した事項を除く。）を市長に報告するよう指導する。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、公共工事の注文者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。
- (1) 建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行うこと。また、建設資材として必要な規格等を提示するとともに、建設資材に占める再生材の割合を建設資材の分類ごとに把握し、再生材の再生利用の拡大に努めること。
 - (2) 次の事項について元請業者を指導すること。
 - ア 対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物について、建設リサイクル法第16条の規定により適切に再資源化をすること。
 - イ 建設汚泥、伐採木及び除根材並びに対象建設工事以外の建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物についても、原則として再生利用すること。
 - ウ 紙くず、金属くず、廃プラスチック類その他の再生利用が可能な建設廃棄物について、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を推進すること。
 - エ アスファルト・コンクリート塊はコンクリート塊と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用すること。他人に委託する場合には、再生骨材等として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。
 - (3) 建設廃棄物を現場において処理し、再生材として再生利用する場合は、市長が別に定める方法により適正に再生利用するよう元請業者を指導すること。
 - (4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図るよう元請業者を指導すること。
 - (5) 建設工事を注文する際には、前各号の事項を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上すること。
- 3 第1項に規定するもののほか、市長は、注文者（公共工事の注文者を除く。）に対し、建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行い、当該検討した工法及び建設資材並びに建設廃棄物の処理方法等を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上するよう指導する。
- 4 市長は、下請負人に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。
- (1) 元請業者の指示に基づき、建設廃棄物の再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に努めること。
 - (2) 元請業者の求めに応じて、建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。
- 5 市長は、処分業者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。
- (1) 建設廃棄物の再生利用及び減量化を図るとともに、再生技術の開発に努めること。
 - (2) 再生材に係る日本工業規格、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準（平成28年3月31日付け国官技第379号）に定める規格及び第2項第1号の建設資材として必要な規格等に適合するよう建設廃棄物の再生利用に努めること。
 - (3) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は区分して受け入れ、保管し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトの再生利用に努めること。
 - (4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、当該建設廃棄物の排出事業者である元請業者と連携して、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。
 - (5) 建設廃棄物の処理を委託した元請業者の求めに応じて、当該建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○豊中市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年規則第35号。以下「規則」という。）の規定に基づく、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）に対する不利益処分（以下「行政処分」という。）等の基準及び手続きを定めることにより、行政処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

（行政処分の種類）

第2条 行政処分は、行政指導では法及び条例の目的を達成することができない場合に行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）改善命令は、法第19条の3に基づき、処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行う処理業者に対し、その方法の変更やその他必要な改善を命ずることをいう。
- （2）措置命令は、法第19条の4に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合で、処理業者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることをいう。
- （3）営業の停止命令は、法第7条の3及び規則第7条に基づき、処理業者に対し、期間を定めて全部又は一部の事業の停止を命ずることをいう。
- （4）許可の取消しは、法第7条の4及び規則第7条の2に基づき、処理業者に対し、許可を取り消すことをいう。

（改善命令）

第3条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- （1）行政指導では、保管、収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。
- （2）早急に保管、収集、運搬及び処分の方法の改善を必要とするとき。

（措置命令）

第4条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- （1）行政指導では、支障の除去等の措置が講じられないとき。
- （2）早急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。

（営業の停止命令）

第5条 営業の停止命令は、別表第1又は別表第2に掲げる事項のいずれかに該当する場合に行うことができる。

（営業の停止期間）

第6条 営業の停止期間は、別表第1又は別表第2のとおりとする。

（営業の停止期間の軽減）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を軽減することができる。この場合の軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする。

- （1）違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- （2）違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

(営業の停止期間の加重)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を加重することができる。この場合の加重日数は、第6条の期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
- (2) 営業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は規則若しくは規則に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(許可の取消し)

第9条 許可の取消しは、別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の業の許可を持つ場合は、そのすべての許可を処分対象とすることができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第10条 違反が二つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求に係る行政処分)

第11条 第5条及び第9条の規定は、処理業者が第三者に対して違反行為の実行を要求若しくは依頼又は教唆若しくは幫助したときも、これを適用する。

(聴聞)

第12条 許可の取消しを行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならない。ただし、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項及び豊中市行政手続条例(平成9年条例第6号)第13条第2項の規定により聴聞を要しない場合を除く。

(弁明の機会の付与)

第13条 営業の停止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。
- (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- (3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受ける者が多数に及ぶとき。

(口頭による弁明の聴取)

第14条 弁明を口頭であることを認めたときは、職員は弁明を録取しなければならない。

2 口頭による弁明の聴取は、環境部資源循環長が主宰する。

(行政処分の実施)

第15条 行政処分の実施に当たっては、豊中市行政手続条例によることとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

別表第1（第5条，第6条関係）

規則第7条第1項第1号から第4号の規定に基づく営業の停止表

	処分理由	根拠条文	関係条文	市規則条文	日数
1	公共の場等の清潔の保持違反をしたとき	法第7条の3 第1号	法第5条 第1項 第3項 第4項	規則第7条 第1項 第1号	30
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき		法第7条 第1項 第6項		30
3	業の許可の規定による許可申請で，虚偽の申請をしたとき		法第7条 第12項		30
4	条例で定める収集及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき		法第7条 第13項		10
5	法施行令に定める処理基準違反をしたとき		法第7条 第14項		20
6	再委託禁止違反をしたとき		法第7条 第15項 第16項		30
7	帳簿を備えず，又は法施行規則で定めた指定事項を記載せず，若しくは虚偽の記載をし，又は帳簿を保存せず，又は虚偽の記載をしたとき		法7条の2 第3項		30
8	事業の廃止，若しくは諸事業の変更の届出をせず，又は虚偽の届出をしたとき		法7条の2 第1項		30
9	業の変更許可の規定による申請で，虚偽の申請をしたとき		法第7条の5		30
10	無許可で事業の範囲を変更したとき		法第16条 法第16条の2		30
11	名義貸し禁止違反をしたとき		法第18条		30
12	投棄禁止違反をしたとき		法第19条 第1項		30
13	焼却禁止違反をしたとき		法19条の3		30
14	報告をせず，又は虚偽の報告をしたとき		法19条の4 第1項		30
15	検査若しくは収去を拒み，妨げ，又は忌避したとき				
16	改善命令違反をしたとき				
17	措置命令違反をしたとき				
18	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき	法第7条の3 第2号	法第7条 第5項 第3号	規則第7条 第1項 第2号 第3号	改善に 要する 期 間
19	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき	法第7条の3 第3号	法第7条 第11項	規則第7条 第1項 第4号	30
20	規則第2条第2項の条件が欠けたとき			規則第7条 第1項第3号	3 〃 30
21	上記以外で法若しくは法に基づく処分に違反する行為をし，特に営業の停止命令が必要と認められたとき	法第7条の3 第1号		規則第7条 第1項 第1号	3 〃 30

別表第2（第5条、第6条関係）

（1）規則第7条第1項第5号に基づく営業の停止表

処分理由	日数
豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）のごみ処理施設への廃棄物の搬入停止を命じられた後も、なお、クリーンランドのごみ処理施設使用に関する条例施行規則（平成4年組合規則第3号）第5条に規定する基準に従わないとき	10

（2）規則第7条第1項第6号に基づく営業の停止表

区分	処分理由	日数
1	処理業者の従業員が、法第32条第1号に掲げる違反行為をし、罰金刑に処せられたとき	30
2	処理業者の従業員が、法第32条第2号に掲げる違反行為をし、罰金刑に処せられたとき	3～15
3	処理業者の従業員が禁固以上の刑に処せられたとき	3～15

別表第3（第9条関係） 許可の取消し表

	処分理由	根拠条文	関係条文	市規則条文
1	法に定める欠格事由に該当したとき	法第7条の4第1項第1号	法第7条第5項第4号	規則第7条の2第1項第1号
2	事業の用に供する施設又は能力が、法の基準に適合しなくなったときで、情状が特に重いとき	法第7条の4第2項	法第7条第5項第3号	規則第7条の2第1項第2号、第2項第1号
3	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行い、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第7条第1項、第6項	規則第7条の2第1項第2号
4	法に違反して一般廃棄物の処理を他人に委託し、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第7条第14項	規則第7条の2第1項第2号
5	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第7条の2第1項	規則第7条の2第1項第2号
6	事業停止命令に違反する行為を行ったとき	法第7条の4第1項第2号	法第7条の3	規則第7条の2第1項第2号
7	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第7条の5	規則第7条の2第1項第2号
8	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第16条	規則第7条の2第1項第2号
9	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第16条の2	規則第7条の2第1項第2号
10	改善命令違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第19条の3	規則第7条の2第1項第2号
11	措置命令違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4第1項第2号	法第19条の4第1項	規則第7条の2第1項第2号
12	不正手段により許可を受けたとき	法第7条の4第1項第3号	法第7条第1項、第6項	規則第7条の2第1項第2号
13	不正手段により変更の許可を受けたとき	法第7条の4第1項第3号	法第7条の2第1項	規則第7条の2第1項第2号
14	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、情状が特に重いとき	法第7条の4第2項	法第7条第11項	規則第7条の2第2項第1号
15	一般廃棄物の処理計画に変更等により許可を取り消す必要が生じたとき		法第7条第5項	規則第7条の2第2項第2号
16	規則第7条第1項第3号又は第5号に該当した場合で、情状が特に重いとき			規則第7条の2第2項第1号
17	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、情状が特に重いとき			規則第7条の2第1項第1号

○豊中市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、産業廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。

（2）処理業者 事業に係る市長の許可を受けた者をいう。

（3）処理施設 市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。

（4）設置者 処理施設を設置している者をいう。

（5）違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為を行うこと、又は他人に対してかかる行為を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人がかかる行為をすることを助けることをいう。

（6）行政処分 次に掲げるものをいう。

ア 法第14条の3又は第14条の6に規定する事業の全部又は一部の停止命令

イ 法第14条の3の2又は第14条の6に規定する事業の許可の取消し

ウ 法第15条の2の7に規定する処理施設の使用停止命令

エ 法第15条の3に規定する処理施設の許可の取消し

（行政処分の基準）

第3条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。

（関係機関への通知）

第4条 市長は、行政処分を行ったときは、その事実を環境省及び都道府県等（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。）に通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、不適正処理対策に係る行政処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年5月2日から実施する。

① 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び第 15 条の 3 第 1 項第 2 号関係		
行政処分の要件(違反行為は罰条をもって記載)		処分内容
無許可営業（第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業の範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 処理施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（同項第11号） 廃棄物の無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 廃棄物の投棄禁止違反（同項第14号） 廃棄物の焼却禁止違反（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 廃棄物の無確認輸出・不法投棄・不法焼却の未遂(第25条第2項) 委託基準違反，再委託基準禁止違反（第26条第1号） 処理施設改善命令・使用停止命令違反，改善命令違反（同条第2号） 処理施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 国外廃棄物の無許可輸入（同条第4号） 輸入許可条件違反（同条第5号） 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(同条第6号) 廃棄物の無確認輸出处予備（第 27 条）		許可取消し
② 法第 14 条の 3 第 1 号及び第 15 条の 2 の 7 第 3 号関係		
行政処分の要件(違反行為は罰条をもって記載)		処分内容
虚偽の産業廃棄物管理票交付（第27条の2第6号） 産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号） 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号）		停止 90 日
処理施設使用前検査受検義務違反（第 29 条第 2 号）		停止 60 日
産業廃棄物管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の2第1号） 産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 産業廃棄物管理票回付義務違反（同条第3号） 産業廃棄物管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 産業廃棄物管理票・同写し保存義務違反（同条第5号） 産業廃棄物管理票交付前産業廃棄物引受け禁止違反（同条第7号） 虚偽産業廃棄物管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号） 電子管理票虚偽登録（同条第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(同条第10号) 欠格要件に係る届出違反，保管届出義務違反（第29条第 1 号） 産業廃棄物処理困難通知義務違反・虚偽報告（同条第4号） 産業廃棄物処理困難通知保存義務違反（同条第5号）		停止 30 日

土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号） 事業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反，虚偽届出（同条第2号） 産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 産業廃棄物処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否，虚偽報告（同条第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号） 技術管理者設置義務違反（同条第9号）		
事故時の応急措置命令違反（第29条第7号）		応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為		停止10日
③ 法第14条の3第2号，第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第1号，第2号及び第15条の3第2項関係		
行政処分の要件		処分内容
改善が可能な場合		改善に必要な期間の停止
改善が不可能な場合		許可取消し
④ 法第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号関係		
行政処分の要件		処分内容
第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき又は産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき		停止30日

○豊中市PCB廃棄物処理推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市有施設において保管しているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物について、民間に率先垂範して処理の推進を図るため、豊中市PCB廃棄物処理推進会議（以下「PCB会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 PCB会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) PCB廃棄物処理施策の推進調整に関すること。
- (2) その他、PCB廃棄物に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 PCB会議は、議長、副議長及び委員で構成する。

- 2 議長は、環境部環境指導課長、副議長は、豊中市伊丹市クリーンランド施設課長をもって充てる。
- 3 委員は、PCB廃棄物を保管している施設の担当及び関係する課の課長をもって充てるものとし、別表第1に掲げる者とする。
- 4 PCB廃棄物の発生、処理により施設の担当課長の委員就任、退任は随時行うものとする。

(議長)

第4条 議長は、PCB会議の事務を総理する。

- 2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 PCB会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 PCB会議は、所掌事務のうち特に重要な事項について審議決定する。
- 3 PCB会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 PCB会議の開催は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(主担者会議)

第6条 PCB会議に主担者会議を設置する。

- 2 主担者会議は、議長の要請に応じて必要な事項を審議し、特に重要な事項を除いて決定する。
- 3 主担者会議は、別表第2の部署の特別管理産業廃棄物保管責任者等で構成する。
- 4 主担者会議の開催は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(庶務)

第7条 PCB会議の庶務は、環境部環境指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PCB会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月22日から実施する。
- 2 平成19年「豊中市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る協議会設置要綱」は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月24日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月8日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（PCB廃棄物処理推進会議）

豊中市伊丹市クリーンランド	施設課長
総務部	行政総務課長
都市活力部	魅力文化創造課長
	スポーツ振興課長
財務部	財政課長
	資産管理課長
	施設課長
福祉部	地域共生課長
健康医療部	健康安全課長
こども未来部	こども事業課長
上下水道局	経営部総務課長
	技術部浄水課長
	技術部下水道施設課長
教育委員会	学校施設管理課長
	児童生徒課長
環境部	公園みどり推進課長
	環境指導課長

別表第2（主担者会議）

豊中市伊丹市クリーンランド	施設課
総務部	行政総務課
都市活力部	魅力文化創造課
	スポーツ振興課
財務部	財政課
	資産管理課
	施設課
福祉部	地域共生課
健康医療部	健康安全課

こども未来部	こども事業課
上下水道局	経営部総務課
	技術部浄水課
	技術部下水道施設課
教育委員会	学校施設管理課
	児童生徒課
環境部	公園みどり推進課
	環境指導課

○豊中エコショップ制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を「豊中エコショップ」(以下「エコショップ」という。)として認定し、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取組みについて周知を行うことで、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化の一層の推進を図り、併せて市内事業者のこれらの取組みを支援することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この要領に基づくエコショップの認定の対象は、本市の区域内に存する直接消費者に物品の販売やサービスの提供を行う次の店舗とする。

- (1) 飲食店 主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる店舗
- (2) 量販店 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店など、さまざまな商品を大量に仕入れて販売する店舗
- (3) 小売店等 前2号に該当しないその他の店舗

(認定基準)

第3条 エコショップの認定基準は、別表1に定める取組み項目のうち、3項目以上該当している場合とする。

2 エコショップのステップアップ認定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 優良エコショップの認定基準は、エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表2に掲げる評価項目の評価点が基準点以上に達している場合とする。
- (2) 優秀エコショップの認定基準は、優良エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表3に掲げる評価項目に基づく評価点が基準点以上に達している場合とする。

(申込み)

第4条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、エコショップ認定申込書(様式1)を市長に提出するものとする。

2 すでにエコショップに認定された店舗が、ステップアップ認定を受けようとするときは、エコショップステップアップ認定申込書(様式2)を市長に提出するものとする。

(審査及び認定)

第5条 市長は、前条の申込みがあった場合は、店舗の訪問調査を行うものとする。

2 市長は、前条第2項の申込みがあった場合は、別に定める「豊中エコショップ審査員」に意見を求めることができる。

3 市長は、第3条の基準を満たしていると認める店舗をエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップと認定し、認定証及びステッカーを交付する。

(認定の公表)

第6条 市長は、エコショップに認定した店舗(以下「認定店」という。)について、市のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第7条 認定店の代表者は、申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかにエコショップ認定変更申込書(様式3)を市長に届け出るものとする。

(認定の取消等)

第8条 市長は、認定店が次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 認定店から認定の取消の申出があったとき。
- (2) 認定店の廃業が確認されたとき。
- (3) 認定店が第3条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。
- (4) その他認定店として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店は、認定証及びステッカーを市長に返納しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第9条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 認定店は、前項の規定により定められたロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正前の要領に基づき令和4年3月31日現在豊中エコショップ制度運営協議会よりエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップの認定を受けている店舗等については、市長による認定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 豊中エコショップ制度取組み項目

		取組項目
1. 発生抑制	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
	2	簡易包装を実施している。
	3	リターナブル瓶による仕入れ、販売、回収等をしている。
	4	マイボトル持参促進に取り組んでいる。
	5	商品のばら売り、量り売りを行っている。
	6	広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。
	7	割り箸や紙おしぼりの使用量削減または、不使用に努めている。
	8	売れ残りそうな場合は値引きにより売り切ることや、フードバンクへ引き渡す等により廃棄処分にならないようにしている。
	9	調理くずや食べ残しなどをなるべく出さない工夫をしている。

	10	食品リサイクル法で規定された発生抑制目標値を達成している。
2. 資源物の再使用	1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。
	2	修理や下取り、中古品の販売など、製品の長期間使用に取り組んでいる。
3. 資源物の再生利用	1	リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。
	2	再生品を販売している。
	3	容器包装材や事務用品等に再生品を使用している。
	4	廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
4. 環境配慮 (環境配慮製品の販売、省エネ、地産地消など)	1	エコマーク商品など環境保全型商品の販売を推進している。
	2	太陽光発電、グリーンカーテン設置など省エネルギーを推進している。
	3	空調・照明等の調整など、節電に取り組んでいる。
	4	有機栽培や低農薬栽培など環境に配慮した食材の使用や販売に努めている。
	5	地元産の食材の使用や販売に努めている。
	6	フェアトレード商品の取扱いを行っている。
	7	ISO14000 や EA21 などを取得している。
5. 情報発信、研修等	1	消費者に対し、環境に関する呼びかけや情報発信を行っている。
	2	地域住民への環境学習や地域清掃など、地域貢献活動をしている。
	3	リユース・リサイクルに関する情報・場の提供や、イベント等の開催をしている。
	4	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取り組みをしている。
	5	事業活動における環境への配慮に関する責任者を定め、権限を与えている。
6. ごみ減量全般	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
7. その他	1	その他環境に配慮した独自の取り組みをしている。
	内容	

別表2 【優良エコショップ認定基準】

量販店

・必須項目がすべて○、かつ評価点が9点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制 ※3 項目のうちから必ず1項目以上を実施	※	1	食品ロス削減に向けた取り組みを行っている。
	※	1	ペットボトルの使用を控えるため、マイボトルの持参を促進する取り組みなどを行っている。
	※	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
資源物の再使用		1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。

資源物の 再生利用		2	リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。
	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・ 研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
ごみ減量 全般	○	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		1	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGs に積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的な取組みや特に顕著な取組みを行っている。

※ ○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

別表2 【優良エコショップ認定基準】

その他小売店用

・必須項目がすべて○、かつ評価点が9点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制 ※3 項目のうちから必ず1項目以上を実施	※	1	広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。
	※	1	マイボトル持参促進に取り組んでいる。
	※	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。

資源物の再生利用	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組をしている。
ごみ減量全般		1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		2	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGsに積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的な取組みや特に顕著な取組みを行っている。

※ ○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

飲食店用

別表2 【優良エコショップ認定基準】

・必須項目がすべて○、かつ評価点が10点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制		2	使い捨てられる箸や紙おしぼりなどの使用量削減または、不使用に努めている。
	○	2	調理くずや食べ残しなどをなるべく出さない工夫をしている。
資源物の再使用		1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。

資源物の 再生利用	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・ 研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
ごみ減量 全般		1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		2	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGsに積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的または、顕著な成果を収めた取組みを行っている。

※○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

別表3【優秀エコショップ認定基準】

(認定項目)

1. 審査項目は、以下のとおりとする。
 - 1) 活動の新規性・独創性
 - 2) 活動の頻度および継続性
 - 3) 協働・連携の実効性
 - 4) 実績と効果

(評価)

2. 客観的かつ公平に選考するため、すべての選考項目について、下記配点基準で評価を行う。
 - [3]大変優れている
 - [2]優れている
 - [1]普通

※採点者の平均が10点以上を優秀エコショップに認定

(認定店舗数の考え方)

3. 認定は、優良エコショップにステップアップした店舗の申込みにより審査を行い、認定店舗数は限定しない。

○豊中エコショップ審査員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中エコショップ制度実施要領第5条1項の規定に基づき、豊中エコショップ審査員（以下「審査員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 審査員は、次の職務を行う。

- （1）ステップアップ申請店舗の審査
- （2）エコショップ制度に係る意見交換会等への参加

（審査員の選任）

第3条 審査員は、次の中から市長が9名を限度に委嘱する。

- （1）廃棄物減量等推進員
- （2）別表に定める団体等から推薦されたもの

（審査員の任期）

第4条 審査員の任期は1年とする。ただし、補欠審査員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審査員は、再委嘱することができる。

（審査員の解嘱）

第5条 市長は、審査員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- （1）第3条各号に該当しなくなったとき
- （2）その他特に市長が解嘱する必要があると認めたとき

（謝礼金）

第6条 市長は、第2条の職務を遂行した審査員に対し、1日につき、謝礼金2,500円を支給する。

（庶務）

第7条 審査員に関する庶務は、環境部減量計画課において処理する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月3日から実施する。

この要綱は、令和5年4月3日から実施する。

別表

団体名（五十音順）
NP0 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21
大阪府生活協同組合連合会
豊中市こども会連合会
豊中商工会議所
とよなか消費者協会

○豊中エコショップラベリング制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、豊中エコショップ認定店舗による「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」などの特徴的な取組みを明確にし、利用者にわかりやすく伝えることで、市民及び事業者のごみの減量・リサイクルの推進や環境保全意識の高揚を図る豊中エコショップ制度の実効性を高めることを目的とする。

（対象）

第2条 この要領に基づく豊中エコショップラベリング制度の登録の対象は、すでに豊中エコショップに認定された店舗又は豊中エコショップの認定を受けようとする店舗とする。

（申込み）

第3条 豊中エコショップラベリング制度の登録を受けようとする店舗は、豊中エコショップラベリング制度申込書（様式1）を市長に提出するものとする。

（登録要件）

第4条 豊中エコショップラベリング制度の登録を受けようとする店舗は、別表1に掲げる取組項目のうち、1つ以上の項目に取り組んでいることとする。

（登録）

第5条 市長は、第3条の豊中エコショップラベリング制度申込書の提出があったときは、当該申込書に基づき内容の確認を行い、申込者にステッカー等を交付する。

（登録事項の変更）

第6条 豊中エコショップラベリング制度登録店舗の代表者は、豊中エコショップラベリング制度申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに変更内容を市長に届けるものとする。

（登録の取消し等）

第7条 市長は、豊中エコショップラベリング制度登録店が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しを行うことができる。

- （1）豊中エコショップラベリング制度登録店から登録の取消しの申し出があったとき。
 - （2）豊中エコショップラベリング制度登録店の廃業が確認されたとき。
 - （3）豊中エコショップラベリング制度登録店が第4条に該当しないと認められるとき。
- 2前項の規定により登録の取消しを受けた店舗は、ステッカー等を市長に返納しなければならない。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 ラベリング制度取組項目

分類		項目	取組項目
食品ロスの削減	1	少量メニュー等の提供	食べ残しが出ないように、量り売りや少量メニューの提供などを行っている。
	2	売れ残りを減らすための工夫	売れ残りそうな場合は、値引き等により売り切るようにしている。
	3	啓発活動の実施	食べきり運動や3010運動などを実施している。
	4	持ち帰り希望者への対応	食品衛生を考慮したうえで、持ち帰り希望者に対応している。
	5	フードドライブ活動等への協力	店舗が主体となって、フードドライブを実施している。または、フードバンク等に食品を提供している。
	6	削減目標の設定	食品ロスの廃棄量を把握し、削減目標を設定し、目標の達成に向け取り組んでいる。
	7	その他	食品ロスの削減に向け、独自の取組みをしている。
プラスチックごみの削減	1	レジ袋の配布中止	レジ袋の配布を行っていない。
	2	マイボトルの推進	マイボトルの持参を推進している。
	3	ワンウェイプラスチック削減の推進	ストローやカトラリーなどのワンウェイプラスチックの削減に取り組んでいる。
	4	簡易包装の実施	簡易包装を実施している。
	5	代替素材の推進	バイオマスプラスチック等の再生可能資源へ代替している。
	6	削減目標の設定	プラスチックごみの廃棄量を把握し、削減目標を設定し、目標の達成に向け取り組んでいる。
	7	その他	プラスチックごみの削減に向け、独自の取組みをしている。

○豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 35 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちの美化について、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等の防止並びに空き地の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、市と市民等、事業者及び団体が一体となって美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て及び吸い殻等及び空き缶等を回収容器その他所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (3) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 空き地 現に人の使用していない土地(空き家の存する土地を含む。)をいう。
- (6) 市民等 市民及び市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 団体 市民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。

(市の役割)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 市民等、事業者及び団体に対する美しいまちづくりに関する意識の啓発
- (2) 市民等、事業者又は団体が主体的に行う清掃活動、啓発活動その他のまちを美しくする活動(以下「美化活動」という。)に要する用具の給付、貸与その他必要な措置
- (3) 市並びに美化活動を行う市民等、事業者及び団体との相互の連携及び調整

(市民等の役割)

第 4 条 市民は、美しいまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、その居住する地域において、互いに協力して美化活動を行うよう努めなければならない。

2 市民等は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 屋外で自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器、ごみ箱等に収納すること。
 - (2) 自己の所有し、又は管理する犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する用具等を携帯し、当該犬のふんを自宅等を持ち帰ること。
- 3 市民等は、市が実施する美しいまちづくりの推進に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その従業者に対し、美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるとともに、自己の事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

- 2 たばこ、飲料又は食料の製造、加工、販売等を行う事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 屋外広告物を表示し、又は掲出する事業者は、屋外広告物法その他の関係法令を遵守するとともに、まちの美観を損なわないよう配慮しなければならない。

- 4 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第8条に規定する動物取扱業を行う事業者は、飼育動物のふんの放置を防止するため、飼い主に対する意識の啓発に努めなければならない。
- 5 事業者は、市が実施する美化推進施策に協力しなければならない。

（団体の役割）

第6条 団体は、当該団体の構成員に対し、美しいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

- 2 団体は、市が実施する美化推進施策に協力しなければならない。

（美化推進施策の実施及び推進体制の整備）

第7条 市長は、美化推進施策を実施するに当たっては、市民等、事業者及び団体との協働及び関係機関との連携を図るとともに、必要な体制の整備を行わなければならない。

第2章 ポイ捨て等の防止

（禁止行為）

第8条 何人も、道路、公園、河川、広場その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）にポイ捨てをしてはならない。

- 2 犬を所有し、又は管理する者は、公共の場所に当該犬のふんを放置してはならない。

（回収容器の設置及び管理）

第9条 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料又は食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に、回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

（回収容器の設置者又は管理者に対する勧告）

第10条 市長は、前条の規定に違反し、当該自動販売機の周辺に空き缶等が散乱していると認めるときは、同条の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

（公表）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（まち美化活動協定）

第12条 市民、事業者及び団体は、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等を防止し、美しいまちづくりを推進するため、一定の区域を定め、当該区域内における美化活動に関する協定を締結することができる。

- 2 前項に規定する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）協定の名称
- （2）協定の目的
- （3）協定の対象となる区域
- （4）美化活動の内容
- （5）その他市規則で定める事項

- 3 第1項に規定する協定を締結した者は、市規則で定めるところにより、その旨を届け出て、市長の認定

を受けることができる。

- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協定の内容を審査し、美しいまちづくりの推進に有効であり、かつ、当該区域の市民及び事業者の多数に支持されていると認めたときは、当該届出に係る協定をまち美化活動協定として認定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該まち美化活動協定を締結した者に対し、当該まち美化活動協定に基づく美化活動に要する用具の給付、貸与その他市長が必要と認める支援を行うものとする。
- 6 まち美化活動協定の代表者は、当該まち美化活動協定の内容を変更し、又は廃止したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（美化推進重点地区）

- 第13条 市長は、美しいまちづくりを推進するため、美化推進重点地区（以下「重点地区」という。）を指定することができる。
- 2 市長は、重点地区内において、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等の防止に関する意識の啓発及び指導を行うとともに、廃棄物等の回収、美化活動を行う市民等、事業者又は団体との連携の強化その他美化推進施策を重点的に行うものとする。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、重点地区を変更し、又は廃止することができる。
 - 4 市長は、重点地区を指定し、変更し、又は廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

（措置命令）

- 第14条 市長は、重点地区内において第8条の規定に違反している者に対し、ポイ捨てをされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された犬のふんの回収その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

（顕彰）

- 第15条 市長は、美しいまちづくりの推進に特に貢献した市民等、事業者又は団体を顕彰することができる。

（関係機関への協力要請）

- 第16条 市長は、公共の場所がポイ捨て、犬のふんの放置又は美観を損なう屋外広告物の表示等により市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者又は関係機関に吸い殻等、空き缶等又は犬のふんの回収、屋外広告物の除却その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

第3章 空き地の管理

（不法投棄の禁止）

- 第17条 何人も、空き地に廃棄物を投棄してはならない。

（空き地の適正な管理）

- 第18条 空き地を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地について、繁茂した雑草、枯れ草等又は不法投棄された廃棄物を除去し、及び廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じること等により、当該空き地を適正に管理しなければならない。

（雑草等の除去のあっせん）

- 第19条 市長は、空き地の所有者等が自ら雑草、枯れ草等を除去することができないときは、当該空き地の所有者等に雑草、枯れ草等の除去の委託先をあっせんすることができる。

（空き地の所有者等に対する勧告）

第20条 市長は、第18条の規定に違反し、当該空き地の近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害していると認めるときは、同条の規定に違反している者に対し、雑草、枯れ草等又は廃棄物の除去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(措置命令)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草、枯れ草等又は廃棄物の除去その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

第4章 雑則

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、飲料又は食料の自動販売機が設置されている土地又は建物、空き地その他必要と認める場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(過料)

第24条 市は、第14条の規定による命令に違反した者に対し、20,000円以下の過料を科することができる。

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成17年4月1日
規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例（平成17年豊中市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(公表)

第2条 条例第11条第1項の規定による公表は、公告式条例（昭和25年豊中市条例第25号）に規定する公告場への掲示、市のホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(まち美化活動協定において定める事項)

第3条 条例第12条第2項第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定を締結した者の代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定の変更又は廃止の手続
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協定の運用に関し必要な事項

(まち美化活動協定の届出)

第4条 第12条第3項の規定による届出は、次に掲げる図書を添えて、まち美化活動協定認定届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める図書

(多数の支持)

第5条 条例第12条第4項に規定する多数の支持とは、当該協定区域内の市民及び事業者の過半数の賛同をいう。

(まち美化活動協定認定書の交付)

第6条 市長は、条例第12条第4項の規定によりまち美化活動協定として認定したときは、まち美化活動協定認定書を当該協定の代表者に交付する。

(まち美化活動協定の変更等の届出)

第7条 条例第12条第6項の規定による変更の届出は、変更後の協定書の写しその他市長が必要と認める図書を添えて、まち美化活動協定変更届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第12条第6項の規定による廃止の届出は、まち美化活動協定廃止届出書を市長に提出して行わなければならない。

(美化推進重点地区)

第8条 条例第13条第4項の規定による告示事項は、次のとおりとする。

- (1) 美化推進重点地区（以下「重点地区」という。）の名称
- (2) 重点地区として指定し、変更し、又は廃止する地区
- (3) 重点地区として指定し、変更し、又は廃止する期日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第9条 条例第22条第2項に規定する身分証明書は、様式第1号による立入調査員証とする。

(過料)

第10条 条例第24条の規定により過料を科そうとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知・弁明書(様式第2号)によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第24条の規定により過料を科すときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(申請書等の様式)

第11条 この規則による届出書、認定書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例

令和2年6月19日
条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、健康及び安全のための総合的なたばこ施策(以下「たばこ施策」という。)について必要な事項を定めることにより、市民等の身体、健康及び財産(以下「身体等」という。)への被害の防止を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。
- (3) 喫煙等 喫煙をすること又は火の付いたたばこを持つことをいう。
- (4) 受動喫煙 人が他人の喫煙等によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (5) 路上喫煙 道路等(屋外分煙所を除く。)において、喫煙等を行うことをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (6) 道路等 道路、公園、屋外競技場その他市規則で定める公共の場所をいう。ただし、屋内の場所を除く。
- (7) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路をいう。
- (8) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する施設をいう。
- (9) 屋外競技場 野球場、庭球場、球技場その他これらに類する施設をいう。
- (10) 屋外分煙所 市が区画した、喫煙等を行うことができる場所であって、その旨を記載した標識を掲示した場所をいう。
- (11) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (12) 事業者 事業活動を行う全ての者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、喫煙等及び受動喫煙による身体等への被害を未然に防止するため、往来の多い場所における路上喫煙の禁止に関する施策、喫煙者に対する禁煙の支援に関する施策その他のたばこに関する施策を国、大阪府その他関係機関等と相互に連携を図りながら協力して実施するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、喫煙等及び受動喫煙による身体等への影響及び危険性について理解を深めるとともに、喫煙等をするときは、受動喫煙等を生じさせないように周囲の状況に十分配慮しなければならない。

2 市民等及び事業者は、たばこ施策に協力するよう努めなければならない。

(たばこ施策に関する啓発)

第5条 市は、市民等及び事業者がたばこ施策の重要性についての理解を深めるとともに、たばこ施策のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、喫煙等及び受動喫煙による身体等への影響及び危険性について啓発を行うものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、市民等の身体等への被害を防止するため、往来の多い場所であって、特に路上喫煙を禁止

する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内の見やすい場所に、標識を設置し、又は掲示しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除するときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 何人も、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

(措置命令)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公園及び屋外競技場における路上喫煙の禁止)

第9条 何人も、公園及び屋外競技場(市規則で定めるものに限る。)において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第10条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう指導することができる。

(屋外分煙所の設置)

第11条 市長は、市民等の身体等への被害を防止するため、特に必要があると認めるときは、屋外分煙所を設けることができる。

(禁煙の支援)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、喫煙者であってその喫煙の習慣を断とうとするものに対し、支援を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(過料)

第14条 市は、第8条の規定による命令に違反した者に対し、20,000円以下の過料を科することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による指定に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 豊中市路上喫煙の防止に関する条例(平成24年豊中市条例第31号)は、廃止する。
- 4 施行日前に前項の規定による廃止前の豊中市路上喫煙の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域は、第6条第1項の規定により指定された路上喫煙

禁止区域とみなす。

- 5 施行日前に旧条例第7条の規定によりなされた命令は、第8条の規定によりなされた命令とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現に旧条例第9条の規定により科されている過料については、なお従前の例による。

○豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例施行規則

令和2年6月19日

規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例(令和2年豊中市条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第2条第6号の市規則で定める公共の場所)

第2条 条例第2条第6号の市規則で定める公共の場所は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市法定外公共物管理条例(平成16年豊中市条例第47号)第2条に規定する法定外公共物
- (2) 前号に掲げる公共の場所のほか、市長が定めるもの

(路上喫煙禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第6条第2項の規定による告示事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定する区域
 - (2) 禁止区域として指定する期日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第6条第5項の規定による告示事項は、次のとおりとする。
- (1) 禁止区域として変更し、又はその指定を解除する区域
 - (2) 禁止区域として変更し、又はその指定を解除する期日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(条例第9条の市規則で定める施設)

第4条 条例第9条の市規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 市が管理する都市公園
- (2) 市が管理する児童遊園
- (3) 市が管理する野球場
- (4) 市が管理する庭球場
- (5) 市が管理する球技場
- (6) 前各号に掲げる施設に準ずるものとして市長が定めるもの

(過料の処分)

第5条 条例第14条の規定により過料を科そうとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知・弁明書(様式第1号)によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第14条の規定により過料を科すときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式第2号)によりその旨を通知する。

(施行細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 豊中市路上喫煙の防止に関する条例施行規則(平成24年豊中市規則第66号)は、廃止する。

○豊中市まちを美しくする運動推進本部設置要綱

（設置）

第1条 当市が実施する、まちを美しくする運動の円滑な推進を図るため、豊中市まちを美しくする運動推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） まちを美しくする運動の推進に関すること。
- （2） まちを美しくする運動の施策の調整に関すること。
- （3） その他環境美化意識の高揚及び啓発に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。また、副本部長は、総務部長及び都市基盤部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表（1）に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に職員の中から本部員を任命することができる。

（本部会議）

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部会議は、本部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（幹事会）

第5条 まちを美しくする運動の事業推進に係る専門的事項及び実施のための検討を行わせ、本部会議の円滑な運営を図らせるため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の構成員は、別表（2）に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要があるときは、臨時に幹事を任命することができる。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。

（推進委員）

第6条 本部事業の円滑な運営を図るため、推進委員を置く。

- 2 推進委員は、別表（3）に掲げる者をもって充てる。
- 3 推進委員は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に職員の中から、推進委員を任命することができる。

（作業部会）

第7条 本部長は、幹事会の下に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、本部長が指名する者で構成する。

（事務局）

第8条 本部の事務局を、環境部美化推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月21日から実施する。

この要綱は、平成5年4月27日から実施する。

この要綱は、平成7年5月2日から実施する。

この要綱は、平成8年5月1日から実施する。

この要綱は、平成11年4月12日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表(1)

本 部 員

市長部局	監, 部長及び理事, 会計管理者
上下水道局	部長
市立豊中病院	事務局長, 看護部長
消防局	消防局長
教育委員会	事務局長, 教育監及び理事
市議会事務局	事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド	事務局長

別表（２）

幹事会の構成員

幹 事 長	環境部長	
副 幹 事 長	環境部	資源循環長
幹 事	環境部	ゼロカーボンシティ推進課長
		公園みどり推進課長
		家庭ごみ事業課長
		環境指導課長
		美化推進課長
	市民協働部	コミュニティ政策課長
	健康医療部	保健安全課長
	都市計画推進部	都市計画課長
	都市基盤部	交通政策課長
		基盤管理課長
		基盤保全課長
		維持修繕課長
	教育委員会	社会教育課長

別表（３）

推進委員

総 務 部	行政総務課長
都 市 経 営 部	経営計画課長
	広報戦略課長
都 市 活 力 部	魅力文化創造課長
環 境 部	ゼロカーボンシティ推進課長
	公園みどり推進課長
	減量計画課長
	美化推進課長
	家庭ごみ事業課長
	環境指導課長
財 務 部	財政課長
市 民 協 働 部	コミュニティ政策課長
福 祉 部	地域共生課長
	長寿安心課長
こども未 来 部	こども政策課長
	こども事業課長
健 康 医 療 部	保健安全課長

都市計画推進部		住宅課長
		都市計画課長
都 市 基 盤 部		交通政策課長
		基盤管理課長
		基盤保全課長
		維持修繕課長
会 計 課		会計課長
市立豊中病院	事務局	総務企画課長
上 下 水 道 局	経営部	総務課長
消 防 局		消防総務課長
教 育 委 員 会		教育総務課長
		社会教育課長
		教職員課長
選挙管理委員会	事務局	事務局長
監 査 委 員	事務局	事務局長
市 議 会	事務局	事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド	事務局	事務局長

○豊中市まちを美しくする運動連絡会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、豊中市まちを美しくする運動連絡会議（以下「会議」という）と称する。

(目 的)

第2条 この会議は、豊中市まちを美しくする運動の充実とその総合的な推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条の2 この規約において、豊中市まちを美しくする運動とは、美しいまちづくりをめざして、豊中市内の道路、河川、公園、広場その他の公共の場所における散乱ごみ、不法投棄ごみ、違法屋外広告物、その他美しいまちづくりを阻害する要因の排除にかかる実践活動及び啓発活動に取り組むことをいう。

(所掌事項)

第3条 この会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 合同事業計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 地域的又は個別的事業の実施の支援に関すること。
- (3) その他、情報交換等に関すること。

(会 員)

第4条 この会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 この会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、豊中市長、副会長は、豊中市副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第6条 会議は、毎年一回定期的に開催するものとする。

- 2 会長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に会議を招集することができる。
- 3 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 会議の庶務は、豊中市において行う。

(委 任)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成7年5月18日から施行する。

この規約は、平成8年5月10日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年6月16日から施行する。

この規約は、平成19年4月2日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。
この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別

表

豊中市長

豊中市副市長

豊中市PTA連合協議会長

豊中商工会議所会頭

豊中青年会議所理事長

豊中ライオンズクラブ会長

豊中中央ライオンズクラブ会長

豊中南ライオンズクラブ会長

豊中北ライオンズクラブ会長

豊中千里ライオンズクラブ会長

豊中ロータリークラブ会長

豊中南ロータリークラブ会長

豊中千里ロータリークラブ会長

豊中市老人クラブ連合会長

連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会議長

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所長

国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所園田出張所長

国土交通省大阪航空局大阪空港事務所長

豊中警察署長

豊中南警察署長

大阪府池田土木事務所長

大阪府西大阪治水事務所長

服部緑地指定管理グループ服部緑地管理事務所長

西日本電信電話（株）大阪支店設備部長

西日本高速道路（株）関西支社大阪高速道路事務所長

阪神高速道路（株）大阪管理部長

関西電力送配電（株）大阪支社北摂地域統括長

阪急電鉄（株）統括駅長

北大阪急行電鉄（株）千里中央駅長

大阪モノレール（株）千里中央駅長

阪急バス（株）経営企画部課長

日本郵便（株）豊中南郵便局長

日本郵便（株）豊中郵便局長

（公社）全日本不動産協会北大阪支部長

（社）大阪府宅地建物取引業協会北摂支部公正取引委員長

豊中市環境部長

豊中市都市基盤部長

○違法簡易広告物追放推進団体制度に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市屋外広告物条例（平成23年豊中市条例第52号。以下「市条例」という。）第22条の規定に基づき行う違法簡易広告物の除却について、地域に密着した活動を展開することにより市内における美観の向上及び公衆に対する危害防止を推進するため、地域住民等により組織する違法簡易広告物追放推進団体制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）違法簡易広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等
- （2）地域団体等 市内に居住し、若しくは勤務する個人又は市内に事務所等を有する法人により構成される団体

（推進団体の認定等）

第3条 市長は、違法簡易広告物の除却を行うことが適当と認める地域団体等を、違法簡易広告物追放推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、違法簡易広告物追放推進団体認定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申込書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- （1）推進団体の性格を証する定款、規約等の書類
- （2）推進団体の構成員のうち、違法簡易広告物の除却活動を行う者（以下「活動員」という。）の住所及び氏名並びに次条に規定する違法簡易広告物追放推進員として推薦する者の住所及び氏名を記載した名簿
- （3）推進団体が主に違法簡易広告物の除却活動をしようとする区域（以下「活動区域」という。）を示す図面

4 推進団体の認定期間は2年間とする。ただし、更新を妨げない。

5 推進団体は、申込書及び申込書に添付された書類等に記載された事項を変更しようとするときは、当該変更しようとする事項について市長に報告し、その承認を受けなければならない。

（推進員の登録等）

第4条 市長は、推進団体の推薦する活動員を、違法簡易広告物の除却活動において活動員を指導する違法簡易広告物追放推進員（以下「推進員」という。）として登録するものとする。

2 推進員は、本市が行う屋外広告物関係法令に関する講習会を受講しなければならない。

3 市長は、推進員が前項の講習会を受講したときは、違法簡易広告物追放推進員登録証（様式第2号。以下「推進員登録証」という。）及び腕章を交付するものとする。

4 推進員は、自らが所属する推進団体の活動員に対し、法その他の屋外広告物関係法令を遵守するよう適切に指導しなければならない。

5 推進員の登録期間は、当該推進員の所属する推進団体の認定期間と同一の期間とする。

（推進団体の活動）

第5条 推進団体は、その活動区域において、活動員をして違法簡易広告物を除却することができる。この場合においては、推進員の指揮監督の下で行わなければならない。

2 推進団体は、年間の活動計画を違法簡易広告物除却活動計画書（様式第3号）により事前に市長に提出し、その承認を得なければならない。活動計画を変更しようとする場合もまた同様とする。

3 推進団体は、除却活動をする際には、その日時を事前に市長に連絡しなければならない。

4 推進団体が第1項の規定により除却を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 2人以上で除却活動をすること。
 - (2) 推進員は、推進員登録証を持参すること。
 - (3) 活動員は、腕章を着用すること。
 - (4) 法その他の屋外広告物関係法令を遵守するとともに、恣意的な除却を行わないこと。
 - (5) 事故等が発生したときは、市長及び所轄の警察署長に速やかに報告すること。
- 5 推進団体の代表者は、違法簡易広告物の除却を行った後、速やかに除却活動実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（推進団体の認定の取消し等）

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進団体の認定を取り消すことができる。
- (1) 推進団体の解散その他違法簡易広告物の除却活動の継続が困難な事由により、違法簡易広告物追放推進団体廃止届（様式第5号）が提出されたとき。
 - (2) 推進団体としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- 2 推進団体は、前項の規定により認定が取り消されたときは、腕章を市長に返却しなければならない。

（推進員の登録の取消し等）

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進員の登録を取り消すことができる。
- (1) 推進員から退任の申出があったとき。
 - (2) 推進員としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- 2 推進員が所属する推進団体の認定が取り消されたときは、当該推進員の登録は、取り消れたものとみなす。
- 3 推進員の登録期間の満了又は登録の取消しにより、推進員がその身分を失ったときは、推進員登録証を市長に返却しなければならない。

（トラブルの対応）

- 第8条 市長は、違法広告物を撤去する際に、当該広告物を掲出した者等との間にトラブルが発生した場合は、撤去を中止させ、速やかに市と協議し、指示に従わせるものとする。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、違法簡易広告物の除却に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

○豊中市伊丹市クリーンランド規約

（第1章 総則）

第1条 この組合は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「組合」という。）という。

第2条 この組合は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第3条 組合は、大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市（以下「組合市」という。）をもって組織する。

第4条 組合の事務所は、大阪府豊中市原田西町2番1号に置く。

（第2章 組合の議会）

第5条 組合に議会を置く。

2 組合の議会の議員の定数は、13人とし、豊中市から7人、伊丹市から6人選出する。

第6条 組合の議会の議員は、組合市の議会がその議員の中から選挙する。

2 前項の選挙は、組合市の議会の選挙の例による。

3 議員に欠員が生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 管理者は、選挙の期日を定めて、組合市の議会の長に通知しなければならない。

5 議員の選挙が終わったときは、組合市の議会の長は、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

第7条 議員の任期は、市議会議員としての任期による。

（第3章 組合の執行機関）

第8条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、組合の議会において組合市の長の中から選挙する。

3 管理者の任期は、市長としての任期による。

第9条 組合に副管理者及び会計管理者を置く。

2 副管理者は、管理者でない組合市の長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

4 副管理者の任期は、市長としての任期による。

5 会計管理者は、会計管理者の属する市の長が管理者でなくなったときは、その身分を失う。ただし、新管理者が就任する日までその職務を行うものとする。

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員の中から選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第11条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

（第4章 組合の経費）

第12条 組合の経費は、組合市の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金は、ごみ処理施設に関する経費については建設費にあつては計画量割、運営費にあつては処理量割により、その他組合の議会及び役所に関する経費等共通の経費はその2分の1を均等割とし、残りの2分の1を人口割によるものとし、それぞれ組合市が負担する。
- 3 前項の計画量は豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物処理基本計画に基づき別に定める計画量とし、同項の処理量は前々年度の処理量実績によるものとし、同項の人口は官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。

附 則

- 1 この規約は、組合設立許可の日から施行する。
- 2 この規約による最初の管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、豊中市長が行なう。
この場合において、第6条第4項の規定により最初の組合の議会の議員の選挙期日を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その前日までに組合市の議会の長に通知するものとする。
- 3 昭和35年10月1日に行なわれた国勢調査の結果による人口が官報に公示されるまでの間は、第12条第2項の規定にかかわらず人口の割合は、豊中市199,057人、伊丹市86,452人とする。

附 則（昭和37年6月16日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成4年4月18日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成5年1月20日）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日）

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に設置されているごみ処理施設については、この規約による変更後の豊中市伊丹市クリーンランド規約第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月14日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

〇ごみ処理施設使用に関する条例（豊中市伊丹市クリーンランド）

昭和 38 年 3 月 20 日
条例第 2 号

第 1 条 当組合のごみ処理施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、産業廃棄物又は施設の管理上支障があると認める廃棄物に係る施設の使用については、これを承認してはならない。

第 2 条 施設の使用承認を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、ごみ 10 キログラムまでごとに 105 円とする。

3 前項の重量の認定が困難なごみについては、容量により認定することができる。この場合容量 3 立方メートルにつき重量 1,000 キログラムの割合で算出した料金額とする。

4 前 2 項の使用料徴収の基礎となる数量は、管理者が認定する。

5 前各項に定めるもののほか、使用料の徴収について必要な事項は、管理者が定める。

第 3 条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

第 4 条 管理者は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を拒み、期間を定めて施設の使用を停止し、又は使用承認の取消しをすることができる。

（1）使用承認の条件に違反したとき。

（2）この条例又はこの条例に基づく組合規則の規定に違反したとき。

（3）施設の管理上支障があるとき。

第 5 条 豊中市又は伊丹市（これらの市が委託した業者を含む。）が一般家庭から排出されたごみ（臨時に排出されたものを除く。）を収集したものに係る施設の使用については、この条例は適用しない。

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

第 7 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。

附 則

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間における第 2 条第 2 項の規定の適当については、同項中「105 円」とあるのは「87 円」とする。

附 則（昭和 63 年 3 月 5 日条例第 1 号）

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 3 日条例第 1 号）

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 14 日条例第 1 号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月23日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月21日条例第10号）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（令和元年12月3日条例3号）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適正する。

附 則（令和2年7月22日条例2号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

〇ごみ処理施設使用に関する条例施行規則（豊中市伊丹市クリーンランド）

平成4年10月1日
規則第3号

ごみ処理施設使用に関する条例施行規則（昭和47年組合規則第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、ごみ処理施設使用に関する条例（昭和47年組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（承認申込等）

第2条 条例第1条に規定する承認を受けようとするときは、臨時搬入者（臨時にごみを搬入する者をいう。以下同じ。）にあつては搬入の都度、許可業者（豊中市又は伊丹市において一般廃棄物処理業の承認を受けている者をいう。以下同じ。）及び事業所等搬入者（ごみ処理施設にごみを搬入する者で、継続して施設を使用するものをいう。以下同じ。）にあつてはあらかじめ、所定の申込書により、それぞれ管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は前項の申込みがあった場合において、ごみ処理施設（以下「施設」という。）の使用を承認したときは、所定の承認書を交付する。

3 前項の承認書の交付を受けた許可業者及び事業所等搬入者は、第1項の申込書の記載事項に変更があったときは、管理者に届け出なければならない。

（有効期限及び承認条件）

第3条 前条の規定による許可業者又は事業所等搬入者に対する使用承認の有効期限は、承認を受けた日の属する年度の末日までとし、管理者は、当該承認について必要な条件を付すものとする。

（搬入することができない廃棄物）

第4条 次に掲げる廃棄物は、施設に搬入することはできない。ただし、管理者がやむを得ないと認めるものについてはこの限りでない。

（1）豊中市又は伊丹市（以下「組合市」という。）の市域外から排出されたもの

（2）別表第1に示す適正処理困難物指定品目に該当するもの

（3）著しい悪臭を発するもの

（4）感染性病原体を含み、又はそのおそれのあるもの

（5）特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

（個別基準）

第5条 施設を使用する者は、搬入するごみを、別表第2の個別基準に適合させなければならない。

（搬入時間）

第6条 ごみの搬入時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

区 分	搬 入 時 間
臨 時 搬 入 者 事業所等搬入者	月曜日から金曜日まで 午後2時から午後4時30分まで
	土曜日 午前10時から午後4時まで (ただし、午後0時から午後0時45分までを除く。)
許 可 業 者	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時30分まで (ただし、午後0時30分から午後0時45分までを除く。)
	土曜日 午前9時から午後4時まで

	(ただし、午後0時から午後0時45分までを除く。)
備考	12月29日から翌年1月3日までを除く。

(遵守事項)

第7条 施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第2に規定する可燃ごみとこれ以外のごみを混載して搬入しないこと。
- (2) 搬入車両には、過度にごみを積載しないこと。
- (3) 許可業者及び事業所等搬入者は、管理者が実施する講習を受け、搬入業務に従事するものに当該講習を受けさせること。
- (4) その他管理者の指示に従うこと。

(ごみの数量の認定)

第8条 条例第2条第4項の規定により徴収する使用料の算定の基礎となるごみの数量は、搬入の都度組合において計量し、認定する。ただし、一般家庭から臨時に排出されたごみを組合市が収集し、搬入した場合におけるごみの数量は、当該組合市において認定する。

(使用料の徴収方法)

第9条 条例第2条第5項の規定による施設の使用料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 臨時搬入者 搬入の都度徴収する。
 - (2) 許可業者 1箇月分をとりまとめてその翌月に徴収する。
 - (3) 事業所等搬入者 搬入の都度徴収し、又は1箇月分をとりまとめてその翌月に徴収する。
 - (4) 組合市 当該組合市から1箇月分又は年度分をとりまとめて徴収する。
- 2 前項の使用料の徴収は、納入通知書を発して行うものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第3条に基づく施設の使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害等で災証明のあるごみを搬入するとき 免除
 - (2) その他管理者が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度管理者の定める割合の減額
- 2 前項に掲げる施設の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申込書を提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 施設を使用する者は、その責めに帰すべき事由により施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(申込書等の様式)

第12条 この規則による申込書、承認書等の様式は、管理者が別に定める。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 施設の使用許可及びこれに伴う許可書の交付その他この規則による改正前のごみ処理施設使用に関する条例施行規則に基づいてなされた行為は、この規則による改正後のごみ処理施設使用に関する条例施行規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成１３年２月１日規則第２号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日規則第２号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月２９日規則第１１号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月６日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日規則第３号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日規則第９号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

別表第１

適 正 処 理 困 難 物 指 定 品 目

種 別	品 目
爆発，火災等施設に支障を及ぼす危険のあるもの	①プロパンガスボンベ②高圧ガスボンベ③消火器④塗料，石油類，廃油⑤火薬類⑥農薬，薬品類⑦劇薬，毒物⑧ＰＣＢ，アスベスト製品⑨木の幹，伐根（直径３０ｃｍ以上，長さ３ｍ以上）⑩繊維強化プラスチック（ＦＲＰ）でできた浴槽⑪金庫，温水ボイラー⑫ピアノ⑬オートバイ⑭金属製のバーベル・ダンベル⑮角度・高さが調整できる機能を持った福祉用具⑯業務に用いられたロッカー，机，その他什器⑰建築廃材（新，増改築に伴う廃材，塗料缶，残土，がれき類）⑱自動車部品（大型タイヤ，特殊タイヤ，同バッテリーを含む。）⑲農耕機具類⑳自動販売機，冷凍ショーケース類
環境汚染，作業安全上に支障を及ぼす危険のあるもの	
粗大，強じんなため処理不能なもの	
産業廃棄物の範ちゅうに入るもの	

別表第２

個 別 基 準

区 分	基 準
可燃ごみ	厨 芥 類 紙 類 木 類 繊 維 類 プラスチック類 棒状のものは太さ１５ｃｍ以内，長さ０．５ｍ以内のもの。 箱状のものは３辺合計２ｍ以内，１辺１ｍ以内でつぶされたもの。 テープ状のものは長さ０．５ｍ以内のもの。
不燃ごみ	金 属 類 ガ ラ ス 類 陶 磁 器 類 複 合 品 類 寸法が縦０．９ｍ，横０．６ｍ，長さ２．２ｍ以内のもの。 ただし，鋼材等については厚さ６ｍｍ以下とする。
危 険 ご み	石油ストーブ類 点火装置，燃料等を抜いたもの。